

平成 25 年度業務実績報告書

資 料 編

平成 26 年 6 月



独立行政法人 環境再生保全機構

Environmental Restoration and Conservation Agency

目 次

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

<公害健康被害補償業務>

(資料_補償 1) 公害健康被害補償制度の概要	1
(資料_補償 2-①) 汚染負荷量賦課金申告件数及び申告額の年度別推移	2
(資料_補償 2-②) 汚染負荷量賦課金の業種別申告額の年度別推移	2
(資料_補償 3) 都道府県別汚染負荷量賦課金の徴収決定状況	3
(資料_補償 4) 申告書等の審査・実地調査箇所の選定及び指導内容等	4
(資料_補償 5) 徴収業務の一部についての民間競争入札による実施内容	6
(資料_補償 6) オンラインによる汚染負荷量賦課金申告のお願い	8
(資料_補償 7) 平成 25 年度汚染負荷量賦課金申告・納付説明会等での対応について	10
(資料_補償 8) 平成 26 年度算定様式雛型ファイルのダウンロードの開始について	11
(資料_補償 9) オンラインによる汚染負荷量賦課金申告のお願い	12
(資料_補償 10-①) 旧第一種地域被認定者数の年度別推移	15
(資料_補償 10-②) 補償給付費納付金の年度別推移	15
(資料_補償 11) 公害保健福祉事業費納付金の年度別推移	16

<公害健康被害予防事業>

(資料_予防 1) 公害健康被害予防事業の概要	17
(資料_予防 2) 公害健康被害予防基金債券運用状況	18
(資料_予防 3) 平成 25 年度ソフト 3 事業等実施状況	19
(資料_予防 4) 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」フォローアップ (各府省・各法人における措置状況)	20
(資料_予防 5) 平成 25 年度知識の普及事業実施状況	21
(資料_予防 6) 平成 25 年度研修事業実施状況	27
(資料_予防 7) ニーズを踏まえた事業改善の事例及び今後の事業への要望	28
(資料_予防 8) 意見交換を実施した団体	30
(資料_予防 9) ソフト 3 事業の事業実施効果の測定・把握のための本格調査及び 事業改善に向けた検討状況	31
(資料_予防 10) ソフト 3 事業の事業実施効果の測定・把握のための調査報告 (抜粋)	32
(資料_予防 11) 平成 25 年度環境保健分野に係る調査研究概要	36
(資料_予防 12) 平成 25 年度環境改善分野に係る調査研究概要	39
(資料_予防 13) 公害健康被害予防に関する調査研究の評価について	40

<地球環境基金業務>

(資料_地球1) 地球環境基金助成金の推移	44
(資料_地球2) 平成25年度助成金分野別件数内訳	45
(資料_地球3) 平成26年度地球環境基金助成金交付要望審査に当たっての重点配慮事項	47
(資料_地球4) 地球環境基金あり方検討プロジェクトチーム 検討の経過	49
(資料_地球5) 平成24年度事後評価結果、平成25年度事後評価実施状況	53
(資料_地球6) 助成事業に関するフォローアップ調査について	55
(資料_地球7) 平成25年度研修・講座実施状況	63
(資料_地球8) 平成25年度研修・講座のアンケート結果・意見・要望等	64
(資料_地球9) 寄付金・件数の推移について	65
(資料_地球10) 地球環境基金造成状況について	66

<ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務>

(資料_PCB1) ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物処理基金業務について	67
(資料_PCB2) ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物処理基金拠出状況について	69

<維持管理積立金の管理業務>

(資料_維持管理1) 維持管理積立金管理業務について	70
----------------------------	----

<石綿健康被害救済業務>

(資料_石綿1) 平成25年度広報実施計画(概要)	71
(資料_石綿2) 平成25年度広報実績一覧	73
(資料_石綿3) 広報の効果測定について(平成25年度)	78
(資料_石綿4) 機構ホームページ中「アスベスト(石綿)健康被害」のページアクセス数の推移	80
(資料_石綿5) 平成25年度窓口相談・フリーダイヤル件数集計結果	81
(資料_石綿6) 被認定者及びその遺族に対するアンケート調査結果概要	83
(資料_石綿7) 医療関係者に対するアンケート調査結果概要	85
(資料_石綿8) 制度運営の円滑化に係る事業・調査(平成25年度)	87
(資料_石綿9) ホームページ公表・報道発表概要	89
(資料_石綿10) 申請書等の受付状況と認定等状況	90
(資料_石綿11) 認定等に係る処理日数	93
(資料_石綿12) 審査中の案件に係る状況(平成25年度)	95
(資料_石綿13) 認定申請書及び特別遺族弔慰金等請求書の受付状況(平成25年度)	96
(資料_石綿14) 認定申請書及び特別遺族弔慰金等請求書の受付状況(法施行日から平成26年3月31日までの累計)	97
(資料_石綿15) 医療費及び特別遺族弔慰金等の支給に係る認定状況(平成25年度)	98
(資料_石綿16) 医療費及び特別遺族弔慰金等の支給に係る認定状況(法施行日から平成26年3月31日までの累計)	99
(資料_石綿17) 救済給付の支給件数・金額(経年変化)	100

II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 組織運営

(資料_共通 1) 重要リスク点検表、リスク分類ごとの件数と重要リスク項目の事例 101

2. 業務運営の効率化

(資料_共通 2) 機構内に設置した委員会一覧 103

(資料_共通 3) 年平均給与額の推移 108

(資料_共通 4) 予算・決算の概況、経費削減及び効率化目標との関係 109

(資料_共通 5-①) 平成 25 年度契約の現状 110

(資料_共通 5-②) 平成 25 年度契約に関する取組状況 112

(資料_共通 6) 契約監視委員会等の概要について 114

(資料_共通 7) 運用方針について 116

(資料_共通 8) 随意契約等見直し計画 117

(資料_共通 9) 一者応札（応募）改善方策 120

3. 業務における環境配慮

(資料_共通 10) 平成 25 年度環境配慮のための実行計画 122

III 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

財務の状況について

(資料_共通 11-①) 簡潔に要約された財務諸表（法人全体） 127

(資料_共通 11-②) 財務情報 財務諸表の概況 129

(資料_共通 11-③) 事業の説明 財源構造 131

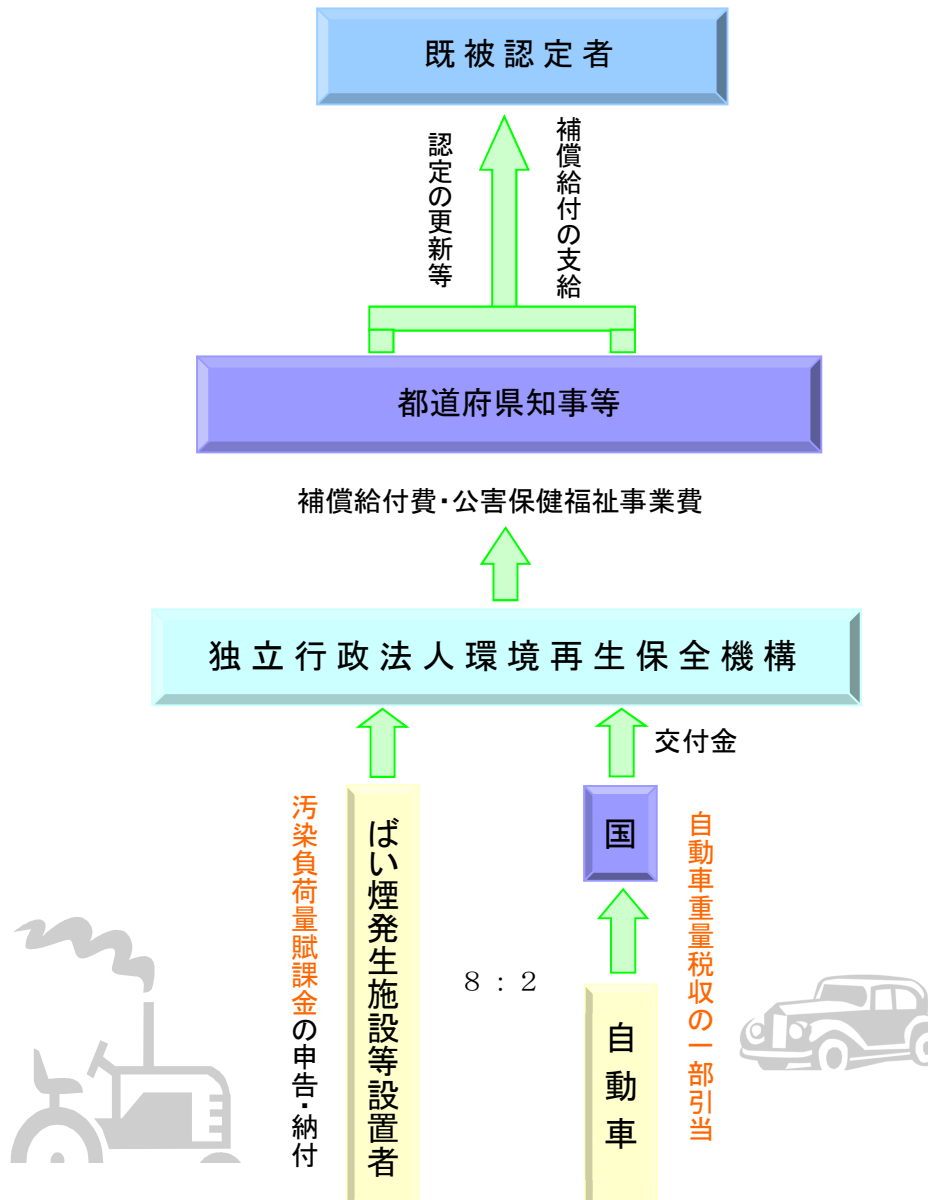
VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項

2. 人事に関する計画

(資料_共通 12) 平成 25 年度職員研修実績 132

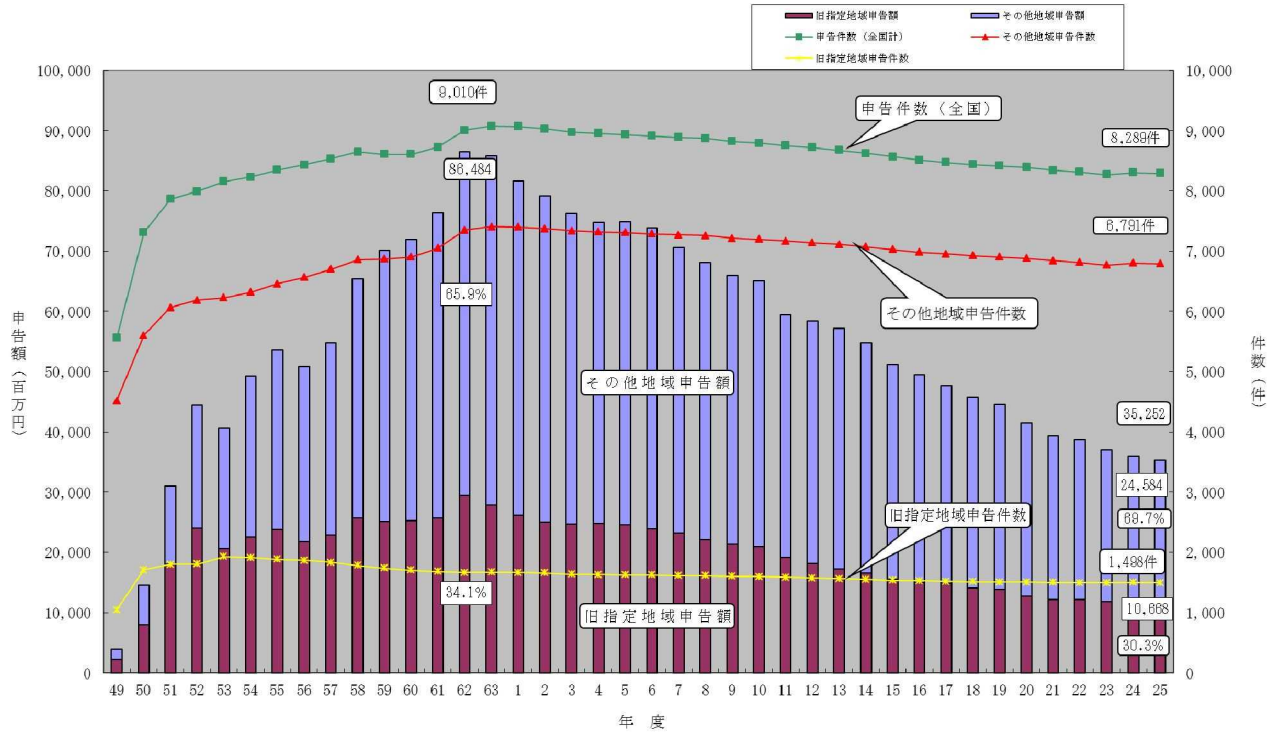
公害健康被害補償制度の概要

- [制度の発足] 昭和49年9月（昭和63年3月改正法施行）
- [制度の趣旨] 本来当事者間で民事上の解決が図られるべき公害健康被害について補償を行い、被害者の迅速・公正な保護を図るものです。
- なお、昭和63年3月の制度改正により旧第一種地域（41地域）の指定解除を行うとともに、新たな患者の認定は行われていません。
- [制度の内容] 公害健康被害補償制度は、補償給付及び公害保健福祉事業に必要な費用の相当分（汚染負荷量賦課金、特定賦課金）をばい煙発生施設等設置者又は特定施設等設置者から徴収し、それを公害に係る健康被害発生地域の都道府県等（46県市区）に納付するというものです。
- [本制度の概要]



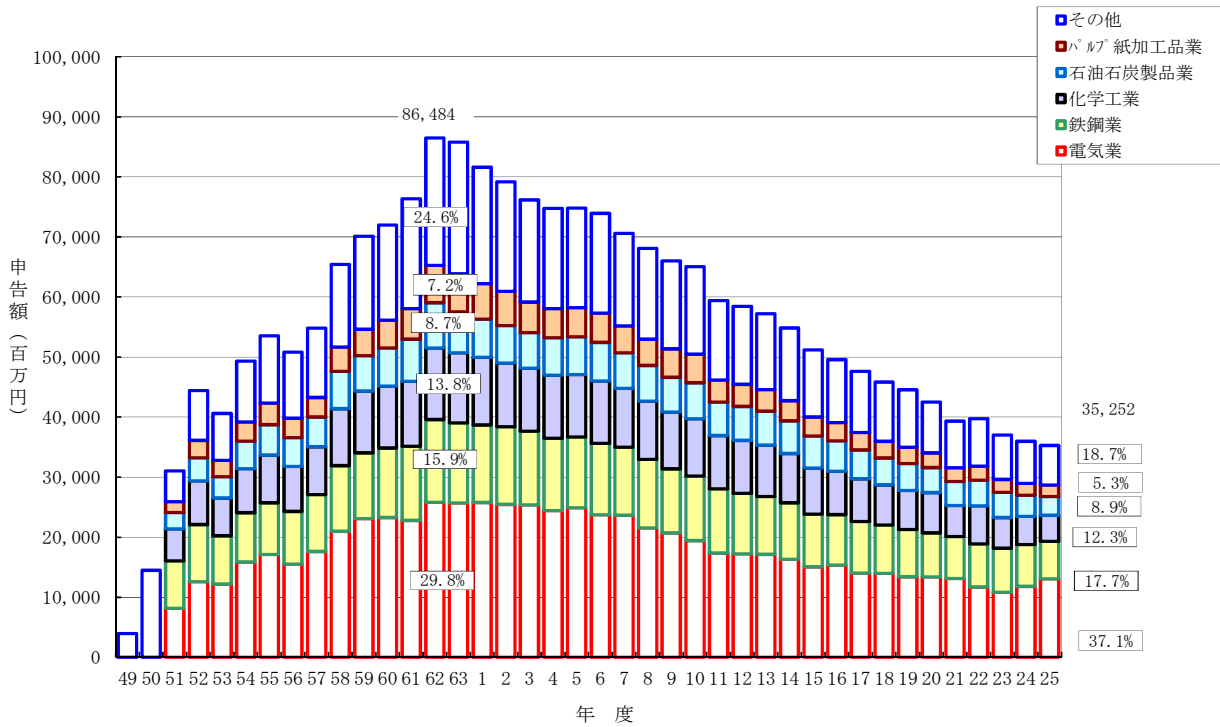
汚染負荷量賦課金申告件数及び申告額の年度別推移

資料2-①



汚染負荷量賦課金の業種別申告額の年度別推移

資料2-②



都道府県別汚染負荷量賦課金の徴収決定状況（旧第一種地域）

（単位：件、千円）

区 分	平成24事業年度		平成25事業年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
北海道	513	3,815,160	512	3,864,975
青森	99	292,118	98	305,015
岩手	112	238,727	111	214,375
宮城	135	271,939	135	373,446
秋田	108	375,678	108	354,992
山形	78	115,983	78	123,541
福島	141	753,658	141	980,163
茨城	213	2,141,257	213	2,327,566
栃木	164	216,525	162	196,022
群馬	131	198,388	131	188,938
埼玉	283	205,888	283	199,712
千葉県	279	1,281,692	280	1,213,161
東京都	666	1,295,120	663	1,458,637
神奈川県	412	1,668,860	412	1,621,071
新潟	178	530,992	179	504,217
富山	123	339,114	123	333,611
石川	66	50,425	66	47,657
福井	67	173,429	68	168,596
山梨	48	20,431	48	19,324
長野	130	106,533	131	101,427
岐阜	152	322,070	152	279,795
静岡県	332	650,963	331	614,151
愛知県	614	2,857,161	612	2,538,742
三重	165	1,337,385	164	1,236,202
滋賀	111	137,835	111	131,921
京都	130	108,815	128	108,467
大阪	563	1,112,156	562	1,093,457
兵庫県	396	1,153,451	395	1,115,156
奈良	65	43,120	65	39,001
和歌山	72	590,349	72	639,721
鳥取	36	99,684	36	98,768
島根	66	113,533	66	109,206
岡山	190	2,896,134	190	2,435,781
広島	187	1,433,127	188	1,406,789
山口	151	1,467,408	151	1,425,822
徳島	58	254,292	58	273,216
香川	69	773,244	69	832,571
愛媛	97	852,847	97	841,771
高知	38	60,438	38	53,339
福岡	272	1,781,527	273	1,752,443
佐賀	58	170,071	58	163,743
長崎	64	655,829	64	673,976
熊本	103	136,742	103	125,635
大分	93	1,265,155	93	1,142,778
宮崎	71	611,606	71	572,968
鹿児島	91	364,663	90	364,717
沖縄	64	629,200	62	566,148
計	8,254	35,970,723	8,241	35,232,726
過年度分	48	41,507	48	19,243
合計	8,302	36,012,229	8,289	35,251,969

(注) 1. 平成24年度の数値は平成25年3月末、平成25年度の数値は平成26年3月末の数値である。
2. 金額の計欄の数値と合計の数値は、四捨五入しているため一致しない場合がある。

申告書等の審査・実地調査箇所の選定及び指導内容等

1. 申告書等の審査

「汚染負荷量賦課金申告書審査事務取扱達」及び「汚染負荷量賦課金申告書審査の手引」に基づいて、申告書等の審査を行った。

なお、申告書審査において、審査件数 8,241 件のうち 370 件（4.49%）の端数処理誤りや転記誤り等があった。残りは適正な申告が行われていた。

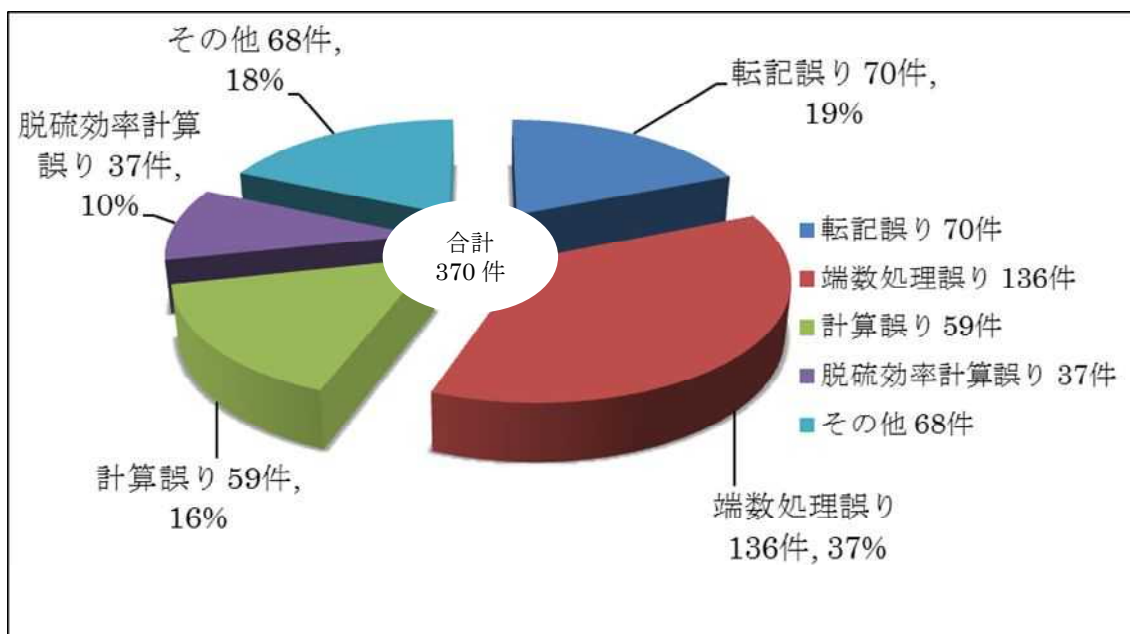
申告書等の審査結果

	審査件数	備 考
申 告 書	8,241 件	
名称等変更決議	326 件	*1
申告書送付先変更決議	218 件	*2
納付義務者判定決議	100 件	合併・譲渡・会社分割等による納付義務者判定

*1 事業所の名称や住所の変更、会社の合併や分社化等による名称等変更届出書の処理

*2 事業所の移転や閉鎖等による申告書送付先変更処理

平成 25 年度申告内容誤り件数



2. 実施箇所の選定

「実地調査等事務取扱達」等に基づき、対事業所に係る前年度の申告書審査において確認等を行う必要性のある事業所を選定した。

平成 25 年度実地調査対象事業所の確認等をすべき内容

事前に判明した確認等が必要な内容	要確認件数	%
① 納付義務者からの自主的な申出によるもの	0	0.0
② 脱硫の考え方や脱硫効率計算の疑義	18	15.1
③ 施設の漏れの可能性	9	7.6
④ 燃料、焼却物の漏れの可能性	14	11.8
⑤ 加重平均の内容に疑義	13	10.9
⑥ 前年度に比べSO _x 量の大幅な減少	2	1.7
⑦ 排ガスの測定方法や測定結果の疑義	27	22.7
⑧ 水分補正の疑義	9	7.6
⑨ その他	27	22.7
合 計	119	100.0

注) 本表の要確認件数は、事業所によっては複数の確認等の内容があるため、今年度の実地調査実施事業所数(64事業所)とは一致しない。

3. 実施調査の結果

実地調査において申告書審査で確認等をすべき内容を確認するとともに、併せて、適切な申告のための指導を行った。

平成 25 年度実地調査における指導内容

指導内容	指導件数	%
① 転記誤り、記入漏れ、燃料使用量等の計上誤り	30	16.3
② 端数処理誤り、有効数字の取扱い誤り	21	11.4
③ 加重平均の適用誤り	14	7.6
④ 施設の申告漏れ	23	12.5
⑤ 燃原料の申告漏れ	32	17.4
⑥ 汚染負荷量賦課金に関する書類の保存方法の誤り	11	6.0
⑦ 排ガスの測定方法の選定誤り	23	12.5
⑧ 算定様式の適用誤り	4	2.2
⑨ 脱硫効率の計算等の誤り	13	7.1
⑩ 水分補正の誤り	8	4.3
⑪ その他	5	2.7
合 計	184	100.0

注) 本表の指導件数は、事業所によっては複数の指導内容があるため、今年度の実地調査実施事業所数(64事業所)とは一致しない。

徴収業務の一部についての民間競争入札による実施内容

(1) 徴収業務の一部について

徴収業務の一部は、公害健康被害補償法（以下「旧公健法」という。）第 89 条に、納付義務者が加入している団体に政令で定める団体に業務委託できる旨が規定され、政令で定める団体として商工会議所法に定める商工会議所等が規定されていた。旧公害健康被害補償予防協会（以下「旧公健協会」という。）は、同条の規定に基づき、公害健康補償制度が発足した昭和 49 年度から環境庁長官及び通商産業大臣の認可を受け、156 の商工会議所と業務委託契約を行っていたものである。

委託している徴収業務の一部の内容は以下のとおりである。

- ① 申告書等の送付及び受理点検
- ② 制度の普及宣伝
- ③ 申告書等の提出要請
- ④ 申告・納付説明会等の開催 など

(2) 民間競争入札の実施について

独立行政法人環境再生保全機構が商工会議所に委託している公害健康被害補償業務の徴収業務については、公共サービス改革基本方針（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）に基づき、平成 21 年度から民間競争入札制度を活用した契約により行うことになった。民間競争入札の実施の概要は以下のとおりである。

- ① 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）に基づき、民間競争入札実施要項（案）（以下「実施要項（案）」という。）を作成。
- ② 実施要項（案）の公表・意見募集（パブリックコメント）を実施。
- ③ パブリックコメントの結果を踏まえて実施要項（案）を内閣府へ提出。
- ④ 内閣府に設置された官民競争入札等監理委員会において審議。
- ⑤ 審議を踏まえた実施要項（案）を官民競争入札等監理委員会に附議、了承を得る。
- ⑥ 了承された民間競争入札実施要項に基づき、入札。落札者は総合評価方式で決定。
- ⑦ 事業の実施状況報告を内閣府に提出。
- ⑧ 官民競争入札等監理委員会において、事業実施状況の評価審議。

(3) 民間競争入札の結果について

- ① 平成 20 年度入札実施（平成 21 年度から平成 25 年度（5 年間）の委託契約）
- ア. 日本商工会議所と委託契約を締結。従前の 156 商工会議所との個別委託契約から、日本商工会議所が各地商工会議所を一括して管理・指示することになったこと、また、申告書等の点検（前年度の硫黄酸化物排出量の増減が著しい場合のヒアリング調査）や未申告督促業務の一部を新たに委託業務に追加したことにより、機構業務の効率化に寄与することになった。
- イ. 官民競争入札等監理委員会（平成 25 年 3 月 28 日）において、平成 21 年度から 24 年度までの業務実施状況及び事業評価について審議が行われ、「業務は適切に行われており業務の質の向上及び経費の削減が図られているが、次回の民間競争入札に際しては、競争性の確保等について検討する必要がある」との評価を得た。
- ② 平成 25 年度入札実施（平成 26 年度から平成 30 年度（5 年間）の委託契約）
- ア. (3) ①イの官民競争入札等監理委員会において意見のあった競争性の確保等の問題については、業者ヒアリング及びパブリックコメントを実施し、その結果を踏まえ、実施要項を作成した。
- イ. 入札には 2 社が参加。外部有識者等を含めた評価委員会において入札参加者による企画提案書のプレゼンテーション及び審査を行い、開札を実施した。その結果、落札者は日本商工会議所に決定した。
- ウ. 契約金額は 779,328,995 円（5 年間分：税抜）で、平成 20 年度契約の 866,056,065 円（5 年間分：税抜）より 86,727,070 円減少（△10.0%）した。

(平成 25 年度民間競争入札実施概要)

- ① 6 月～7 月 業者ヒアリング実施
ヒアリング結果を踏まえ「実施要項（案）」作成
- ② 7 月 17 日～8 月 6 日 パブリックコメント実施
- ③ 8 月 14 日 パブリックコメントを踏まえた「実施要項（案）」を内閣府へ提出
- ④ 8 月 28 日 官民競争入札等監理委員会入札監理小委員会で審議
- ⑤ 9 月 3 日 官民競争入札等監理委員会へ「実施要項（案）」付議
- ⑥ 9 月 12 日 官民競争入札等監理委員会「実施要項（案）」了承
- ⑦ 9 月 24 日 入札公告
- ⑧ 11 月 22 日 評価委員会を開催し、企画提案書を審査
- ⑨ 12 月 16 日 開札
落札予定者の暴力団排除条項該当性の有無について、内閣府を通じ警察庁へ照会
- ⑩ 12 月 26 日 内閣府を通じ警察庁の回答受理
- ⑪ 1 月 7 日 落札者を日本商工会議所に決定
- ⑫ 2 月 26 日 日本商工会議所と業務委託契約を締結

オンラインによる汚染負荷量賦課金申告のお願い

独立行政法人環境再生保全機構

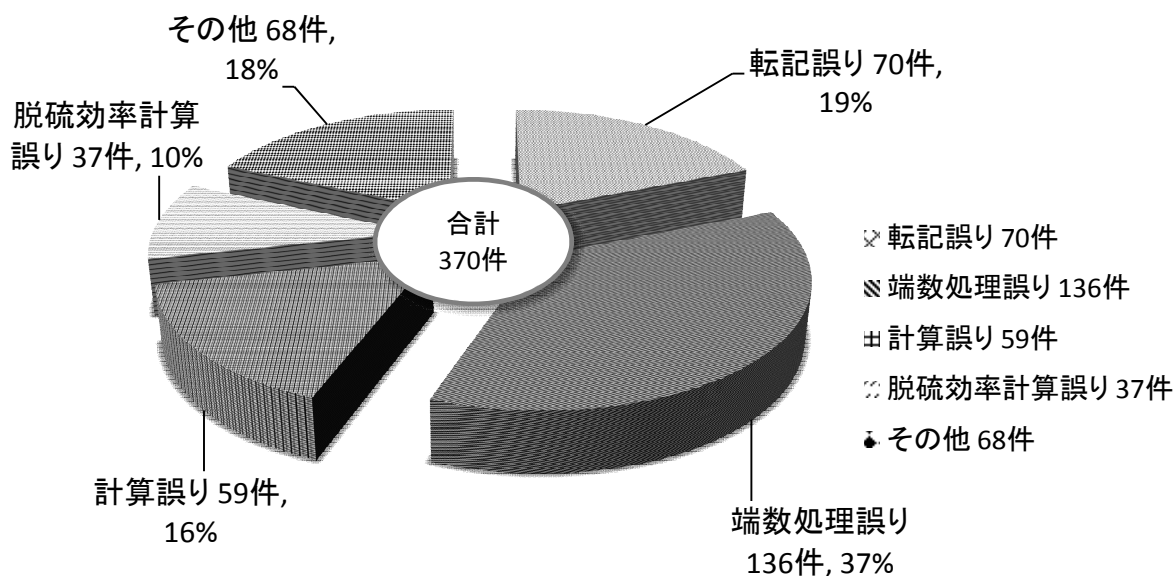
汚染負荷量賦課金の申告・納付義務者の皆様方におかれましては、「公害健康被害の補償等に関する法律」の趣旨をご理解のうえ、汚染負荷量賦課金の適正な申告・納付にご協力いただきありがとうございます。

さて、平成 26 年度汚染負荷量賦課金の申告ではオンライン申告をご活用いただきたく、オンライン申告のメリットをご紹介します。

<平成 25 年度申告での主な申告誤り>

平成 25 年度の汚染負荷量賦課金の申告におきましては、申告内容に誤りがあるものが 370 件ありました。その内容は下図のとおりとなっております。このような誤りに伴って申告額に変更が生じた場合は、修正申告等が必要となります。

オンライン申告用の雛型ファイルは、自動計算、入力チェック機能を搭載しており、端数処理等の計算誤り・入力漏れを防ぐなどのメリットがあります。



<オンラインによる申告のお願い>

汚染負荷量賦課金申告に当たりまして、現在、3 通りの申告方法（オンライン申告、FD 申告、用紙申告）をご用意しているところですが、納付義務者の皆様方の事務負担軽減の観点からオンラインによる申告を推奨しております。

オンライン申告用の雛型ファイルは、自動計算、入力チェック機能を搭載しており、端数処理等の計算誤り・入力漏れを防ぐなどのメリットがあります。

さらに、オンライン申告されている方々には、11 月から算定様式雛型ファイルのダウンロードが可能となっておりますので、翌年度の申告の準備が早期に行うことができます。

平成 25年度 汚染負荷量賦課金申告書

提出年月日 平成25年5月15日

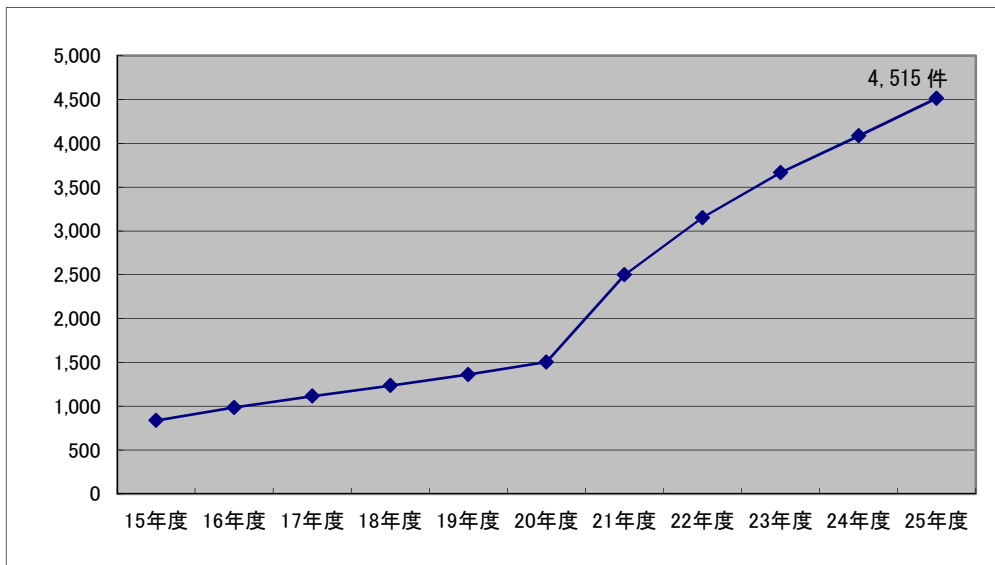
独立行政法人環境再生保全機構理事長 殿

公害健康被害の補償等に関する法律第55条第1項の規定に基づき、次のとおり申告します。

①	申告区分	賦課金区分	汚染負荷量賦課金番号		
	10	1	納付義務者番号 03309	工場・事業場 01	C・D 2
② 納ばい付煙発養生施設等設置者	(イ)住所	カナガワケン カリネキシ サイワイク オオミヤチョウ 1310 郵便番号 212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310			
	(ロ)氏名又は名称	アオゾライロキヨウカフシキカイシャ 青空工業株式会社			印
	(ハ)代表者氏名	アオゾライロキヨウ 青空一郎	電話番号 044-520-9543	オオモリスオ 大森一夫	印
	(ニ)同左代理人				
	(ホ)資本金	6,230,000 千円			
③ 対象工場・事業場	(イ)所在地	ミヤギケン センガイシ ミヤギノク ミナト1-2-3 郵便番号 983-0001 宮城県仙台市宮城野区港1丁目2-3			
	(ロ)名称	センガイコウジョウ 仙台工場			電話番号 022-562-8181
	(ハ)工場長氏名	オオモリスオ 大森一夫	(ニ)業種名 鉄鋼業	④ 1時間当たりの最大排出ガス量 92,016	立方メートル/時 (m3N)
	(イ)硫酸化物排出量	(ロ)単位排出量当たり賦課金 (円/立方メートル)	(ハ)=(イ)*(ロ)汚染負荷量賦課金額		
汚染負荷量計算	過去分	累積換算量(m3N/算定基礎期間) 100	円 銭 59.69	円 5,969	
	現在分	前年の排出量(m3N/年) 10,000	1623.94 955.26	円 1,061,400	
	延納の申請	<input checked="" type="radio"/> する <input type="radio"/> しない	1098.55 716.45	円 1,067,300	
		1003.02	106.14	合計	
⑦ 汚染負荷量賦課金の期別納付額内訳					
(イ)全期又は第1期(初期)	(ロ)第2期	(ハ)第3期	(ニ)第4期		
266,900 円	266,800 円	266,800 円	266,800 円		

まだ、認証情報を取得されていない工場・事業場の皆様方におかれましては、是非とも、平成26年度の汚染負荷量賦課金申告につきましてオンラインによる申告をご検討くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

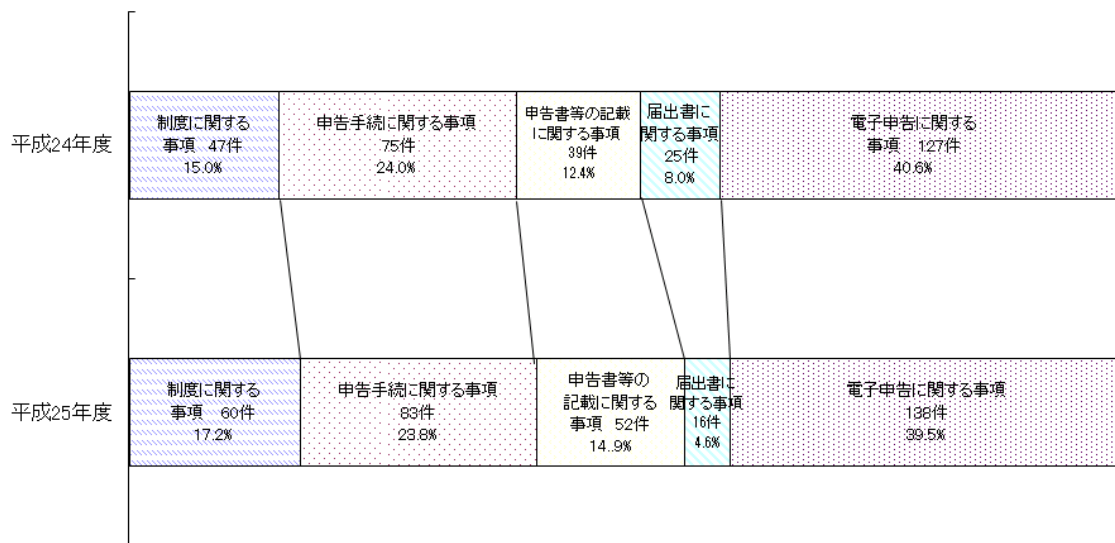
オンライン申告件数の推移



平成 25 年度汚染負荷量賦課金申告・納付説明会等での対応について

1. 納付義務者に対しては、全国 156 商工会議所 105 会場において、4 月に申告・納付説明会を実施した。
2. 申告・納付説明会、個別相談会では、納付義務者からの相談及び質問事項等（349 件）に対し、想定問答を作り、きめ細かな対応を行った。
3. 説明会での主な質問等
 - ・ 公害健康被害補償制度はいつまで続くのか。
 - ・ 施設を廃止したが、申告・納付義務はあるのか。
 - ・ 過去分はいつまで払わなければならないのか。
 - ・ オンライン申告の担当者が変わったが、どのような手続が必要か。

納付義務者からの相談・質問等の内訳



平成25年10月28日
事務連絡

汚染負荷量賦課金

申告・納付事務担当者 各位

独立行政法人環境再生保全機構 補償業務部

平成26年度算定様式雛型ファイルのダウンロードの開始について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

皆様方におかれましては、汚染負荷量賦課金の申告・納付につきまして、日頃より、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、電子申告等届出書を提出し、オンライン申告を行っている事業所の皆様には、翌年度申告の準備を早期に行えるよう、平成25年度雛型ファイルの算定様式（A～D様式）補正後の脱硫効率の算定過程を示す書類（E様式）、排ガス測定の結果を示す書類（b様式）及び加重平均一覧表を平成25年11月1日（木）より、ダウンロードいただけます。

ご不明な点がございましたら、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

記

・入手方法の流れ

- (1) 25年度の現パスワードと認証コード（CD）を用意してオンライン申告サイトへログイン
オンライン申告サイトの URL <https://shinkoku.erca.go.jp>
- (2) 平成26年度用算定過程様式のダウンロード（NEW！マークで表示）を選択
- (3) 必要な様式を入手

詳細については、「平成25年度汚染負荷量賦課金オンライン申告・FD申告マニュアル 96ページに記載してあります。

※ 注意事項

- ・申告書の雛型ファイルのダウンロードにつきましては、賦課料率を反映した4月1日以降となります。
- ・平成26年度オンライン申告を行う際は、年度更新により新しい仮パスワードが必要となりますので、機構から新しい仮パスワードを記載したハガキを例年同様3月下旬に到着するよう送付いたします。（4月1日以降は25年度の現パスワードは無効となります。）

【本件に対する問い合わせ先】

補償業務部 業務課 電算業務係 担当：野口、安藤

フリーダイヤル0120-135-304

平成 26 年 3 月 5 日
環 機 業 第 1 号

汚染負荷量賦課金

申告・納付事務担当者 各位

独立行政法人環境再生保全機構

理 事 長 福 井 光 彦

オンラインによる汚染負荷量賦課金申告のお願い

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

皆様方におかれましては、汚染負荷量賦課金の申告・納付につきまして、日頃より、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、独立行政法人環境再生保全機構では、汚染負荷量賦課金の申告に当たりまして、三通りの申告方法（オンライン申告、FD申告、用紙申告）を用意しているところですが、納付義務者の皆様方の事務負担軽減、事務処理の迅速化・効率化を図る観点から、オンラインによる申告を推奨させていただいております。

オンラインによる申告は、データを暗号化(SSL暗号化通信)してインターネット経由で送信するため、データの安全性が確保されます。また、別紙のとおり押印が省略できるほか、記入漏れ・記入誤りを防ぐための自動チェック機能、最新データの自動取込み機能等、本年度から雛型ファイルの早期ダウンロードができるよう改善するなど、申告書作成時の事務負担が大幅に軽減されるメリットがあり、オンライン申告を利用される納付義務者の方々が年々増加してきているところでございます。

また、当機構では、オンライン申告に関する様々なご質問等に迅速に対応するため、オンライン専用のフリーダイヤルを設置しております。

平成26年度汚染負荷量賦課金の申告に当たりましては、是非ともオンラインによる申告をご検討くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。



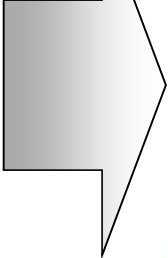


なお、昨年同様、4月の申告・納付説明会ではオンライン申告に特化した説明も行う予定ですので、是非とも説明会にご出席賜りますようお願い申し上げます。

オンラインによる申告のお願い

独立行政法人環境再生保全機構では、汚染負荷量賦課金の申告にあたってオンライン申告を推奨しております。

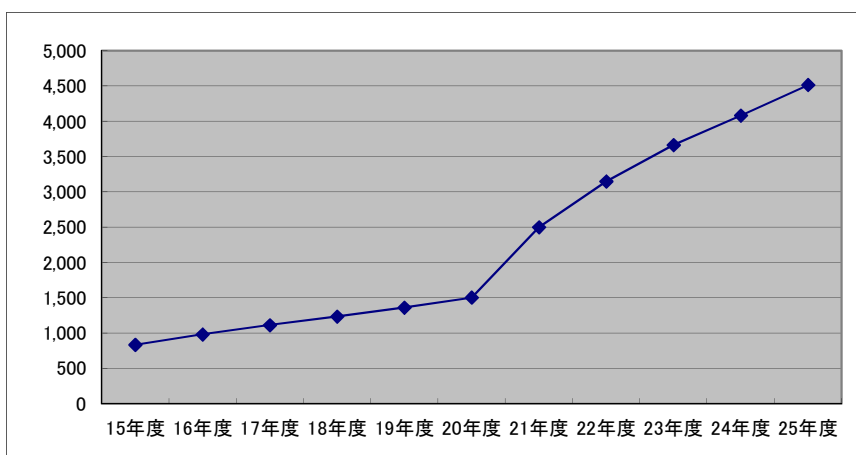
オンライン申告では、下記のとおり事務処理の効率性、確実性の向上を図ることが可能です。是非とも積極的なご活用を、よろしくお願い致します。

○ オンライン申告のメリット

代表取締役印は本社にある。 押印には時間がかかる…		申告の際の押印は必要なくなります！ ※紙に出力することもできます。
申告期限が近い。郵送ではもう間に合わない…		オンラインで即時、申告することができます！
計算や記入箇所が多くて、間違いやすい…		自動計算・チェック機能で記入漏れ、端数処理等の記入誤りを防げます！
前年度と同じ内容を、毎年記入している…		自動取込み機能により、作業時間が軽減されます！ ※今年度からオンラインに切替えた場合も最新データを自動的に取込むので入力する手間がかかりません。
翌年度の申告の準備のため、早めにSOX量の計算をしたい…		翌年度雛型ファイルの早期ダウンロードができます。 ※本年度改善しました。

○ オンライン申告件数の推移

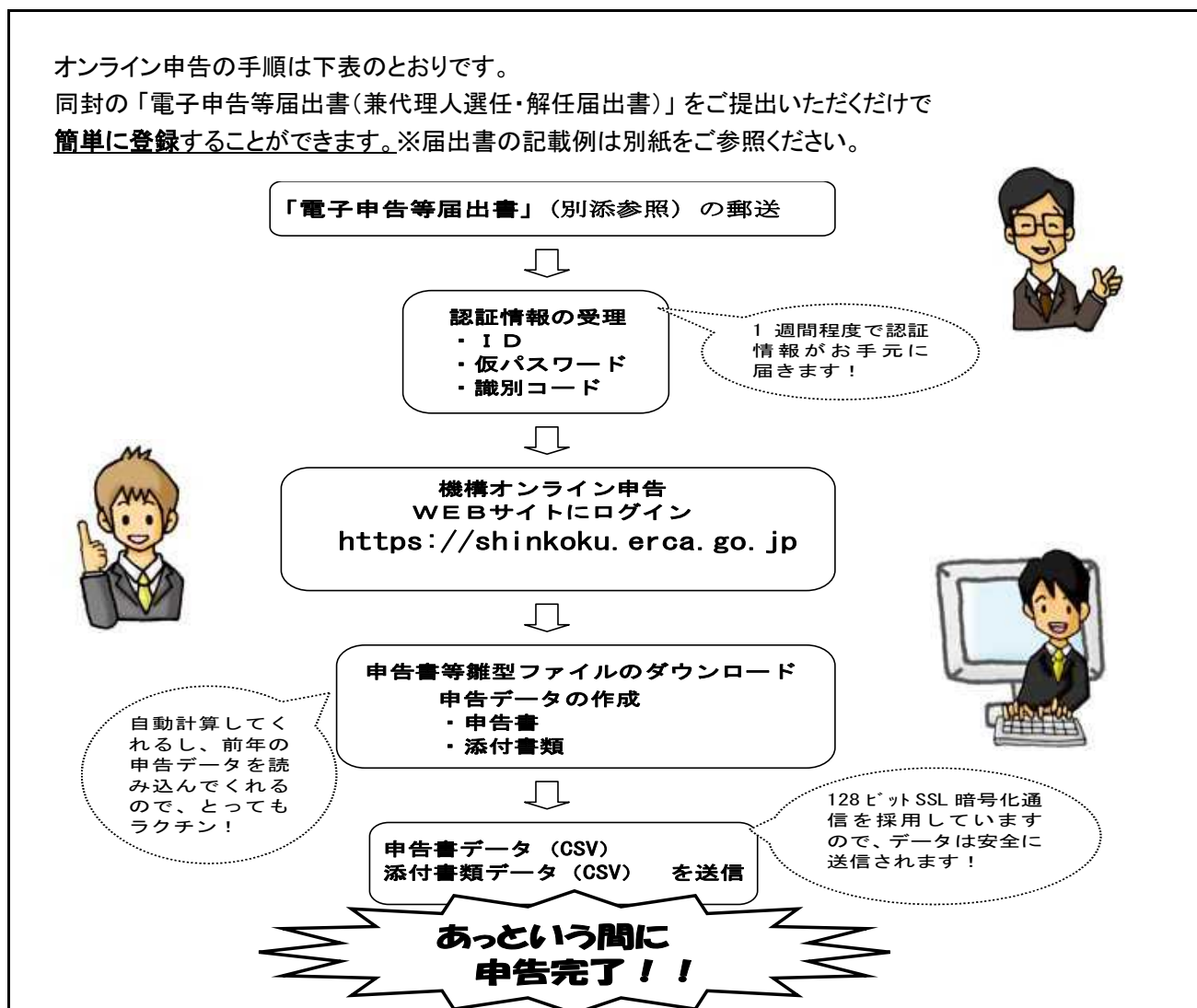
インターネットの普及とともに、オンライン申告をされる納付義務者の方が増加してきております。計算や記入ミスなどを防ぐこともでき、用紙申告より簡単に申告書を作成していただくことができます。



○ オンライン申告の手順

オンライン申告の手順は下表のとおりです。

同封の「電子申告等届出書(兼代理人選任・解任届出書)」をご提出いただくだけで簡単に登録することができます。※届出書の記載例は別紙をご参照ください。



○ オンライン申告に関してご不明な点は・・・

届出の書き方が分からない、操作方法が分からないなど、オンライン申告に関するご質問がございましたら、お気軽に下記へお問合せください。

ご連絡・お問合せ先

独立行政法人環境再生保全機構 補償業務部業務課



0120-135-304 (平日9:30~17:30)

いざGO みんなオンライン申告!

FAX : 044-520-2133

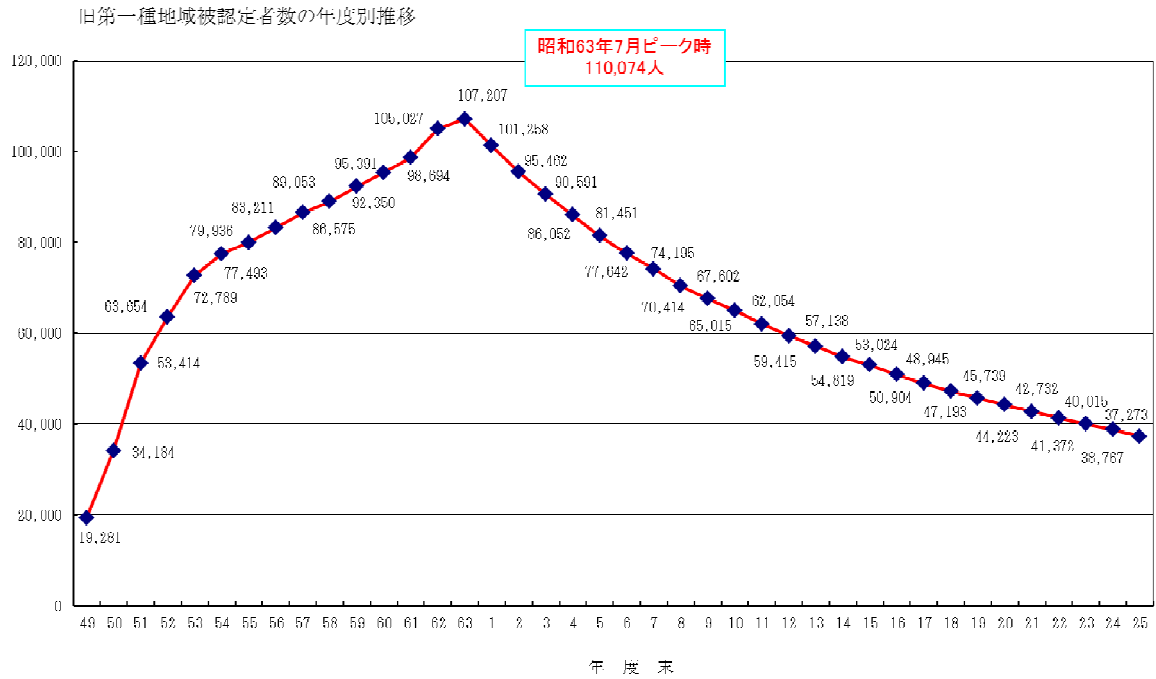
メールアドレス : h-gyoumu@erca.go.jp

〒212-8554 川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー8F



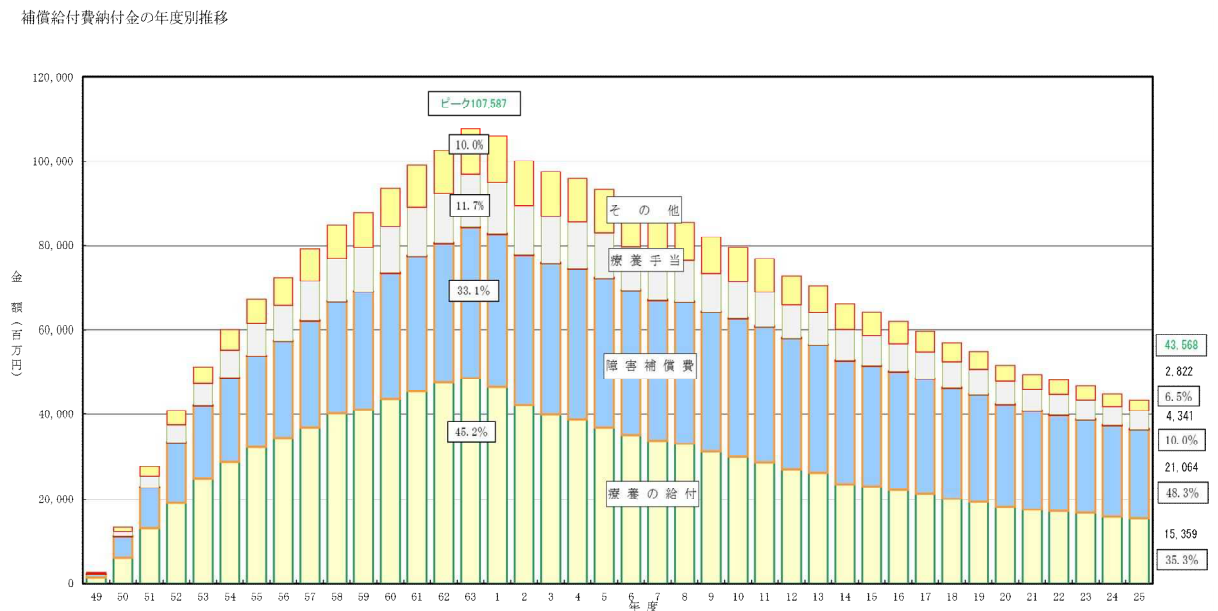
旧第一種地域被認定者数の年度別推移

資料 10-①



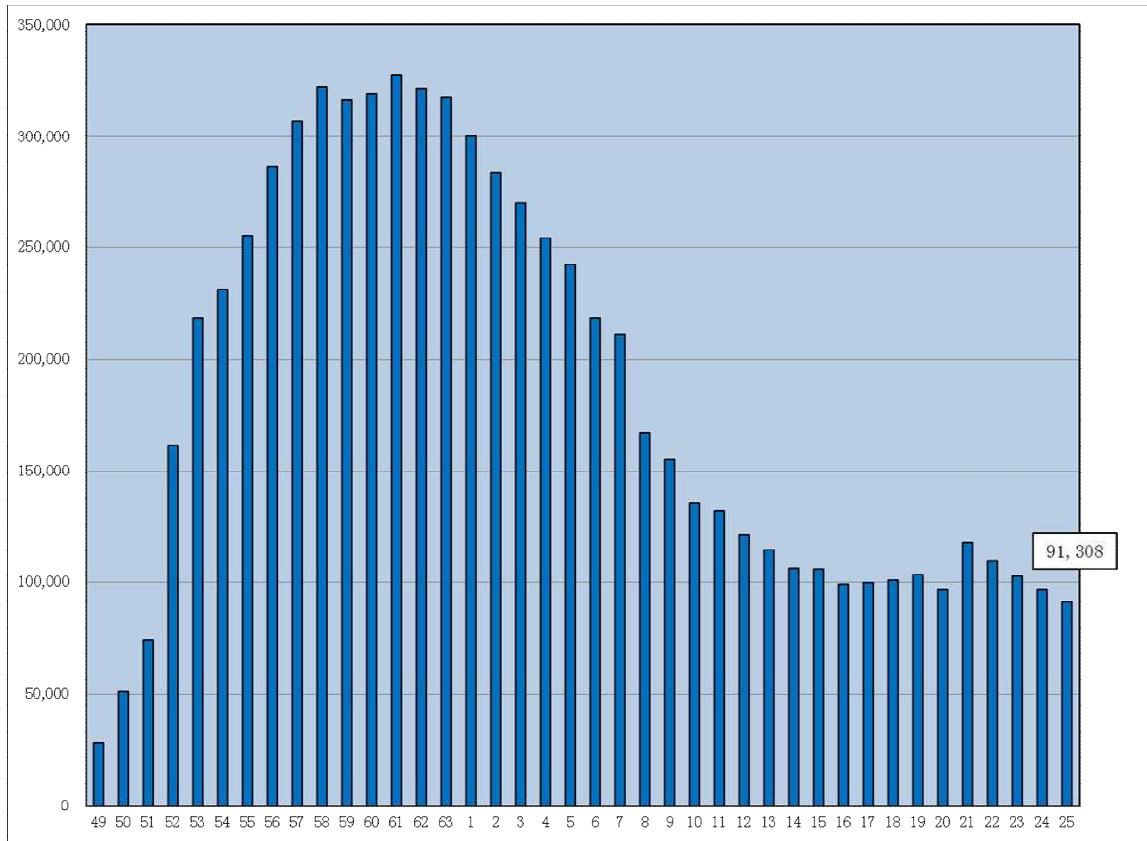
補償給付費納付金の年度別推移

資料 10-②



公害保健福祉事業費納付金の年度別推移

(単位：千円)

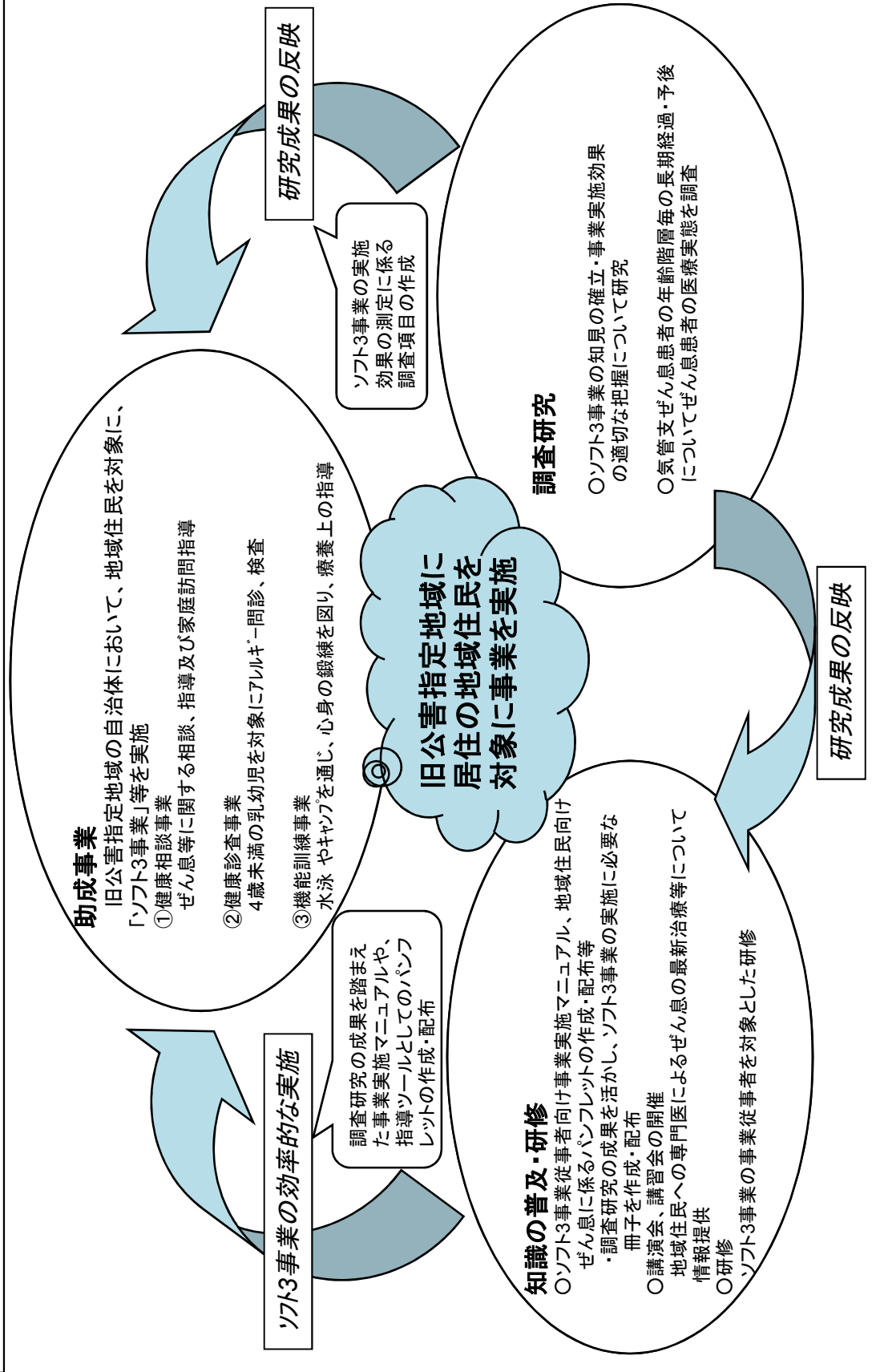


年度

公害健康被害予防事業の概要

◎S62の公健法の改正により、新たな患者認定を打ち切る代わりに、旧公害指定地域の住民を対象に、ぜんそく等の発症予防・健康回復のための環境保健サービスを提供

◎事業実施に必要な費用は、汚染原因者である事業者の拠出金等により 機構に造成された基金の運用益により実施



公害健康被害予防基金債券運用状況

1. 平成 25 年度購入債券

(単位：百万円、%)

銘 柄	購入額	表面利率
利付国庫債券第 145 回 (20 年)	1,797	1.70
政府保証第 171 回日本高速道路保有・債務返済機構債券	2,498	1.56
政府保証第 212 回日本高速道路保有・債務返済機構債券	1,000	1.50
第 122 回日本高速道路保有・債務返済機構債券	199.7	0.704

2. 債券別運用状況 (平成 26 年 3 月 31 日現在)

(単位：百万円、%)

銘 柄	期末残高	構成割合	運用収入	平均利回り
国 債	13,613	30.3	362	2.75
地方債	8,406	18.7	156	1.83
政府保証債	10,980	24.4	158	1.78
財投機関債	6,713	15.0	122	1.88
社 債	5,196	11.6	94	1.78
コーラブル円建外債※	0	0	47	4.74
合 計	44,909	100.0	939	2.09

※ コーラブル円建外債：円建外債は、外国政府、外国の地方公共団体、国際機関及び外国の特別の法令により設立された外国法人の発行する債券であって、本邦通貨をもって表示されるもの。通常の債券は発行時に償還額及び償還日が定められているが、コーラブル円建外債は発行体が償還日前に一括償還する権利を有している債券であって、発行時にコール条項として期限前一括償還について定められているもの。

なお、コーラブル円建外債については、平成 16 年 10 月以降、新規の取得は行っていない。

平成 25 年度 ソフト3事業等実施状況

事業内容		実施地方 公共団体 数	実施状況		金額 (千円)	
環 境 保 健 事 業	ソ フ ト 3 事 業	健康相談事業	44	参加人数(人)	14,261	54,300
				家庭訪問指導(人)	392	
				ピークフローメーター(個)	90	
				ネブライザー(台)	105	
	健康診査事業	26	指導対象リスク児数 (人)	187,748	152,758	
			血液検査受検者数 (人)	517		
	機能訓練事業	38	参加人数(人)	29,853	219,610	
			ピークフローメーター(個)	1,215		
	小 計			参加人数(人)	231,862	426,668
	附帯事業					10,715
医療機器等整備 (助成)事業		4	施設数	11	76,876	
小 計					514,259	
環 境 改 善 事 業	計画作成事業		0	事業数	0	0
	大気浄化植樹 (助成)事業		5	植樹面積(m ²)	1,753	8,208
	小 計					8,208
事務連絡等経費					1,450	
合 計					523,917	

※ ソフト3事業には自立支援型公害健康被害予防事業補助金 2 億円も活用

※※ 附帯事業は、自立支援型公害健康被害予防事業に附帯する事業として、ぜん息・COPD
電話相談事業など機構自らが実施する事業

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）」フォローアップ（各府省・各法人における措置状況）

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置内容・理由等
<p>公害健康被害 予防事業</p>	<p>事業の抜本的 見直し</p>	<p>22年度から 実施</p>	<p>『そらプロジェクト』の実施結果等を踏まえ、公害健康被害予防事業全体について事業内容等の抜本的な見直しを行うとともに、以下の取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本法人が実施する事業については、エコカーフェア、大気汚染防止推進月間関連事業等を廃止する。 ・地方公共団体が行う事業については、各メニューの必要性を精査し、公害健康被害予防事業としての役割の低下や実績、効果等に減少がみられる最新規制適合車等代替促進事業を廃止するなど真に必要な事業に限定する。 ・地方公共団体への助成については、事業の種類及び規模ごとに定額助成の基準額を設定する。 ・患者団体、関連学会等にヒアリングを実施し、ぜんそく患者のニーズに的確にこたえる事業内容に改善する。 	<p>「そらプロジェクト」の調査結果については、平成23年5月27日に公表された「局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査報告書」において、『幼児調査及び成人調査における自動車排出ガスへの曝露とぜん息発症やCOPDとの関連について、EC及びNOx個人曝露量推計値を指標とした解析の結果、自動車排出ガスへの曝露とぜん息発症との関連性は見いだせなかった。ただし、学童調査においては、EC及びNOx個人曝露量推計値を指標とした、予め解析計画で定められた主要な解析や、副次的な解析の一部において、自動車排出ガスへの曝露とぜん息発症との間に関連性が認められ」とされていること、</p> <p>公害健康被害予防事業は、昭和62年の公害健康被害の補償等に関する法律の改正において「大気汚染が総体として、慢性閉塞性肺疾患の中央公害審議会答申を踏まえて創設されたものであり、本趣旨に則れば、今回の「そらプロジェクト」の調査結果においても、大気汚染が何らからの影響を及ぼしている可能性が否定できないという現状に変わりなく、引き続き事業を継続していく必要がある。</p> <p>「そらプロジェクト」の調査結果や、地域の健康増進事業（児童や養護教諭などを対象としたぜん息患者のニーズの把握結果や事業実施効果の的確な把握・評価結果等を踏まえ、学童期を対象とした事業（児童や養護教諭などを対象としたぜん息患者のニーズの把握結果や事業実施効果の的確な把握・評価結果）を重点化する見直しを行い、継続して事業を実施した。さらに、過去の大気汚染によりぜん息を発症した高齢者に対する事業についても、患者からニーズの高い事業（成人ぜん息・COPDに関する講演会の増設や高齢者へ呼吸リハビリテーションを行う理学療法士などへの研修事業等）を重点化する見直しを行い、継続して事業を実施した。</p> <p>また、事業関係者の意見や事業に反映し事業の見直しを継続するための仕組みとして、患者団体との連絡会及び地方公共団体との連絡協議を平成23年度に実施し事業に対する意見交換を行った。平成24年度は、患者団体を一堂に集めた連絡会を実施するとともに、地方公共団体との連絡協議を継続して実施し事業に対する意見交換を行った。</p> <p>なお、予防事業としての役割・効果が減少した事業、目的に沿った効果の評価が困難な事業については、22年度から実施を取りやめるなどの事業の見直しを行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 機構が直接実施する事業について <ul style="list-style-type: none"> ・ エコカーフェア（21年度：28,795千円）、エコドライブプログラム（21年度：29,855千円）、大気汚染防止推進月間関連事業（21年度：28,343千円）を廃止した。（22年度） ● 地方公共団体が実施する事業への助成について <ul style="list-style-type: none"> ア. 最新規制適合車代替促進事業（22年度：17,280千円）は廃止した。（平成22年8月4日に地方公共団体へ通知、23年度より完全廃止） イ. 廃止した最新規制適合車代替促進事業以外の事業については、予防事業としての必要性を精査したところ、役割の低下、実績・効果等の減少が見られなかったため引き続き実施することとしている。なお、各事業の必要性の精査は、引き続き行う。 ・ 健康相談事業、健康診査事業及び機能訓練事業については、事業の実施効果を把握するために実施したアンケート調査結果により、事業参加前後の比較において、薬の使い方や環境整備に気を配るなど治療への欠席や行事不参加の減少及び症状の軽減等の事業実施効果が確認されている。 ・ 大気浄化植樹事業については、国立環境研究所の研究結果等により、樹木による大気浄化能力が確認されており、患者団体の健康回復に必要不可欠である。 ● 地方公共団体への助成については、事業の種類及び規模ごとの定額助成の基準額を設定し23年度より実施している。（平成23年3月28日に改正交付要綱を地方公共団体へ通知。） ● ぜんそく患者のニーズに的確にこたえる事業内容への改善を図る目的で、平成22年度にぜん息患者及びその家族並びに患者の治療・管理、保健指導に関わる方々の事業に対する最新のニーズを把握するため、患者団体（公害地域再生センターなど5団体）、関連学会（日本アレルギー学会など3団体）の医学専門家及び地方公共団体の環境保健部局（名古屋市など8ヶ所）へのヒアリングを実施した。平成23年度も患者団体へのヒアリングや連絡会を実施し、平成24年度は患者団体を一堂に集めた連絡会（9団体）を開催して意見交換を行い、患者等のニーズの吸い上げを行うとともに、把握されたニーズについては、ぜん息の患者教育等に従事する地域の保健師などを養成するための研修の実施やCOPDの基礎知識や発症予防対策などの内容盛り込んだ一般成人向けの啓発冊子の作成などの事業に反映させている。 <p>医療・保健指導等の専門家等が構成する検討委員会を設置し、評価の手法等を検討しつつ、事業の実施効果を把握するためのアンケート調査を実施した。（平成23～25年度も実施。）また、平成24年度に事業実施効果の高い事例を取りまとめた事例集を作成し、各地方公共団体に提供した。</p> <p>平成22～24年度調査の集計結果によると、事業参加前後の比較において、薬の使い方や環境整備に気を配るなど治療への取り組みの改善、学校等の欠席や行事不参加の減少及び症状の軽減等の事業実施効果が確認されている。</p> <p>なお、今後も効果的な事業実施に向けた事業実施効果の把握を進めていくこととしている。</p>
	<p>事業実施効果 の的確な把握</p>	<p>22年度中に 実施</p>	<p>事業対象者にアンケート調査を実施し、事業実施効果を的確に把握する。</p>	

平成 25 年度 知識の普及事業実施状況

1. ぜん息・COPD の予防等に関する講演会

実施時期	開催場所	参加者数	アンケート調査の結果			
			回答者数	回答率	5段階評価で 上位2段階までの評価	
平成 25 年 9 月 7 日 (土)	横浜市 磯子区民文化センター 杉田劇場	151 人	102 人	67.5%	97 人	95.1%
平成 25 年 10 月 4 日 (金)	横浜市 鶴見区民文化センター サルビアホール	155 人	109 人	70.3%	103 人	94.5%
平成 25 年 11 月 16 日 (土)	吹田市 千里市民センター 大ホール	133 人	88 人	66.2%	76 人	86.4%
平成 25 年 11 月 17 日 (日)	富士市 富士市消防防災庁舎 大会議室	93 人	72 人	77.4%	66 人	91.7%
平成 25 年 11 月 23 日 (土)	四日市市 四日市市総合会館 視聴覚室	116 人	77 人	66.4%	64 人	83.1%
平成 25 年 11 月 24 日 (日)	神戸市 兵庫県民会館 パルテホール	52 人	43 人	82.7%	42 人	97.7%
平成 25 年 12 月 13 日 (金)	東京都 東京都庁第一本庁舎 大会議場	368 人	245 人	66.6%	236 人	96.3%
平成 26 年 1 月 25 日 (土)	四日市市 四日市市総合会館 視聴覚室	90 人	65 人	72.2%	61 人	93.8%
平成 26 年 1 月 25 日 (土)	江東区 江東区民文化センター 第1・2研修室	55 人	38 人	69.1%	35 人	92.1%
平成 26 年 1 月 26 日 (日)	神戸市 神戸市勤労会館 大ホール	92 人	56 人	60.9%	49 人	87.5%
平成 26 年 1 月 31 日 (金)	神奈川県 足柄上合同庁舎 大会議室	95 人	83 人	87.4%	81 人	97.6%
平成 26 年 2 月 15 日 (土)	吹田市 千里市民センター 大ホール	80 人	60 人	75.0%	51 人	85.0%
計		1,480 人	1,038 人	70.1%	961 人	92.6%

2. ぜん息・COPD の予防等に関する講習会

実施時期	開催場所	受講者数	アンケート調査の結果			
			回答者数	回答率	5段階評価で 上位2段階までの評価	
平成 25 年 4 月 26 日 (金)	横浜市 横浜市旭区公会堂	259 人	126 人	48.6%	120 人	95.2%
平成 25 年 4 月 26 日 (金)	神奈川県 海老名市文化会館 大ホール	404 人	357 人	88.4%	351 人	98.3%
平成 25 年 5 月 16 日 (木)	世田谷区 第3庁舎プライトホール	76 人	65 人	85.5%	65 人	100%
平成 25 年 5 月 24 日 (金)	川崎市 市役所第4庁舎	174 人	162 人	93.1%	160 人	98.8%
平成 25 年 6 月 13 日 (木)	名古屋市 市立西中島小学校	41 人	32 人	78.0%	32 人	100%
平成 25 年 6 月 14 日 (金)	神戸市 市内保育園	47 人	43 人	91.5%	42 人	97.7%
平成 25 年 6 月 19 日 (水)	川崎市 市役所第4庁舎	128 人	116 人	90.6%	107 人	92.2%
平成 25 年 7 月 9 日 (火)	神戸市 市内幼児園	58 人	47 人	81.0%	47 人	100%
平成 25 年 7 月 13 日 (土)	富士市 富士市フィランセ	31 人	15 人	48.4%	15 人	100%
平成 25 年 7 月 18 日 (木)	名古屋市 市立長須賀小学校	32 人	25 人	78.1%	25 人	100%
平成 25 年 7 月 26 日 (金)	東京都 葛飾区立保田しおさい学校	51 人	43 人	84.3%	43 人	100%
平成 25 年 8 月 2 日 (金)	杉並区 区立永福小学校	311 人	226 人	72.7%	209 人	92.5%
平成 25 年 8 月 20 日 (火)	神戸市 神戸市総合教育センター	60 人	59 人	98.3%	59 人	100%
平成 25 年 9 月 11 日 (水)	四日市市 四日市市市民交流センター	94 人	89 人	94.7%	87 人	97.8%
平成 25 年 10 月 2 日 (水)	世田谷区 世田谷区教育センター	89 人	79 人	88.8%	75 人	94.9%
平成 25 年 10 月 16 日 (水)	神戸市 市内保育園	29 人	25 人	86.2%	25 人	100%

実施時期	開催場所	受講者数	アンケート調査の結果			
			回答者数	回答率	5段階評価で 上位2段階までの評価	
平成 25 年 12 月 6 日 (金)	名古屋市 名古屋市教育センター	253 人	211 人	83.4%	201 人	95.3%
平成 25 年 12 月 26 日 (木)	大阪市 大阪市保健所	24 人	23 人	95.8%	23 人	100%
平成 26 年 1 月 10 日 (金)	大阪市 大阪市北区民ホール	317 人	273 人	86.1%	270 人	98.9%
平成 26 年 1 月 31 日 (金)	名古屋市 昭和保健所	31 人	28 人	90.3%	25 人	89.2%
平成 26 年 2 月 5 日 (水)	川崎市 中原休日急患診療所	17 人	13 人	76.5%	13 人	100%
平成 26 年 3 月 9 日 (日)	静岡県 静岡市内	238 人	168 人	70.6%	162 人	96.4%
計		2,764 人	2,225 人	80.5%	2,156 人	96.9%

3. 市民公開講座

○第 30 回 日本小児難治喘息・アレルギー疾患学会市民公開講座

実施時期	開催場所	参加者数	アンケート調査の結果			
			回答者数	回答率	5段階評価で 上位2段階までの評価	
平成 25 年 6 月 9 日(日)	つくば国際会議場	196 人	102 人	52.0%	95 人	93.1%

○第 50 回 日本小児アレルギー学会市民公開講座

実施時期	開催場所	参加者数	アンケート調査の結果			
			回答者数	回答率	5段階評価で 上位2段階までの評価	
平成 25 年 10 月 20 日(日)	パシフィコ横浜 会議センター	238 人	130 人	54.6%	118 人	90.8%

4. ぜん息などのアレルギーをもつ児童・生徒のためのぜん息・アレルギーフォーラム

実施時期	開催場所	参加者数	アンケート調査の結果			
			回答者数	回答率	5段階評価で 上位2段階までの評価	
平成 26 年 3 月 2 日(日)	名古屋国際会議場	72 人	47 人	65.3%	43 人	91.5%

5. 保育所等におけるアレルギー疾患に対する普及啓発講習会

実施時期	開催場所	参加者数	アンケート調査の結果			
			回答者数	回答率	5段階評価で 上位2段階までの評価	
平成 25 年 9 月 20 日(金)	千葉市文化センター アートホール	294 人	234 人	79.6%	229 人	97.9%
平成 25 年 10 月 25 日(金)	岡山国際交流センター 国際会議場	179 人	165 人	92.2%	162 人	98.2%
平成 25 年 11 月 8 日(金)	静岡市民文化会館 大会議室	281 人	245 人	87.2%	243 人	99.2%
平成 25 年 12 月 20 日(金)	ビックパレット福島 中会議室	143 人	134 人	93.7%	134 人	100%
計		897 人	778 人	86.7%	768 人	98.7%

6. ぜん息電話相談事業

(1)実施状況

実施期間	相談時間	相談員	相談件数
平成 25 年 4 月 1 日～ 平成 26 年 3 月 31 日 月～金 (祝日・土日除く)	9 時～17 時	専門医又は看護師	1,155 件 (平成 26 年 3 月末時点)

(2)アンケート調査の結果

相談件数	回答者数	回答率	5段階評価で上位2段階までの評価	
1,155 人	1,086 人	94.0%	94.6%	1,027 人

7. ぜん息児水泳記録会

実施時期	開催場所	参加者数	アンケート調査の結果			
			回答者数	回答率	5段階評価で 上位2段階までの評価	
平成 25 年 9 月 1 日 (日)	大阪プール	136 人	119 人	87.5%	98 人	82.4%
平成 25 年 10 月 5 日 (土)	東京辰巳国際水泳場	158 人	133 人	84.2%	127 人	95.5%
計		294 人	252 人	85.7%	225 人	89.3%

8. 大気環境の改善に関する講演会

実施時期	開催場所	対象	参加者数	アンケート調査の結果			
				回答者数	回答率	5段階評価で 上位2段階までの評価	
平成 25 年 5 月 18 日(土)	神戸市 神戸メリケンパーク	地域住民	25 人	5 人	20.0%	5 人	100%
平成 25 年 9 月 29 日(日)	四日市市 四日市市文化会館	地域住民及 び事業者 等	17 人	17 人	100%	17 人	100%
平成 25 年 11 月 6 日(水)	北九州市 AIMビル 314 会議室	事業者等	11 人	9 人	81.8%	9 人	100%
平成 25 年 11 月 20 日(水)	大阪府 大阪府中央公会堂	事業者等	66 人	56 人	84.8%	50 人	89.3%
平成 25 年 11 月 22 日(金)	名古屋市 鯉城ホール	事業者等	442 人	350 人	79.2%	295 人	84.3%
平成 25 年 12 月 12 日(木)	三重県 じばさん三重	事業者等	71 人	65 人	91.5%	53 人	81.5%
平成 25 年 12 月 14 日(土)	倉敷市 倉敷市環境教育センター	地域住民等	46 人	43 人	93.5%	36 人	83.7%
平成 26 年 1 月 28 日(火)	千葉県 自治会館	事業者等	37 人	32 人	86.5%	30 人	93.8%
平成 26 年 1 月 29 日(水)	川崎市 市役所第 4 庁舎	事業者等	57 人	50 人	87.7%	46 人	92.0%
平成 26 年 2 月 14 日(金)	大阪府 咲洲庁舎	事業者等	39 人	30 人	76.9%	29 人	96.7%
平成 26 年 2 月 21 日(金)	北九州市 市庁舎	事業者等	26 人	21 人	80.8%	21 人	100%

実施時期	開催場所	対象	参加者数	アンケート調査の結果			
				回答者数	回答率	5段階評価で 上位2段階までの評価	
平成 26 年 3 月 18 日(火)	相模原市立環境情報 センター	事業者等	26 人	18 人	69.2%	18 人	100%
計			863 人	696 人	80.6%	609 人	87.5%

9. 大気環境の改善に関する講習会

実施時期	開催場所	参加者数	アンケート調査の結果			
			回答者数	回答率	5段階評価で 上位2段階までの評価	
平成 25 年 11 月 8 日(金)	倉敷市 倉敷自動車教習所	15 人	14 人	93.3%	14 人	100%
平成 25 年 11 月 22 日(金)	神戸市 甲子園自動車教習所	4 人	4 人	100%	4 人	100%
平成 25 年 11 月 27 日(水)	神戸市 甲子園自動車教習所	3 人	3 人	100%	3 人	100%
平成 25 年 11 月 27 日(水) 午前・午後	葛飾区 金町自動車教習所	5 人	5 人	100%	5 人	100%
平成 25 年 11 月 29 日(金)	葛飾区 金町自動車教習所	5 人	5 人	100%	5 人	100%
平成 25 年 11 月 29 日(金)	三重県 四日市市自動車学校	14 人	13 人	92.9%	13 人	100%
平成 25 年 12 月 3 日(火)	神戸市 甲子園自動車教習所	2 人	2 人	100%	2 人	100%
平成 25 年 12 月 11 日(水)	大阪府 咲洲庁舎	9 人	9 人	100%	9 人	100%
平成 26 年 1 月 16 日(木) 午前・午後	大阪市 オリックスドライビング スクール弁天町	18 人	18 人	100%	18 人	100%
平成 26 年 1 月 25 日(土)	神戸市 網干自動車教習所	2 人	2 人	100%	2 人	100%
計		77 人	75 人	97.4%	75 人	100%

※大気環境の改善に関する講習会は、実車等(トラック等)を利用した実技講習を伴うものであり、1回の参加定員は小規模なものである。

平成 25 年度 研修事業実施状況

コース名	実施場所	実施時期	受講者数	アンケート調査の結果				
				回答者数	回答率	5段階評価で上位2段階までの評価		
初任者研修(小児・成人)	大阪	平成 25 年 5 月 30 日 ～5 月 31 日	54 人	47 人	87.0%	47 人	100%	
機能訓練研修	(キャンプ・水泳)	東京	平成 25 年 6 月 19 日 ～6 月 21 日	57 人	39 人	68.4%	38 人	97.4%
	(体験型)	福岡	・事前講習会 平成 25 年 7 月 20 日 ～7 月 21 日	7 人	6 人	85.7%	6 人	100%
			・キャンプ実習 平成 25 年 8 月 20 日 ～8 月 23 日	9 人	6 人	66.7%	6 人	100%
保健指導研修(小児・成人)	大阪	平成 25 年 9 月 4 日 ～9 月 6 日	89 人	70 人	78.7%	68 人	97.1%	
予防事業フォローアップ研修	東京	平成 25 年 11 月 7 日 ～11 月 8 日	27 人	19 人	70.4%	18 人	94.7%	
環境改善研修	東京	平成 26 年 1 月 23 日 ～1 月 24 日	80 人	73 人	91.3%	68 人	93.2%	
呼吸リハビリテーションスタッフ 養成研修	東京	平成 25 年 12 月 7 日 ～12 月 8 日	68 人	53 人	77.9%	53 人	100%	
ぜん息患者教育スタッフ養成研修	名古屋	平成 26 年 2 月 13 日 ～2 月 14 日	87 人	85 人	97.7%	85 人	100%	
計			478 人	398 人	83.3%	389 人	97.7%	

ニーズを踏まえた事業改善の事例及び今後の事業への要望

1. ニーズを踏まえた事業改善

平成 24 年度事業参加者からのアンケート結果等を踏まえ平成 25 年度事業へ反映した事例

(1)水泳記録会、講演会、講習会等

要望等	反映事項、検討状況等
<p>○水泳記録会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ぜん息薬の吸入方法やピークフロー測定など自己管理手法について指導してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水泳記録会の開始前の時間帯を利用した小児アレルギーエデュケーターによる吸入実技指導等を交えたミニ体験教室及び全員参加型実技指導(ピークフローメータを用いた実技指導)を実施。また、ぜん息日誌に日々の症状やピークフロー値、使った薬の状況等を継続的に記録し、自己管理に取り組んでいる児童にベストセルフケア賞としての表彰を新たに実施。
<p>○講演会、講習会等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門医への相談、交流の機会を提供してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学会との共催による市民公開講座において、専門医による個別相談会を実施。

(2)研修

要望等	反映事項、検討状況等
<ul style="list-style-type: none"> ・コメディカルスタッフの養成の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・「呼吸リハビリテーション指導者養成に係る派遣型研修」における参加者増加の状況を鑑み、機構独自で「呼吸リハビリテーション養成スタッフ研修」を開催し、より多くの研修生の受け入れを実施。
<ul style="list-style-type: none"> ・大気環境問題に関する情報の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境改善研修の講義において、PM2.5に関する講義数を増やし、大気汚染の状況やPM2.5の測定・分析等についての最新の情報を提供。

要望等	反映事項、検討状況等
・研修生間における意見交換会の場の設定	・研修初日の最後に、所属している地方公共団体の取組みや問題点など、研修生間において情報交換が行える意見交換会を実施。
・業務が多忙で参加できなかった者へのフォローアップ ・研修参加者の復習の機会を促進	・研修終了後に、全地方公共団体へ研修テキストを送付。また、eラーニングシステムの運用を開始し、研修に参加できない者への自己学習の機会を提供するとともに、研修の復習を促進。

2. 平成25年度事業参加者のアンケート等により把握した今後の要望、意見等

〈水泳記録会、講演会、講習会等〉

要望等	反映事項、検討状況等
水泳記録会開催中の医師への個別相談の機会の提供	水泳記録会開催中は、個別相談に参加する時間がとりにくいことから、事前に質問を聴取し、プログラムの中で回答する時間を設けることを検討。
講演と実習を組み合わせたプログラムの実施	参加者の理解をより深めるために、講演と実習を組み合わせた形式でのプログラムでの実施を検討。

〈研修関係〉

要望等	反映事項、検討状況等
地域におけるコメディカルスタッフ養成の推進	予防事業対象地域内での医療体制の確立や人材育成の推進ために、コメディカルスタッフ研修を関東地区、東海地区、関西地区、岡山地区及び九州地区のいずれかの地域にて毎年1回開催することを検討。
研修生の参加の利便性を配慮したタイムスケジュールへの変更	研修初日の開始時間を午後からとするなど、遠方からの参加者に配慮したタイムスケジュールとすることを検討。

意見交換を実施した団体

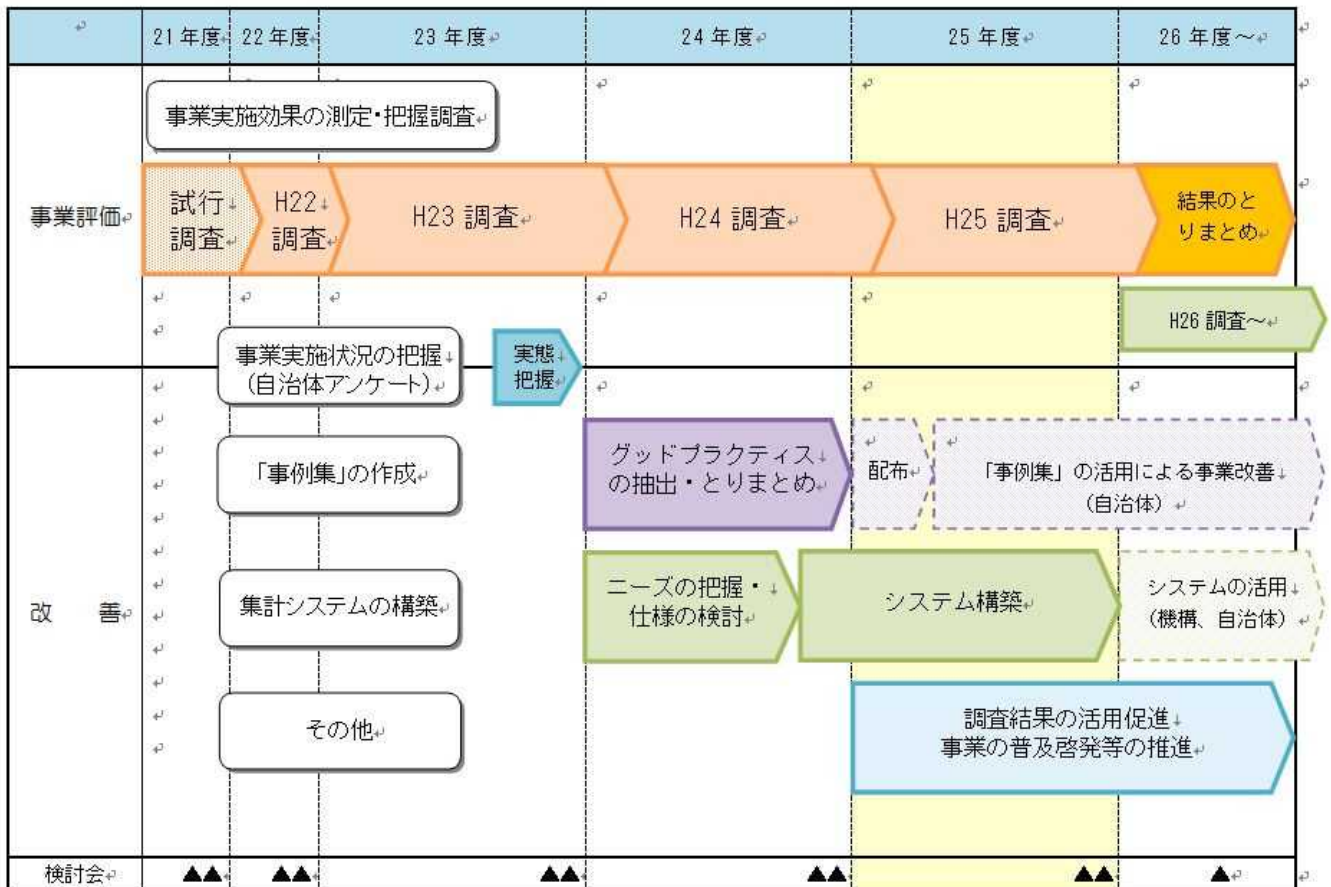
公害健康被害補償制度と関係の深い患者団体及び NPO 法人としてぜん息・COPD の予防や健康の確保・回復に資する活動に取り組む患者団体との意見交換を下記のとおり実施した。

団体名	開催日
全国公害患者の会連合会	(成人の部) 平成 26 年 3 月 13 日
公益財団法人 公害地域再生センター	
公益財団法人 水島地域環境再生財団	
NPO 法人 日本呼吸器障害者情報センター (J-BREATH)	
NPO 法人 アレルギーを考える母の会	
NPO 法人 アレルギー友の会	
NPO 法人 環境汚染等から呼吸器病患者を守る 会(エパレク)	
NPO 法人 相模原アレルギーの会	
公益財団法人 公害地域再生センター	(小児の部) 平成 26 年 3 月 13 日
NPO 法人 アレルギー児を支える全国ネット (アラジーポット)	
NPO 法人 アレルギーを考える母の会	

ソフト3事業の事業実施効果の測定・把握のための本格調査
及び事業改善に向けた検討状況

46 地方公共団体におけるソフト3事業の事業対象者に対し、統一的な調査票を用いて、事業実施後及び事業実施2ヵ月後にアンケート調査を実施し、①参加した事業に対する評価、②行動変容(事業実施前後における事業対象者本人や家族の取組の変化)、③知識の普及・気づき、④事業参加前後の事業対象者及び家族の QOL の変化、⑤事業対象者本人のコントロール状況の変化(症状の変化)を評価指標として事業実施効果を把握した。

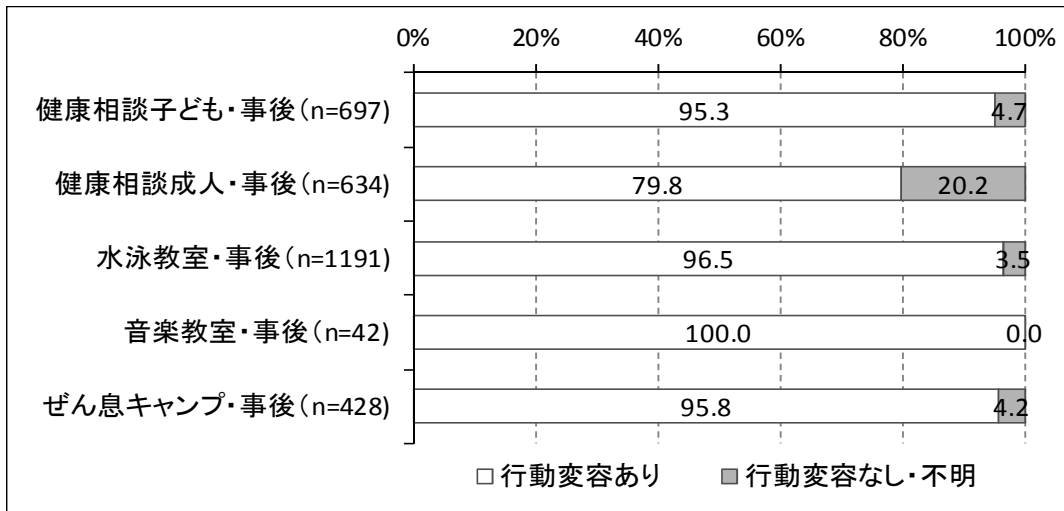
平成25年度は、本調査を効果的・効率的に実施するための方策の一環として「ソフト3事業の実施効果の測定・把握に係るアンケート集計・分析システム」を構築し、26年度より地方公共団体及び機構において活用することとしている。



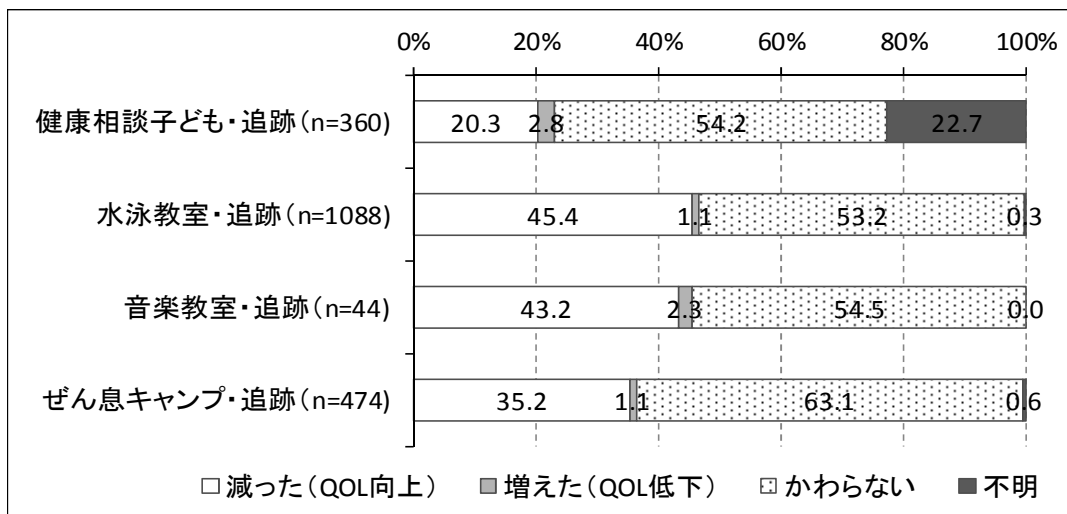
ソフト3事業の事業実施効果の測定・把握のための調査報告 — 抜粋 —
 (平成 25 年度本格調査結果 — 中間報告 —)

(平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月末までの回収データを集計)

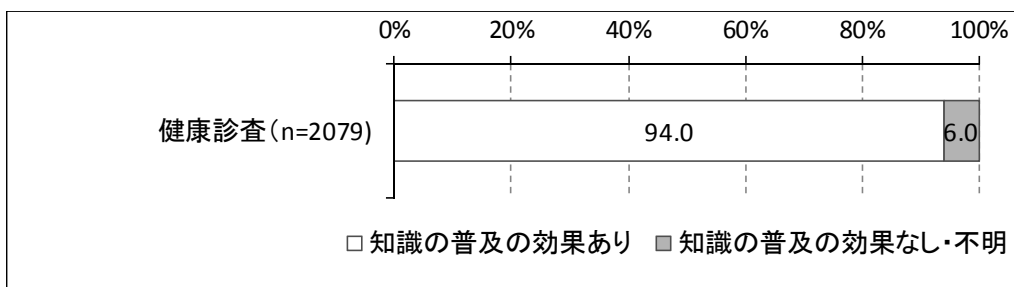
1. 行動変容



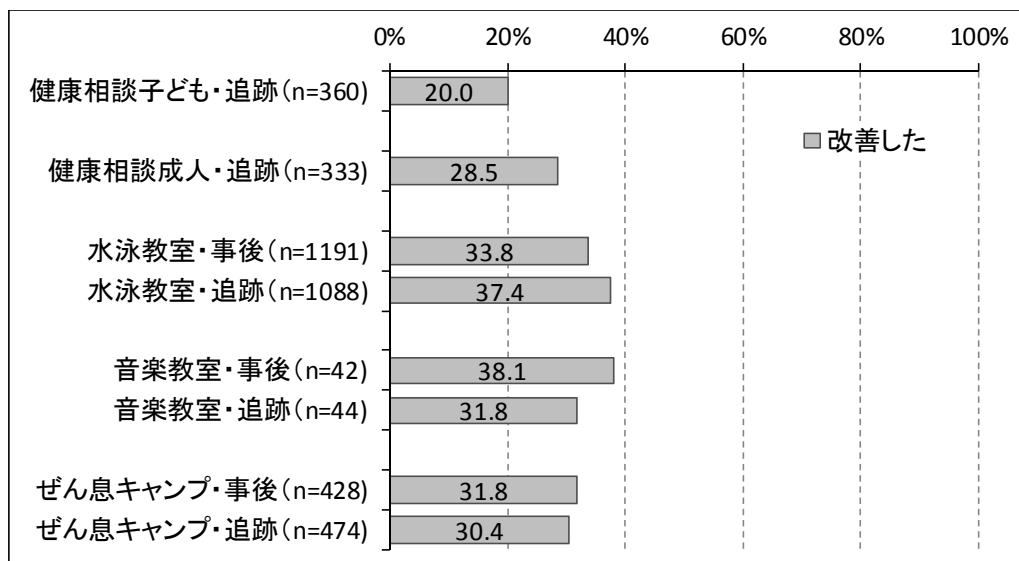
2. QOLの変化(学校等の欠席や行事不参加の回数)



3. 知識の普及・気づき



4. コントロール状況の変化(症状の変化)

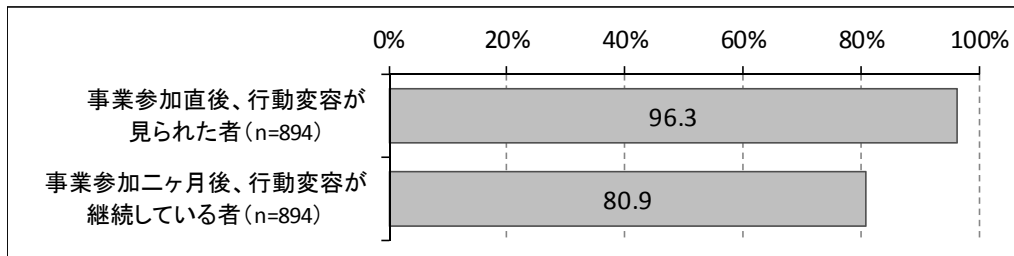


(参考)

【水泳教室】

1. 行動変容

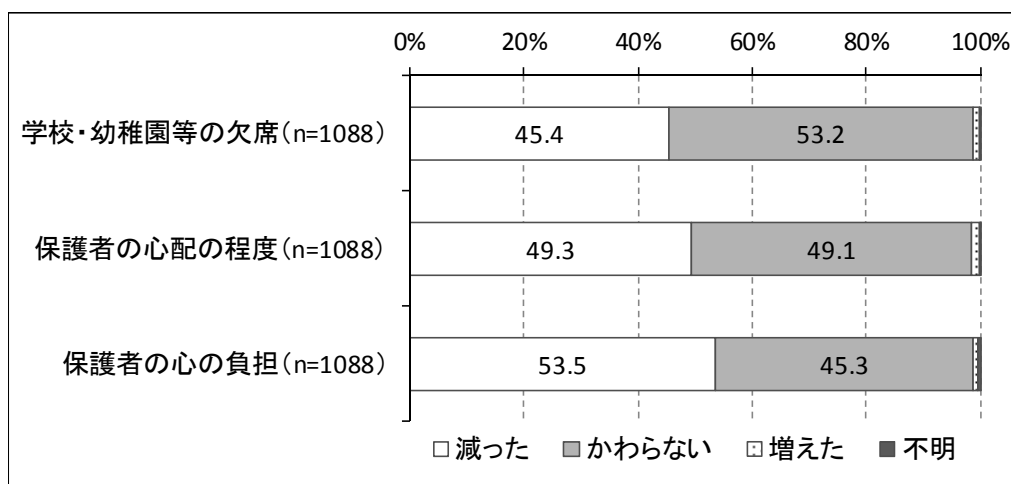
(1) 行動変容の有無



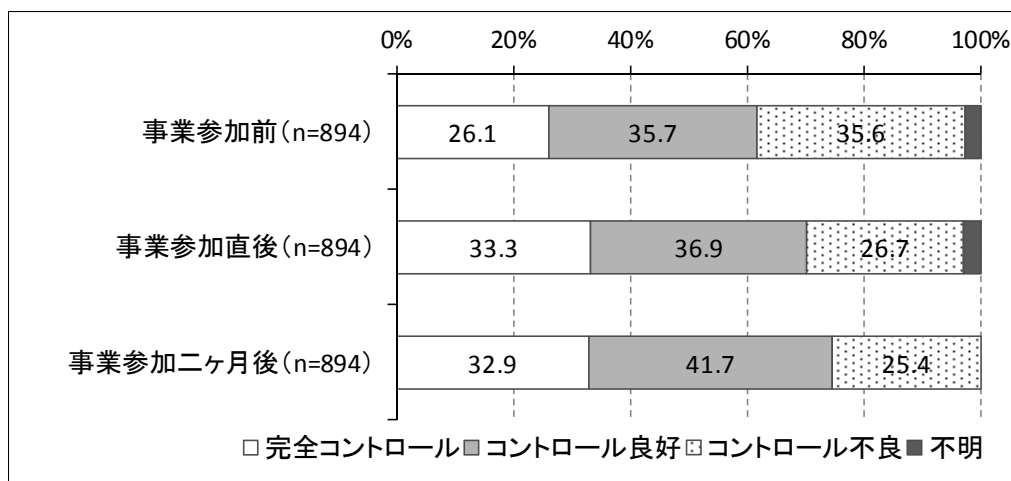
(2) 行動変容の内容

第 1 位	自分の体調管理に気を配る	56.8%
第 2 位	(家族が)環境の整備に気をつける	55.8%
第 3 位	ぜん息に対し関心を持つ	52.1%

2. QOLの変化



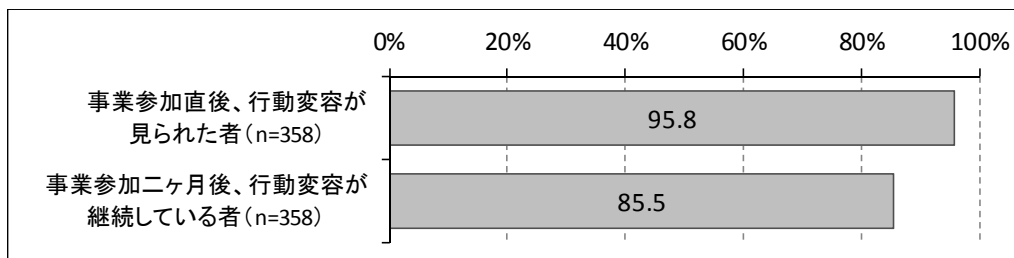
3. コントロール状況の変化(症状の変化)



【ぜん息キャンプ】

1. 行動変容

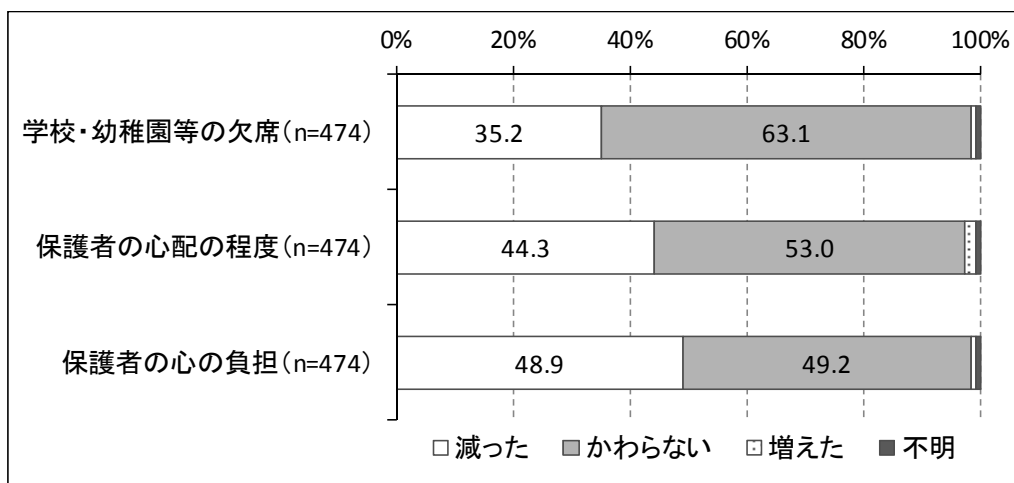
(1) 行動変容の有無



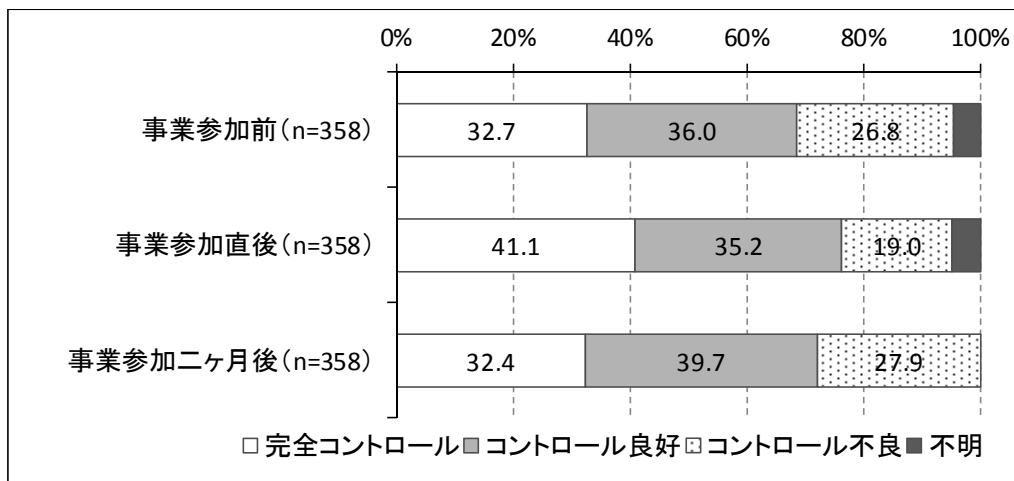
(2) 行動変容の内容

第 1 位	ぜん息に対し関心を持つ	65.6%
第 2 位	自分の体調管理に気を配る	61.2%
第 3 位	積極的にからだを動かす	49.2%

2. QOLの変化



3. コントロール状況の変化(症状の変化)



平成 25 年度環境保健分野に係る調査研究概要

調査研究課題名	調査研究の概要
<p>3分野9課題について実施</p> <p>分野 I 気管支ぜん息の発症予防に関する調査研究</p> <p>1. ぜん息発症予防のための客観的評価指標によるスクリーニング基準</p> <p>2. 乳幼児の早期治療、早期介入によるぜん息発症予防効果</p>	<p>1-① 気管支ぜん息予防のための客観的かつテーラーメイド的予知のスクリーニング基準の確立 小児の 3 歳児健診時を対象に、問診(環境因子を含む)、診察、血液検査および遺伝子検査による評価に加えてぜん息発症の遺伝因子および遺伝-環境関連因子と 3 歳児健診時までのぜん息発症の有無との関連を網羅的かつ個別的(テーラーメイド的)に分析する。</p> <p>1-② ぜん息発症予防のための客観的評価指標によるスクリーニング基準 喘鳴について、多施設参加の検討により年齢的正常値の算定を行い、肺音解析による乳幼児の喘息のスクリーニングの基準を定める。咳嗽については、咳嗽モニターにて、喘息の咳嗽と非喘息の咳嗽の相違を検討し、喘息のスクリーニング基準を定める。</p> <p>1-③ ぜん息患者の増悪及び未発症成人の発症の予測のための気道バイオマーカーの確立とその大気汚染物質の影響評価への応用に関する調査研究 ぜん息群においては、EBC 中の各分子マーカーがその増悪に伴いどう変動するかを検討しぜん息未発症群では、その臨床経過、特にぜん息発症と大気汚染レベルとの関連性を検討する。</p> <p>新生児からの皮膚バリア機能保持・シンバイオティクス投与による吸入アレルゲン感作・喘鳴・喘息発症の予防に関する研究 日常生活において実際に施行可能な予防法として、生後早期からの皮膚バリア機能保持(保湿薬)と腸内細菌叢の速やかな形成のためのシンバイオティクス(プロバイオティクスとプレバイオティクスの組み合わせ)の両者の併用効果を検討する。</p>

調査研究課題名	調査研究の概要
<p>分野Ⅱ 気管支ぜん息・COPD 患者の健康回復に関する調査研究</p> <p>1. 気管支ぜん息患者の効果的な長期管理支援のための患者アセスメント手法と評価に応じた患者教育プログラム</p> <p>2. 就学期の患者を対象とする新たな健康相談、健康教育のあり方</p> <p>3. 吸入アレルゲン回避のための室内環境整備の手法と予防効果</p> <p>4. 客観的指標によるぜん息コントロール状態の評価</p>	<p>1-① 気管支ぜん息患者の効果的な長期管理支援のための患者アセスメント手法と評価に応じた患者教育プログラム テイラー化教育プログラムの有効性を、服薬アドヒアランスの測定およびこれまでに開発した自己効力感尺度得点の測定等によって検証する。さらに、テイラー化教育プログラムの実用性を高めるために、プログラム実施評価を基にした内容修正とともに、一般化に向けて医療従事者の使用可能性を検討する。</p> <p>1-② アレルギー専門コメディカルによる喘息・アレルギー疾患自己管理・長期管理指導の質の向上、医療の効率化に関する研究 小児アレルギーエドゥケーターによる患者教育により、患者満足度、QOL、治療スキル、自己管理能力の向上、長期管理の継続、発作時対応、環境整備等が実施できるようになり治療効果、効率の向上を目指す。</p> <p>治療が必要とされる患者の抽出方法について、従来の対象校からさらに他の地域、設立団体の学校等も対象に加え、妥当性の検討を行う。また、臨床的指標、検査的指標、経過観察からの妥当性についても検討を行う。</p> <p>室内アレルゲン対策方法として、既にダニやペットに関しては確立しているが、実際の日本の室内環境中の昆虫種や抗原量、対策については、現在の臨床現場ではまだ不十分であると考えられるため、明確に提示し、医師から患者まで広く普及することにより、喘息の健康回復、発症予防に繋げる。</p> <p>4-① 気道炎症、気道閉塞、および気道リモデリングに関するそれぞれの客観的指標を用いたぜん息コントロール状態評価法の確立 成人喘息患者を対象に、気道炎症、気道狭窄に関わる既存の評価指標に加え、新規の評価指標として、気道リモデリングの評価指標や酸化ストレス由来の気道炎症を評価する指標を測定するとともに、胸部 CT を用いた気流閉塞の定量解析等を実施し、新規の評価指標と臨床諸指標を対比し、その有用性を検証する。</p>

調査研究課題名	調査研究の概要
<p>5. COPD のセルフマネジメント教育プログラムの開発及び効果的な介入方法</p> <p>6. 呼吸リハビリテーションの実践及び客観的評価手法</p> <p>分野Ⅲ 気管支ぜん息の動向等に関する調査研究</p> <p>気管支ぜん息患者の予後と変動要因に関する調査研究</p>	<p>4-② 客観的指標による喘息コントロール状態の評価 これまでの調査研究で作成した「ぜん息テキスト」について、「ぜん息テキスト」を用いて保健指導を行うとともに、ACT 等の評価指標を取り入れ自己管理に有用な自己評価の指標としての検証を行う。</p> <p>4-③ 小児ぜん息の病態とコントロール状態を反映する新しい客観的評価手法確立に関する研究 小児気管支ぜん息の新しい客観的評価手法として強制オキシレーション法における適正な測定条件、基準値を確立し、ぜん息コントロールテストの再評価も行う事でより有効な利用法を確立する。</p> <p>タブレットPCを用いたCOPD患者のセルフマネジメント教育システムの開発と効果的な介入方法に関する調査研究 COPD患者を対象とした簡易で効果的なセルフマネジメント教育の実践を可能とする、音声、イラスト、動画等を用いたタブレットPCを擬人化するソフトを開発し、さらに臨床試験により開発したソフトの有用性の科学的エビデンスを確立する。</p> <p>呼吸リハビリテーションの実践及び客観的手法に関する研究 旧公害指定地区(東京・大阪・四日市・倉敷・北九州・大牟田など)を含む各地域において、保健所、医師会など各地域に現存する医療インフラを活用した「地域リハビリテーションによるCOPD地域病診連携システム」を構築し、COPDの早期発見、早期治療介入ならびにCOPD進行の抑制(予防)の可能性を検証する。</p> <p>気管支喘息患者の予後と変動要因に関する調査研究 気管支喘息は治癒可能な疾患か否かについては、未だ明確な解答はなく、吸入ステロイド薬が普及してからの長期予後を検討した研究は国内外にほとんど見られないため、小児喘息部門では、抗炎症治療を受けた小児喘息患者の長期的予後を思春期、成人期まで前方視的に調査していくことで、これら治療の実施状況と症状の推移を把握し、成人喘息部門では、日本人成人喘息の発症、予後を主要評価項目とした前向き研究を行うことで電子レセプト内容とメタボ検診結果を併せて調査し、メタボ各因子が成人後喘息発症や非寛解に関与するかを検討する。</p>

平成 25 年度環境改善分野に係る調査研究概要

調査研究課題名	調査研究の概要
<p>局地的大気汚染対策に関する調査研究 以下の 3 研究について実施</p> <p>① 大気浄化植樹事業の効果の把握及び効果の推進のための調査研究(継続)</p> <p>② 局地汚染地域における重点対策地区設定手法に関する調査研究(継続)</p> <p>③ 大気環境改善のための費用対効果分析を活用した排出コントロール戦略に関する調査研究(継続)</p>	<p>植樹による大気浄化効果の最新知見の整理、効果の定量的評価法の検討、フォローアップ調査等による事業効果の把握及びマニュアル等の整備による事業の効果的推進のための検討を行う。</p> <p>自動車 NOx・PM 法に基づく「重点対策地区・指定地区・周辺地域の指定」にあたって、必要な調査手法を検討するとともに、対策内容及び対策導入時の排出量削減効果について算定し、地方公共団体の参考となる導入手法となるよう検討を行う。</p> <p>局所的な大気汚染地域における費用対効果の高い地方公共団体の大気環境改善計画や排出削減対策の策定に資することを目的として、局所的な大気汚染地域を対象とし、費用対効果及び GAP 分析を用いた排出コントロール戦略に関する研究を行い、その成果をマニュアル等に取りまとめる。</p>

公害健康被害予防に関する調査研究の評価について

1. 調査研究評価項目

事前評価 : 調査研究の実施が決定されるまでに実施する。

年度評価 : 各年度の調査研究の終了時(最終年度は除く)に実施する。

事後評価 : 調査研究の最終年度終了後、調査研究成果が取りまとめ次第実施する。

注)各項目に係る評価は、基準となるA～Eの5段階評価結果を5点から1点に換算し、それぞれの評価をした委員の数を乗じた値の平均点を算出している。

(A:大変優れている(5点)、B:優れている(4点)、C:普通(3点)、D:やや劣っている(2点)、E:劣っている(1点))

評 価 軸		事前 評価	年度 評価	事後 評価	
個 別 の 評 価 軸	環境保健及び局地的大気汚染対策の推進への貢献度	○		○	
	研究 成果 目 標	明確性、的確性	○		
		達成度		○	○
	研究計画	適切さ	○		
		妥当性		○	○
	内容の独自性(他との研究との差別化が可能であるか)	○		○	
	社会・経済に対する貢献度	○		○	
総合評価		○	○	○	

2. 環境保健分野

平成24年度環境保健調査研究 事後評価

1 小児気管支喘息の経年変化および地域差に関する研究

		A	B	C	D	E	平均点
個別の 評価軸	環境保健対策の推進への貢献度	2人	5人				4.3
	研究成果目標(目的)の達成度	2人	5人				4.3
	研究計画の妥当性	3人	4人				4.4
	内容の独自性	1人	6人				4.1
	社会・経済に対する貢献度	3人	4人				4.4
総合評価		2人	5人				4.3

2 小児喘息の有症率とその動向に関する研究

		A	B	C	D	E	平均点
個別の 評価軸	環境保健対策の推進への貢献度	1人	5人	1人			4.0
	研究成果目標(目的)の達成度	1人	4人	2人			3.9
	研究計画の妥当性		4人	3人			3.6
	内容の独自性	3人	1人	3人			4.0
	社会・経済に対する貢献度	1人	6人				4.1
総合評価			5人	2人			3.7

3 成人ぜん息の有症率とその動向に関する研究

		A	B	C	D	E	平均点
個別の 評価軸	環境保健対策の推進への貢献度	4人	2人				4.7
	研究成果目標(目的)の達成度	1人	4人	1人			4.0
	研究計画の妥当性	1人	4人	1人			4.0
	内容の独自性	1人	4人				4.2
	社会・経済に対する貢献度	3人	3人				4.5
総合評価		2人	4人				4.3

3. 環境改善分野

(1) 平成 24 年度環境改善調査研究事後評価

1 局地汚染地域における各種自動車排出ガス抑制対策効果評価手法の活用に関する調査研究

		A	B	C	D	E	平均点
個別の 評価軸	局地的大気汚染対策の推進への貢献度		3人	1人			3.8
	研究成果目標(目的)の達成度		2人	2人			3.5
	研究計画の妥当性		2人	1人	1人		3.3
	内容の独自性		2人	2人			3.5
	社会・経済に対する貢献度			3人	1人		2.8
総合評価			2人	2人			3.5

(2) 平成 24 年度環境改善調査研究年度評価

1 大気浄化植樹事業の効果の把握及び効果的推進のための調査研究

		A	B	C	D	E	平均点
個別の 評価軸	研究成果目標の達成度		3人	2人			3.6
	研究計画の妥当性	1人	2人	1人	1人		3.6
総合評価		1人	3人	1人			4.0

2 局地汚染地域における重点対策地区設定手法に関する調査研究

		A	B	C	D	E	平均点
個別の 評価軸	研究成果目標の達成度		2人	4人			3.3
	研究計画の妥当性		3人		3人		3.0
総合評価			3人	2人	1人		3.3

3 大気環境改善のための費用対効果分析を活用した排出コントロール戦略に関する調査研究

		A	B	C	D	E	平均点
個別の 評価軸	研究成果目標の達成度	2人	1人	3人			3.8
	研究計画の妥当性	1人	1人	4人			3.5
総合評価		1人	3人	2人			3.8

(3)平成 25 年度環境改善調査研究 事後評価

1 大気浄化植樹事業の効果の把握及び効果的推進のための調査研究

		A	B	C	D	E	平均点
個別の 評価軸	局地的大気汚染対策の推進への貢献度	1人	2人	2人			3.8
	研究成果目標(目的)の達成度	1人	3人	1人			4.0
	研究計画の妥当性	2人	1人	2人			4.0
	内容の独自性	2人		3人			3.8
	社会・経済に対する貢献度	1人	2人	2人			3.8
総合評価	1人	3人	1人			4.0	

2 局地汚染地域における重点対策地区設定手法に関する調査研究

		A	B	C	D	E	平均点
個別の 評価軸	局地的大気汚染対策の推進への貢献度		4人	2人			3.7
	研究成果目標(目的)の達成度	1人		4人	1人		3.2
	研究計画の妥当性	1人	2人	2人	1人		3.5
	内容の独自性			5人	1人		2.8
	社会・経済に対する貢献度		3人	3人			3.5
総合評価		3人	2人	1人		3.3	

3 大気環境改善のための費用対効果分析を活用した排出コントロール戦略に関する調査研究

		A	B	C	D	E	平均点
個別の 評価軸	局地的大気汚染対策の推進への貢献度		1人	4人	1人		3.0
	研究成果目標(目的)の達成度	1人	1人	4人			3.5
	研究計画の妥当性	1人	3人	2人			3.8
	内容の独自性		4人	1人	1人		3.5
	社会・経済に対する貢献度		2人	4人			3.3
総合評価		3人	3人			3.5	

地球環境基金助成金の推移

(単位:件、百万円)

年度	助成の種類	区分	イ案件	ロ案件	ハ案件	合計
H16年度		件数	58	7	138	203
		金額	247	22	446	715
H17年度		件数	57	9	136	202
		金額	235	31	438	704
H18年度		件数	48	7	115	170
		金額	203	23	353	579
H19年度		件数	44	5	125	174
		金額	175	16	402	593
H20年度	一般助成	件数	42	7	102	151
		金額	166	21	325	512
	発展助成	件数	2	1	37	40
		金額	3	3	66	72
	特別助成	件数	0	0	14	14
		金額	0	0	95	94
	小計	件数	44	8	153	205
		金額	168	24	486	678
H21年度	一般助成	件数	26	5	98	129
		金額	99	14	319	432
	発展助成	件数	1	0	38	39
		金額	4	0	77	81
	小計	件数	27	5	136	168
		金額	103	14	396	513
H22年度	一般助成	件数	20	5	92	117
		金額	80	15	291	386
	発展助成	件数	1	1	34	36
		金額	2	2	68	72
	小計	件数	21	6	126	153
		金額	82	17	359	458
H23年度	一般助成	件数	25	5	95	125
		金額	94	15	298	407
	発展助成	件数	3	1	32	36
		金額	6	2	71	79
	特別助成	件数	2	0	16	18
		金額	3	0	25	28
	小計	件数	30	6	143	179
		金額	103	17	394	514
H24年度	一般助成	件数	26	8	94	128
		金額	96	25	297	418
	発展助成	件数	6	2	30	38
		金額	16	5	62	83
	特別助成	件数	2	0	21	23
		金額	8	0	91	99
	小計	件数	34	10	145	189
		金額	120	30	450	600
H25年度	一般助成	件数	27	9	106	142
		金額	109	29	338	476
	入門助成	件数	2	2	31	35
		金額	5	5	55	65
	特別助成	件数	0	0	12	12
		金額	0	0	37	37
	小計	件数	29	11	149	189
		金額	114	34	430	578
H26年度	一般助成	件数	27	11	106	144
		金額	106	38	361	505
	入門助成	件数	3	0	30	33
		金額	5	0	56	61
	特別助成	件数	0	0	8	8
		金額	0	0	30	30
	復興支援助成	件数	0	0	9	9
		金額	0	0	26	26
	プラットフォーム助成	件数	0	0	2	2
		金額	0	0	10	10
フロントランナー助成	件数	0	0	2	2	
	金額	0	0	16	16	
小計	件数	30	11	157	198	
	金額	111	38	499	648	
計		件数	422	85	1,523	2,030
		金額	1,661	266	4,653	6,580

※ 平成16～25年度は確定値、平成26年度は内定値である。

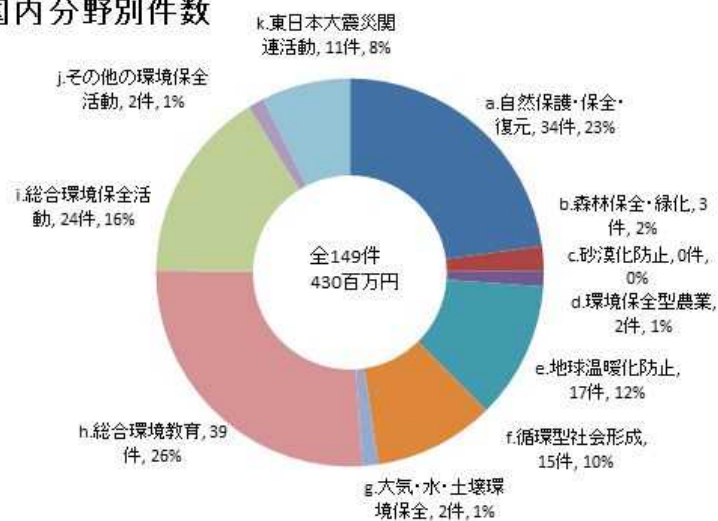
イ案件: 国内の団体による開発途上地域の環境保全のための活動

ロ案件: 海外の団体による開発途上地域の環境保全のための活動

ハ案件: 国内の団体による国内の環境保全のための活動

平成 25 年度助成金分野別件数内訳

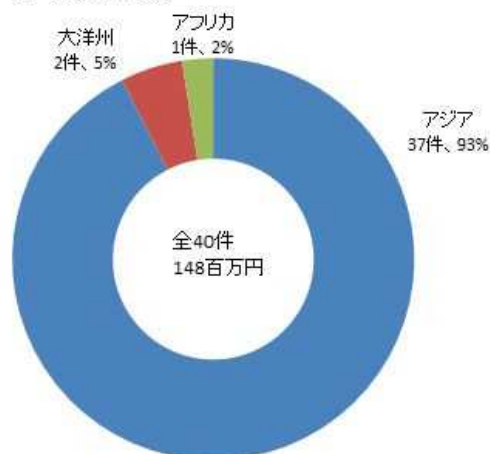
国内分野別件数



海外分野件数



海外案件地域別件数



平成 25 年度助成金重点分野別件数内訳

平成 25 年度地球環境基金助成金に係る審査方針における重点配慮事項を踏まえ、決定した 189 件（国内案件：149 件、海外案件：40 件）のうち、重点化した割合

① 重点配慮事項とした活動分野等の割合

	分野又は項目	件数	割合
分野別	地球温暖化防止の分野	21 件	11.1%
	生物多様性保全の分野 （自然保護・保全・復元、森林保全、環境保全型農業等）	56 件	29.6%
	循環型社会形成の分野	18 件	9.5%
	総合環境教育の分野	49 件	25.8%
項目別	東日本大震災・原発事故関連活動のうち上記分野に属さないもの	11 件	5.8%
	計	155 件	82.0%

② 海外の助成対象活動のうちアジア太平洋地域の割合

アジア太平洋地域	39 件	97.5%
----------	------	-------

平成 26 年度地球環境基金助成金交付要望審査に当たっての重点配慮事項

【活動分野の配慮事項】

1) 地球温暖化防止に資する活動への支援

平成 22 年 12 月に開催された国連気候変動枠組み条約締結国会議（COP16）において採択された「カンクン合意」では、2050 年までに温室効果ガス排出量を大幅に削減する必要があることが認められました。また、国内の温室効果ガス排出量の約 9 割がエネルギー期限の二酸化炭素であることから、再生可能エネルギー導入の促進、省エネルギーの強化が必要とされています。さらに、東日本大震災・原発事故を契機としてエネルギー政策の見直しが大きな課題となっています。このような状況を踏まえ、低炭素社会の実現に向けた仕組みづくり、温室効果ガスの排出抑制に向けた活動など、更なる「低炭素社会」の実現に向けた取組について引き続き重点的に支援していきます。

2) 生物多様性の保全に資する活動への支援

平成 22 年 10 月に生物多様性条約第 10 回締約国会議で採択された「生物多様性条約戦略計画 2011-2020（愛知目標）」が採択され、これを受けて平成 24 年 9 月に閣議決定された「生物多様性国家戦略 2012-2020」では愛知目標の達成に向けたロードマップが示されました。そして、平成 23 年 10 月 1 日に施行された「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律」では、有機的な連携による生物多様性保全のための活動の促進が期待されています。

また、日本国内だけでなく、アジア太平洋地域においても、その生物多様性の豊かさから環境保全活動の更なる発展が期待されています。

こうした動きを踏まえ、絶滅のおそれのある野生生物の保護のための活動、全国的に見て貴重な生態系の保全活動など、生物多様性の保全に資する優れた活動について積極的な支援を行っていきます。

3) 循環型社会の形成に資する活動への支援

平成 25 年 5 月に閣議決定された「第三次循環型社会形成推進基本計画」を踏まえ、各主体の連携・協働による地域内での循環に向けた取組やアジア各国における俳句物の発生抑制・再使用・再生利用の促進のための活動、廃棄物の適正処理及び不法投棄防止のための活動など、循環型社会形成に資する活動への支援を進めていきます。

4) 東日本大震災に関連する環境保全活動への支援

東日本大震災・原発事故により甚大な被害を受けた被災地において、産業・生活の基盤ともなる自然環境の現状把握及び再生・復元活動や自然との共生を考えた持続可能な地域づくり・街づくりなど、震災に関連する環境保全活動について支援していきます。

5) 環境教育、持続可能な開発のための教育(ESD)等の推進のための活動への支援

「国連持続可能な開発のための教育の10年（UNDESD）」の動きや学校における環境教育の関心の高まりなどを踏まえ、自然との共生の哲学を活かし、人間性豊かな人づくりにつながる環境教育をなお一層充実させるため、平成24年10月に施行された「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（以下「環境教育等促進法」という。）に基づき、環境保全活動・環境教育を推進する実践的な人材の育成が求められています。

これらを受けて、国内及び開発途上地域における環境教育・学習や人材育成の推進のための取組を支援していきます。あわせて、問題解決のための政策提言策定のための活動についても支援していきます。

【分野横断的な活動に対する配慮事項】

1) パートナリシップ（協働）に基づく環境保全活動への支援

「環境教育等促進法」においては、市民、民間団体、事業者、行政等の各主体が適切な役割分担の下で協力して行う協働取組の推進が規定されており、パートナーシップによる活動について重点的に支援していきます。

あわせて、類似分野で活動する団体などが連携してネットワーク化を図る活動及びパートナーシップ推進の基礎として重要な環境 NGO・NPO を支援する活動（中間支援的な活動）についても積極的に支援していきます。

2) 国際的な環境保全活動への支援

国際的な環境保全活動の重要性が増す中で、平成24年6月にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで国連持続可能な開発会議（リオ+20）が開催され、国際社会全体としてグリーン経済へ移行することの重要性が認識、共有されました。また、平成25年10月には熊本市及び水俣市で水銀に関する水俣条約の外交会議及びその準備会合が開催され、国境を越えた環境保全への取組の重要性が改めて認識されました。

こうした国際的な動きの中で、我が国の環境 NGO・NPO がより質の高い国際貢献を果たすため、世界的な会合の開催やネットワークの形成、国際的パートナーシップの形成や既存のネットワークとの協力などグローバルな活動に対する支援を行うとともに、環境 NGO・NPO が行う開発途上地域での環境協力についても引き続き配慮していきます。特に、アジア太平洋地域における低炭素社会の推進と気候変動問題への対処を重点化に支援していきます。

地球環境基金あり方検討プロジェクトチーム 検討の経過

1. プロジェクトチーム概要

(1)活動期間 平成25年4月～12月

(2)メンバー 16名

地球環境基金部10名、総務部1名、事業管理部1名、予防事業部1名
補償業務部2名、石綿健康被害救済部1名

(3)アドバイザー 滝口 直樹氏(環境活動支援工房)

今永 正文氏(プロセスコンサルタント WARAKU)

2. スケジュール(日程順)

	日程	行事
	4月	あり方検討プロジェクトチーム結成 キックオフミーティング
イン プット	5月～6月	あり方検討勉強会(9回) ワークショップ(2回)
アウ トプ ット	6月下旬～7月上旬	インプットを受けてプロジェクトチームを24の検討グループに分け、個別プロジェクトチームで検討
	7月下旬	それぞれのグループの検討内容 概要を発表(全体発表)
	7月～8月	他ドナー、有識者ヒアリング
		適宜 グループ内で打合せ
	8月下旬	それぞれのグループの検討内容結果を報告(全体発表)
9月12日・13日	あり方検討アウトプット PT まとめ発表(全体発表)	
	9月中旬～10月	関係省庁、運営委員・助成専門委員・評価専門委員に報告
	10月	あり方検討結果報告会(東京、大阪)
	11月	EPO連絡会に出席し、今後の協力等を依頼
	11月29日	20周年シンポジウムであり方検討内容を発表
	12月	報告書作成

3. 検討内容と実施状況

No.	検討内容	実施状況
1	ミッション	ビジョン・ミッションを明確化し、公表した。
2	シンボルマーク	引き続き検討中
3	パブリックコメント	東京、大阪で意見交換会を開催した。
4	評価サイクル・モデル① 成果を出すための評価、過去の評価の改善、評価手法、サイクル、実施方法	平成26年度から全ての検討結果を新評価スキームに移行することとした。
5	評価サイクル・モデル② 募集案内、要領、審査方針への反映以外の評価結果の活用方法	
6	人件費の支出 従来の助成活動内、新規形態の検討	平成26年度から若手プロジェクトリーダー活動推進費として人件費を助成することとした。
7	国際展開 代理人の検討 要望書の英語版 海外案件を増加する場合の職員スキル等	①平成26年度から海外案件代理人だけを集める「ロ案件代理人意見交換会」を実施することとした。 ②及び③は、引き続き検討中
8	助成メニューの多様化、 (成果物の作成、ネットワーク形成、政策提言、儲けるNGOの育成に資するメニューの検討) 成果・効果の可視化を目指す方法	平成26年度から従来からの一般助成メニューを細分化し、フロントランナー助成、プラットフォーム助成を追加したほか、復興支援助成も新たに追加するなど、従来の入門助成、特別助成と併せた全6種類のメニューに増やし、各助成目的などが明確となるように改正した。
9	事務手続きの見直し① 全体スケジュールの見直し	引き続き検討
10	事務手続きの見直し② 概算払いの是非の検討	平成27年度から概算払いの導入を行うこととした。
11	事務手続きの見直し③ 支払申請事務の軽減	引き続き検討
12	事務手続きの見直し④ 実績報告書の見直し	
13	調査研究メニューの検討	引き続き検討

	メニューの内容、必要性の整理	
14	研修メニューの見直し① 助成事業とのつながりを持った具体的研修の検討	平成26年度から若手プロジェクトリーダー対象者向け研修を実施することとした。
15	研修メニューの見直し② 対象者別研修の開催 実践形式(実地体験)を盛り込んだ研修の検討	平成26年度からスタッフ向けレベルアップ研修に集約化し、OJT形式を盛り込んだ新たな構成内容に改正し、全国8ブロックで実施することとした。
16	研修メニューの見直し③ 研修評価手法の検討	引き続き検討
17	研修メニューの見直し④ 複数年委託契約のメリット、デメリット	平成26年度からスタッフ向けレベルアップ研修について2年間の複数年委託契約とすることとした。
18	ネットワークに関する連携検討① EPO・中間支援組織との連携	平成26年度からEPOと業務協定書を締結し、定期会議を実施することとした。
19	ネットワークに関する連携検討② ドナー側との連携	平成26年3月に「NGO・NPO支援団体連絡会」のキックオフ会議を実施し、平成26年度から定期会議を実施することとした。
20	ネットワークに関する連携検討③ 企業とNPOとの連携	平成21年度から開催している「助成団体活動報告会」について、NGO・NPOと企業、行政との連携の促進が図られるよう、目的及び内容を一新することとした。
21	ホームページなどの情報提供の見直し 国民の積極的な参加を促す情報提供のあり方	平成25年度からツイッターによる情報提供を開始した。



勉強会（評価専門委員 松下先生）



勉強会（日本NPOセンター 田尻先生）



勉強会（シーズ 松原先生）



勉強会（ACE 岩附先生）



ワークショップの様子



議論のまとめ



職員打合せの様子

<平成24年度事後（終了年次）評価結果（実践 循環型社会形成など）>

区分	団体名	プロジェクト名（平成24年度）	活動形態	活動分野	調査日	総合評価
ハ	ねっとわーく福島潟	福島潟の環境保全と普及活動—より多様な生き物の棲める環境復元をめざして	実践	自然保護・保全・復元	H24.11.10 ～ H24.11.11	B
ハ	（特定）おおいた環境保全フォーラム	ベッコウトンボの保護のための生息地ネットワーク構築を目指す自然体験型ビオトープ創出事業	実践	自然保護・保全・復元	H24.12.15 ～ H24.12.16	B
ハ	（特定）地球市民の会	インレー湖流域の自然資源利活用による環境改善プロジェクト ～持続可能な循環型社会形成を目指して～	実践	循環型社会形成	H25.1.10～ H25.1.15	B
ハ	（特定）西表エコツーリズム協会	西表島における環境教育の社会的意義の認識と人材育成のための活動	実践	総合環境教育	H25.1.26～ H25.1.28	A
イ	（特定）エコ・リンク・アソシエーション	東シナ海のサンゴや海と共に生きる「海のある暮らし」展開活動	実践	自然保護・保全・復元	H25.2.8～ H25.2.9	C

<参考> イ案件：日本国内の団体が開発途上国の環境保全のために行う活動
 ロ案件：海外の団体が開発途上国の環境保全のために行う活動
 ハ案件：日本国内の団体が国内の環境保全のために行う活動

<平成25年度事後（終了年次）評価実施状況（調査研究 自然保護・保全・復元など）>

区分	団体名	活動名	活動分野	調査日	実施地
ハ	(特定) ネイチャー アカデミーもがみ	生物多様性保全を基軸とした中山間地農業 及び地域社会の持続的発展	自然保護 ・保全 ・復元	H26. 1. 18 ～ H26. 1. 19	山形県
ハ	(特定) エトピリカ 基金	北の海鳥を知り守る：北方型「里海」モデル の展開	自然保護 ・保全 ・復元	H25. 11. 19 ～ H25. 11. 20	北海道
ハ	森と緑の研究所	東日本大地震による岩手県内海岸林の津波 被災状況と再生についての調査研究	東日本震 災関連活 動	H25. 12. 9 ～ H25. 12. 10	岩手県
イ	アジア猛禽類ネッ トワーク	東南アジア各国の連携による猛禽類の渡り ルートの解明と自然環境保全	自然保護 ・保全 ・復元	H25. 12. 26	神奈川県
ハ	(特定) 環境市民	グリーン購入をすすめるために適切な環境 情報発信を促し、メディアリテラシーの向 上を図る調査、研究および社会提案事業	総合環境 保全活動	H26. 1. 23 ～ H26. 1. 24	京都府
ハ	(特定) 環境とくし まネットワーク	環づくり四国/限界集落から考える地域資 源再生プログラム	総合環境 保全活動	H26. 2. 9 ～ H26. 2. 10	徳島県
ハ	日本クマネットワ ーク	ツキノワグマおよびヒグマの分布域拡縮の 現状把握と軋抑止および危機個体群回復 のための支援事業	自然保護 ・保全・復 元	H25. 12. 12	神奈川県
ハ	(公財) 日本自然保 護協会	東日本大震災被災地における自然および、 人と自然の関係を重視した復興の提案	自然保護 ・保全 ・復元	H26. 1. 28	神奈川県

<参考> イ案件：日本国内の団体が開発途上国の環境保全のために行う活動

ロ案件：海外の団体が開発途上国の環境保全のために行う活動

ハ案件：日本国内の団体が国内の環境保全のために行う活動

助成事業に関するフォローアップ調査について(平成 25 年度)

①フォローアップ調査の目的

地球環境基金の助成を受けた活動について、その後の活動状況及び波及効果、組織の発展等について調査し、他団体の参考に供するとともに、助成事業の一層の充実を図ることを目的としてアンケートによる調査を実施した。

アンケート調査は、平成 21 年度から平成 23 年度までの 3 年間継続して助成を受けた団体に対し実施した。調査団体数及び回収率は表 1 のとおり。

表 1 調査団体数及び回収率

調査団体数	回収団体数	回収率
37 件	33 件	89.2%

②活動の継続実施状況について

1) 活動の継続実施の有無

「助成活動は、継続して実施していますか」という質問等に対し、「その後も継続して実施している（助成金を受けて活動を発展させての継続含む。）」と回答があった団体は 33 団体中 30 団体（90.9%）であった。（表 2）

表 2 活動の継続実施の有無

区 分	件 数
団体数(a)	33 件
継続実施件数(b)	30 件
継続していない(c)	3 件
継続率 (b/a)	90.9%

助成終了後も活動を継続している団体の割合は極めて高い。活動を継続していない団体は 3 件（9.1%）であった。

「継続していない」理由としては、「これ以上の活動の広がりが認められないと判断したため」（1 件）、「資金不足のため実践できなかった」（2 件）であった。

2) 活動の継続実施の規模

活動の継続実施の規模については、回収団体 33 件の回答は次のとおりである。(表 3)

表 3 継続実施の状況・活用状況について(複数回答可)

回 答 項 目	対象団体数 33 件	
	件数	対象団体数 に対する率
ア. 活動規模や対象地域を拡大して実施している	6	18.2%
イ. 活動内容を充実又は発展させて実施している	9	27.3%
ウ. 助成を受けた当時と同程度の活動規模・内容で実施している	5	15.2%
エ. 活動の一部を縮小して実施している	9	27.3%
オ. 規模を縮小し既存事業の中で実施している	3	9.1%
カ. 実施していない	3	9.1%

このうち「ア：活動規模や対象地域を拡大」し、かつ「イ：活動内容を充実、発展させて実施している」の両方に回答した団体（アとイに回答）は 33 件中 2 件（6.1%）あり、助成を受けた当時と規模・内容が同程度以上で実施している団体（ア～ウのいずれかに回答）は 18 件（54.5%）であった。

一方、「エ：活動の一部を縮小して実施している」または「オ：規模を縮小し、既存事業の中で実施している」と回答した団体は 12 件であった。なお、その理由については、次のとおりであった。

- ・ 資金不足（6 件）
- ・ 活動自体が終了に近づいているため（3 件）
- ・ 助成当時のような活動を必要としていないため（2 件）
- ・ 他業務の時間を確保したため（1 件）

3) 活動継続に関わる財源

活動を継続している 30 件の団体における活動の財源については次のとおりであった。(表 4)

表 4 継続実施に当たっての支援・財源 (複数回答可)

回 答 項 目	対象団体数 30 件	
	件数	対象団体に対する率
①地球環境基金以外の国等の機関から支援を受けて実施している	6 件	20.0%
②地球環境基金の助成金を受けて実施している	8 件	26.7%
③民間企業から支援を受けて実施している	9 件	27.3%
④他の支援を受けて実施している	7 件	21.2%
⑤会費や参加費等の自己財源で実施している	16 件	48.5%
⑥その他	1 件	3.0%

上記の表 4 では複数回答可であるため、1つの団体で複数の回答項目を選択しているケースがあるため、その詳細が把握できない。そこで重複した団体について財源の内訳を整理すると、次のとおりである。

- ア. 会費や参加費等の自己財源だけで継続実施している団体
(⑤を選択した 16 件のうち⑤のみを選択した団体) (4 件 13.3%)
- イ. 複数の財源を得て継続実施している団体
(①～⑥の複数を選択した団体) (13 件 43.3%)
- ウ. 主とする財源について回答した団体
(①～⑥のいずれかを主な財源として継続実施している団体) (14 件 46.6%)

さらに、ウ. 主な財源について回答した団体の財源の内訳は、次のとおりである (表 5)

表 5 主とする財源の内訳

回 答 項 目	対象団体数 14 件	
	件数	対象団体に対する率
①地球環境基金以外の国等の機関から支援を受けて実施している	2 件	14.3%
②地球環境基金の助成金を受けて実施している	5 件	35.7%
③民間企業から支援を受けて実施している	4 件	28.5%
④他の支援を受けて実施している	1 件	7.1%
⑤会費や参加費等の自己財源で実施している	2 件	14.3%
⑥その他	0 件	0%

4) 活動の継続実施の規模と継続実施にあたっての財源との関係（クロス集計）

活動の継続実施の規模と継続実施にあたっての財源の関係を整理すると、次のとおりであった。

回 答 項 目	件数	外部資金を得て 活動を継続	自己資金のみに より活動継続
ア. 活動規模や対象地域を拡大して実施	6	14	1
イ. 活動内容を充実又は発展させて実施	9		
ウ. 助成を受けた当時と同程度の活動規模・ 内容で実施	5	3	2
エ. 活動の一部を縮小して実施	9	10	1
オ. 規模を縮小し既存事業の中で実施	3		

※上記表において、アとイもしくはエとオで複数回答している団体があるため合計件数にズレがある。

2) 活動の継続実施の規模において「ア：活動の規模や対象地域を拡大して実施している」若しくは「イ：活動内容を充実又は発展させて実施している」と回答した団体は33件中15件であった。そのうち、3) 団体の活動継続に係る財源のうち、「何らかの外部資金を得て継続している団体」は14団体で、「会費や参加費等の自己財源のみで実施している団体」は1団体であった。

一方で「エ：活動の一部を縮小して実施している」若しくは「オ：規模を縮小し、既存事業の中で実施している」と回答した団体10件のうち、「何らかの外部資金を得て継続している団体」は10団体で、会費や自己財源のみで実施している件数は1件であった。

③活動の波及効果について

助成活動の実施により、「波及効果があった」と回答した団体は、33 団体中 33 団体（100.0%）であった。（表 6）

表 6 活動による波及効果について（複数回答可）

回 答 項 目	対象団体数 33 件	
	件数	対象団体数 に対する率
ア. 貴団体の活動を参考にして、他の団体でも類似の活動を実施するようになった	9 件	27.3%
イ. 貴団体の活動を参考にして、類似の活動を行う団体が新たに設立された	3 件	9.1%
ウ. 他の団体から問合せ又は説明依頼があった	16 件	48.5%
エ. 他団体等とのネットワークが構築された	23 件	69.7%
オ. 行政の政策に具体的な提言をし実現させた	9 件	27.3%
カ. 法令や条例等の制定や改正に貢献した	2 件	6.1%
キ. 世界自然遺産等の指定、希少動物の保護区の設定等に貢献した	0 件	0%
ク. 地域の環境保護（保全）システムづくりに貢献した	11 件	33.3%
ケ. 環境保全や保護を目的とした施設づくりに貢献した	3 件	9.1%
コ. その他	7 件	21.2%
サ. 特になし	1 件	3.0%

波及効果の具体的な内容について、回答が多かったのは、「エ. 他団体等とのネットワークが構築された」の 23 件(69.7%)であり、次いで「ウ. 他の団体から問合せ又は説明依頼があった」の 16 件(48.5%)が多かった。対象団体 33 団体のうち 28 団体が上記のいずれかを助成活動の波及効果であるとして回答している。

また、表 6 のうちオ～ケのいずれかに回答した団体は対象団体 33 団体のうち 16 件（48.5%）であった。

なお、「その他」に回答した団体の波及効果の内容について、主なものは次のとおりである。

- ・ 知名度が上昇した（2 件）
- ・ 協働につながった（1 件）
- ・ 表彰された（1 件）
- ・ 周囲の意識が高まり、事業の継続につながった（1 件）

④団体の活動・組織上の効果について

「助成活動を実施したことにより、団体の活動又は組織上どのような効果がありましたか」という質問に対し、33 団体中 29 団体（87.9%）が何らかの効果があったと回答した。（表 7）

※ 団体の活動・組織上の効果について「特にない」と回答した 3 団体は、2）活動の継続実施の規模において「助成を受けた当時と同程度の規模・内容で実施している」（2 件）と「実施していない」（1 件）と回答している。

表 7 団体組織への効果の有無（複数回答可）

回 答 項 目	対象団体数 33 件	
	件数	対象団体数に対する率
ア. NPO 等の法人格を取得した	1 件	3.0%
イ. 団体内の人材の育成や活動を続ける自信につながり、組織が活性化した	19 件	57.6%
ウ. 会員等が増え、組織が拡大した	1 件	3.0%
エ. 団体に対する行政や企業、住民等の信頼感や信用度が増した	17 件	51.5%
オ. 地球環境基金助成金が呼び水となって、資金が集まるようになった	3 件	9.1%
カ. その他	6 件	18.2%
キ. 特にない	3 件	9.1%

「イ：団体内の人材の育成や活動を続ける自信につながり、組織が活性化した」と回答した団体が 19 件（57.6%）、次いで「エ：団体に対する行政や企業、住民等の信頼感や信用度が増した」と 17 件（51.5%）もの団体が回答している。

対象団体 33 団体のうち 27 団体が上記のいずれかを助成活動の効果であるとして回答している。

また、「会員等が増え、組織が拡大した」と回答した団体は 1 件（3.0%）であった。なお、その団体の会員数の増加率は 4 人であった。

⑤組織の拡充について

「会員や資金の増加など、組織の拡充につなげるために、団体として何が必要と考えられるか」との設問について、次のような回答があった。

- ・ 活動内容の周知方法の確立や広報活動の拡大（10 件）
- ・ 活動の計画立案能力（2 件）
- ・ 人材の育成や確保（3 件）
- ・ 活動の継続実施（1 件）
- ・ 地域・企業との連携や協力体制の確立・拡充（8 件）
- ・ 認定 NPO 法人格取得（1 件）
- ・ 目に見える成果（1 件）

⑥助成金で行った事業の、その後の成果・反響等について

「助成金で行った事業について、その後の成果・反響等」について、次のような回答があった。

- ・ 漂流・漂着ごみ、離島を中心としたネットワークに関しては当協会の存在意義が大きくなった。
- ・ その他の国際機関、HELCOM、PICS との連携強化
- ・ 助成活動をきっかけとして、在日英国大使館との関係が深まり英国大臣来日の際、GLOBEJapan との共催で国会内で講演会を開く等、助成活動から波及した活動の広がりがあった。
- ・ 2013 年 NY 国連本部公演は、地球サミット Rio+20 のプレイベントとして設定、国連サイトから世界に公演のダイジェストが放映されている。大学との連携が 5 校になった
- ・ 本事業の実施の中で連携がスタートした地域外の NPO との情報交換が東日本大震災時の被災者支援時に機能した。
- ・ 団体メンバーの一部が、民間企業の CSR レポート・第三者評価の担当になるなど、企業との関係性が密になった。
- ・ 「市民参加の川の生物調査」については、活動の継続により市民のがその浄化の変換にに興味をもつようになった。自治会、小学校等で環境学習のテーマとして取り上げられるようになった。
- ・ 成果物はすでに基金報告書に添付しているが、植物保全に密接に関わる自然保護地域管理者のためにガイドライン「自然の聖地」日本語版を IUCN の協力のもとに印刷配布した。
- ・ 活動を広く展開することによって知名度をあげることに。
- ・ RCE 仙台広域圏では、東日本大震災以降、ネットワーク活動が構成団体の復旧復興活動の差によって十分行えないでいるが、ようやく 3 年目で活動の見通しが立ってきた。また震災時には、いままで地球環境基金によって育てられた RCE 仙台広域圏が、地域や世界との知名度（世界での最初の RCE の一つ）やネットワークを活かして情報を受発信し、被災地へ物資や資金の支援を受けることが出来た。
- ・ リユースを意識する市民が着実に増えている（現場での実感として）
- ・ 成果物をリニューアルして出版した「筑波山自然観察ハンドブック」は半年で 900 部が売れ、各方面からは好評であった。
- ・ 活動の一環として、国土交通省や国会議員（新交通システム推進議員連盟）に対して「交通基本法」の制定を働きかけ、閣法として上程されたが、昨年末の国会解散により廃案となってしまった。

⑦まとめ

今回のフォローアップ調査の結果から、地球環境基金の助成金は団体組織基盤に対して効果を与えていることが確認できた。

「団体内の人材の育成や活動を続ける自信につながり、組織が活性化した」「団体に対する行政や企業、住民等の信頼感や信用度が増した」と調査対象団体の半数以上が回答していることから、地球環境基金の助成は、団体組織内部に対して効果を与えており、それが結果的に助成期間終了後の活動継続に寄与していることが伺える。

また、助成事業をきっかけにした他団体とのネットワークの構築を調査団体の 69.7%が地球環境基金助成事業の効果であると回答しており、これまでの傾向通り地球環境基金の助成は団体の活動領域や活動地域における存在感の上昇や社会的な信用拡大に貢献していることが確認できた。

こうした助成期間終了後における団体の活動又は組織内部に対しての効果は、地球環境基金のミッションである「環境保全に取り組む NGO・NPO の強化」という成果をある程度達成していると考えられる。

今後とも、地球環境基金助成金による効果を検証していくため、継続してフォローアップ調査を実施するとともに、その結果はホームページで公表していくこととしたい。

＜平成25年度研修・講座実施状況＞

研修・講座名	開催地	開催日	定員	参加者数	アンケート調査の結果				
					回答者数	回答率	「有意義であった」との評価		
地球環境基金助成事業の進捗状況の把握									
地球環境基金助成団体活動報告会	東京都千代田区	11/30(土)	150	144	80	55.6%	79	98.8%	
地域の環境NGO・NPO活動の推進									
スタッフ向け 環境NGO・NPO活動推進レベルアップ実践研修	東日本	東京都新宿区	10/12(土)、13(日)、19(土)、11/16(土)、17(日)、1/26(日)	10	10	10	100.0%	10	100.0%
		北海道江別市	11/2(土)、3(日)、4(月)、12/14(土)、15(日)、1/19(日)	10	15	15	100.0%	15	100.0%
	西日本	広島県広島市	10/28(月)、29(火)、30(水)、31(木)、12/8(日)、1/25(土)	10	13	6	46.2%	6	100.0%
		福岡県福津市	10/19(土)、20(日)、12/7(土)、1/11(土)	10	11	7	63.6%	7	100.0%
リーダー・マネージャー向け環境NGO・NPO活動推進レベルアップ実践研修	東京都新宿区	10/26(土)、27(日)、11/9(土)、12/7(土)、8(日)、1/25(土)	10	10	10	100.0%	10	100.0%	
	北海道江別市	11/6(水)、7(木)、8(金)、12/10(火)、11(水)、1/18(土)	10	16	16	100.0%	16	100.0%	
	実施せず(効果的な企画提案がなされなかったため)								
環境保全戦略策定能力の向上									
環境保全戦略講座(地球温暖化防止分野)	東京都千代田区	12/10(火)、11(水)、1/10(金)	20	25	6	24.0%	6	100.0%	
	福島県福島市	12/19(木)、20(金)、1/17(金)	20	15	7	46.7%	7	100.0%	
環境保全戦略講座(生物多様性保全分野)	大阪府大阪市	11/30(土)、12/1(日)、1/11(土)	20	20	12	60.0%	12	100.0%	
	滋賀県大津市	12/21(土)、22(日)、1/25(土)	20	21	20	95.2%	20	100.0%	
環境保全戦略講座(循環型社会形成分野)	東京都日野市、中央区	11/16(土)、11/17(日)、1/31(金)	20	16	9	56.3%	9	100.0%	
環境保全戦略講座(環境教育分野)	京都府京都市	12/7(土)、8(日)、1/18(土)	20	12	8	66.7%	8	100.0%	
国際協力の推進									
国際協力コーディネーター育成講座	東京都渋谷区、新宿区	12/18(水)、26(木)	20	17	9	52.9%	9	100.0%	
海外派遣研修(短期)	マレーシア	8/24(土)、25(日)、9/21(土)～29(日)、11/9(土)	10	10	10	100.0%	10	100.0%	
海外派遣研修(長期)	インドネシア	12/21(土)、22(日)、1/6(月)～25(土)、2/11(火)	7	7	7	100.0%	6	85.7%	

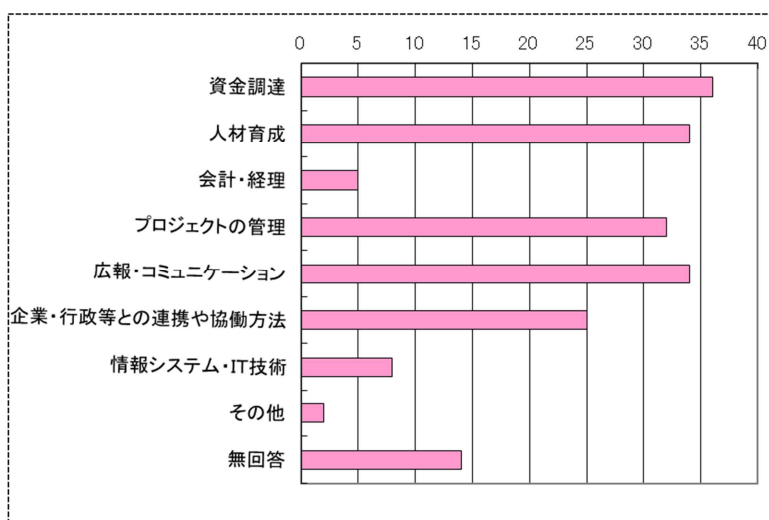
平成 25 年度研修・講座のアンケート結果・意見・要望等

1. 平成 25 年度研修・講座アンケート結果

(1) 開催してほしい研修・講座のテーマや提供してほしい情報（環境保全活動）：177 件



(2) 開催してほしい研修・講座のテーマや提供してほしい情報（組織運営力）：190 件



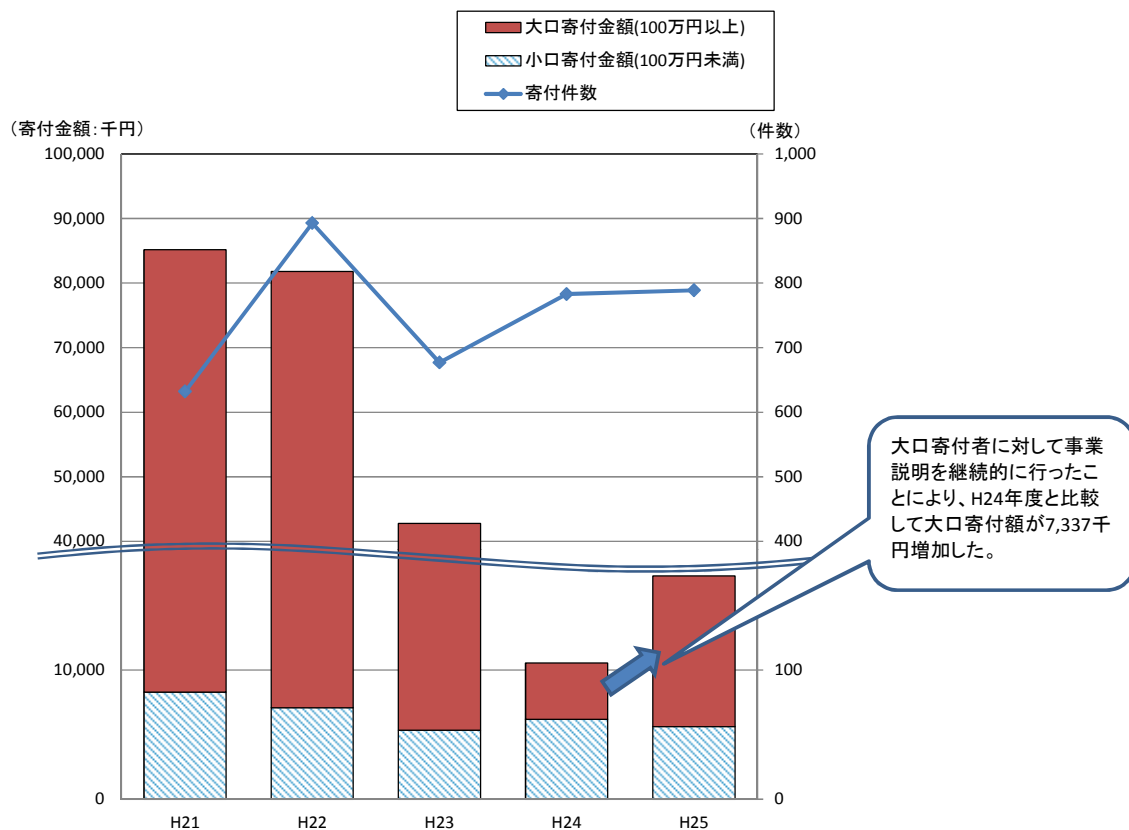
2. 研修・講座運営団体からの意見・要望・提案等

- ① 公告から契約までの過程がより早い時期に設定されれば、受講者の募集期間を長く設定でき、さらに多くの受講者獲得や予算の効果的活用につながると思われる。
- ② アドバイザーの存在により、運営団体、主催者（貴機構）では見過ごしてしまう観点や、お互いに遠慮して言いにくい点なども含め、第三者の視点を交えて意見交換ができ、効果的であった。

特に、随時、目標の再確認を行いながら事業を進められたことは、本事業のように長期間の事業では、大きな意義があると感じた。

- ③ 研修・講座の請負者同士の会合により、受講者の確保、受講者同士のネットワークづくり等について、他の運営団体の工夫や成果を情報共有できた。

寄付金・件数の推移について



	H21	H22	H23	H24	H25
全体寄付金額(千円)	85,179	81,794	42,779	10,552	17,316
大口寄付金額(100万円以上)	76,881	74,712	37,435	4,355	11,692
小口寄付金額(100万円未満)	8,298	7,082	5,344	6,197	5,624
全体寄付者件数(件)	632	893	677	785	789
大口寄付者件数	5	8	6	3	3
小口寄付者件数	627	885	671	782	786

地球環境基金造成状況について

(単位:件、百万円)

区 分	政府出資金		民間等出えん金		合 計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成 5～13 年度	16	9,400	4,488	4,207	4,504	13,607
平成 14 年度	0	0	475	13	475	13
平成 15 年度	0	0	392	13	392	13
平成 16 年度	0	0	875	15	875	15
平成 17 年度	0	0	372	14	372	14
平成 18 年度	0	0	665	51	665	51
平成 19 年度	0	0	738	69	738	69
平成 20 年度	0	0	566	77	566	77
平成 21 年度	0	0	632	85	632	85
平成 22 年度	0	0	893	82	893	82
平成 23 年度	0	0	677	43	677	43
平成 24 年度	0	0	785	11	785	11
平成 25 年度	0	0	789	17	789	17
累 計	16	9,400	12,347	4,697	12,363	14,097

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物処理基金業務について

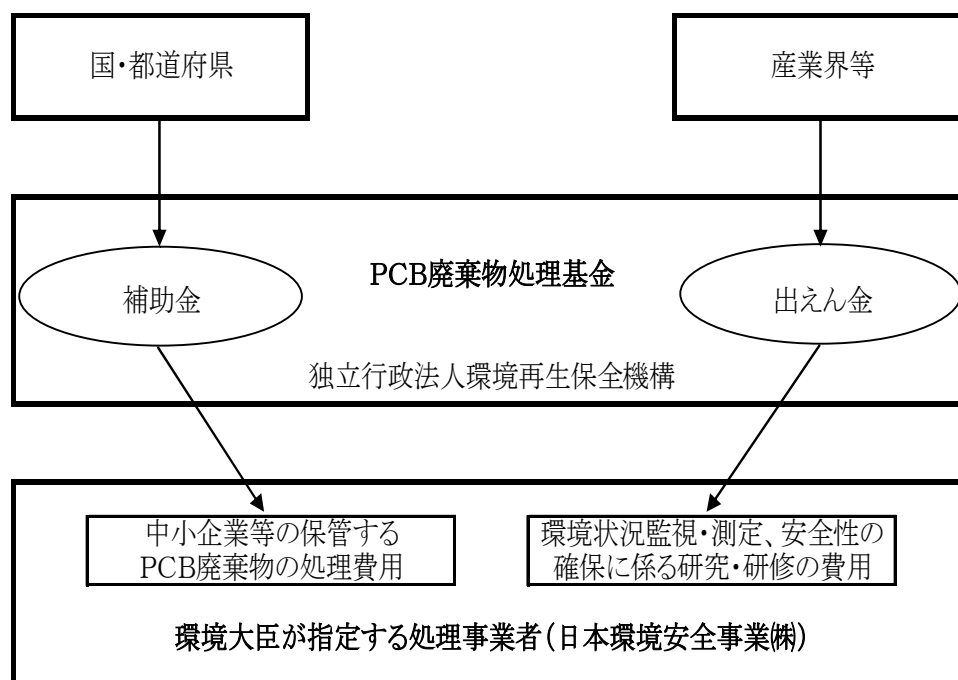
1. 目的

- (1) 中小企業等が保管する大型のポリ塩化ビフェニル廃棄物（トランス・コンデンサ等）の処理に要する費用の軽減（軽減事業）
- (2) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に際しての環境状況の監視・測定、安全性の確保に係る研究・研修の振興促進（振興事業）

2. 造成の方法

- (1) 国及び都道府県は、補助金その他の方法により、機構に対して資金を拠出する。
- (2) 産業界等（製造者等）に対しては、環境大臣が資金の出えん等の協力要請を行う。

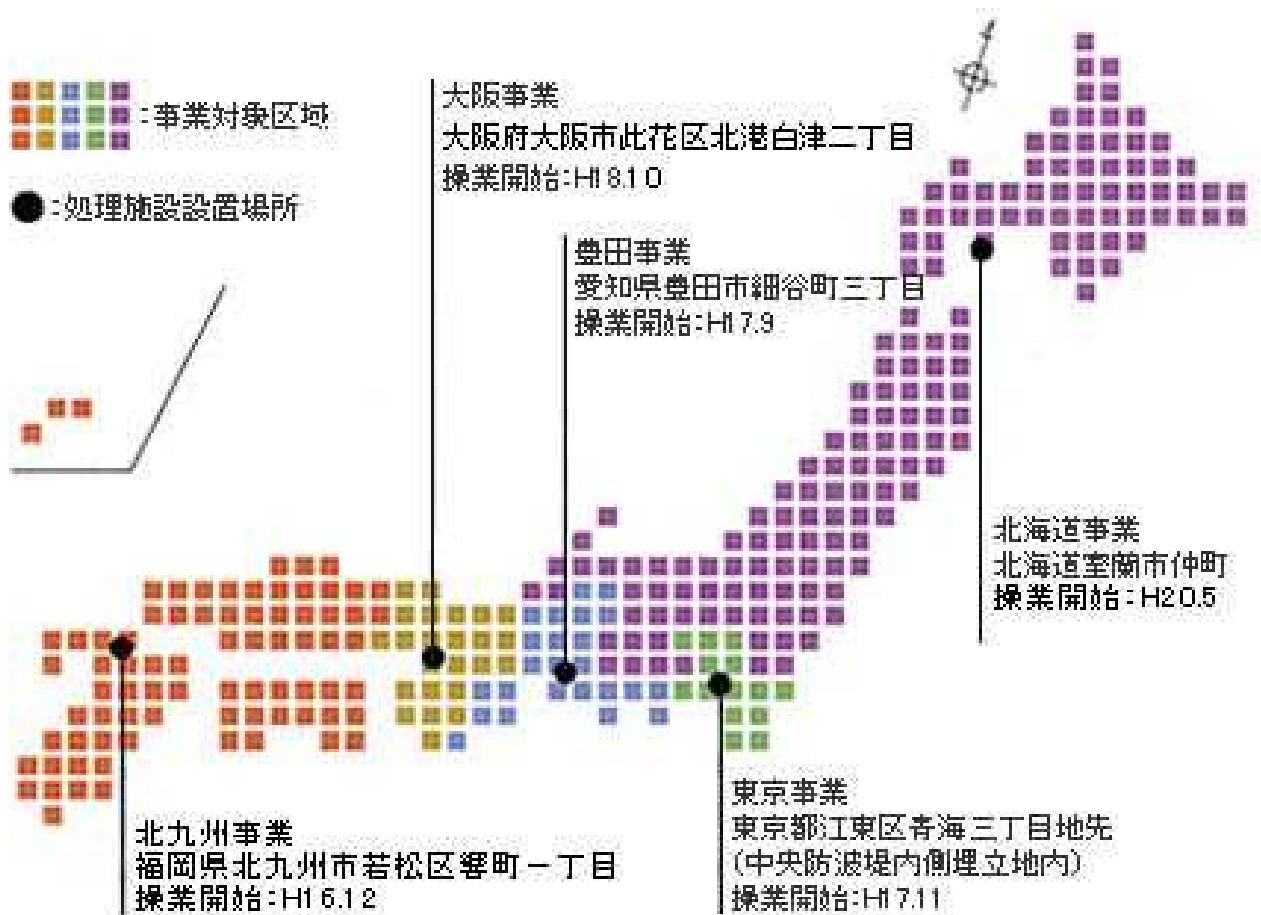
3. PCB 処理基金のスキーム



日本環境安全事業株式会社

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業の実施状況について

※ (平成 25 年 3 月現在)



事業所別処理対象都道府県

■北海道事業

北海道・青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島・茨城・栃木・群馬・新潟・富山・石川・福井・山梨・長野

■東京事業

埼玉・千葉・東京・神奈川

■豊田事業

岐阜・静岡・愛知・三重

■大阪事業

滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山

■北九州事業

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物処理基金拠出状況について

（単位：千円）

年度区分	国	都道府県	民間出えん金
平成 13～18 年度	12,000,000	12,000,000	480,800
平成 19 年度	2,000,000	2,000,000	0
平成 20 年度	2,000,000	2,000,000	0
平成 21 年度	2,000,000	2,000,000	0
平成 22 年度	2,000,000	1,861,000	0
平成 23 年度	1,500,000	1,395,750	0
平成 24 年度	1,500,000	1,395,750	0
平成 25 年度	1,500,000	1,395,750	0
累計額	24,500,000	24,048,250	480,800

維持管理積立金管理業務について

1. 目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成9年法律第85号）に基づき、環境省令で定める最終処分場の設置者が、埋立処分終了後に必要となる維持管理費用を埋立期間中に環境再生保全機構に積み立て、埋立終了後は徐々に必要な額を取り戻して適正な維持管理を行おうとするものである。なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第42号）により、これまで維持管理積立金の対象外であった最終処分場についても平成18年4月1日より対象となった。

2. 制度の概要

(1) 積立て義務

特定最終処分場の設置者は、埋立終了後の維持管理を適正に行うため、埋立開始から埋立終了までの毎年度、各処分場ごとに、都道府県知事が一定の基準に従い算定した額の金銭を維持管理積立金として環境再生保全機構に積み立てるものとする。

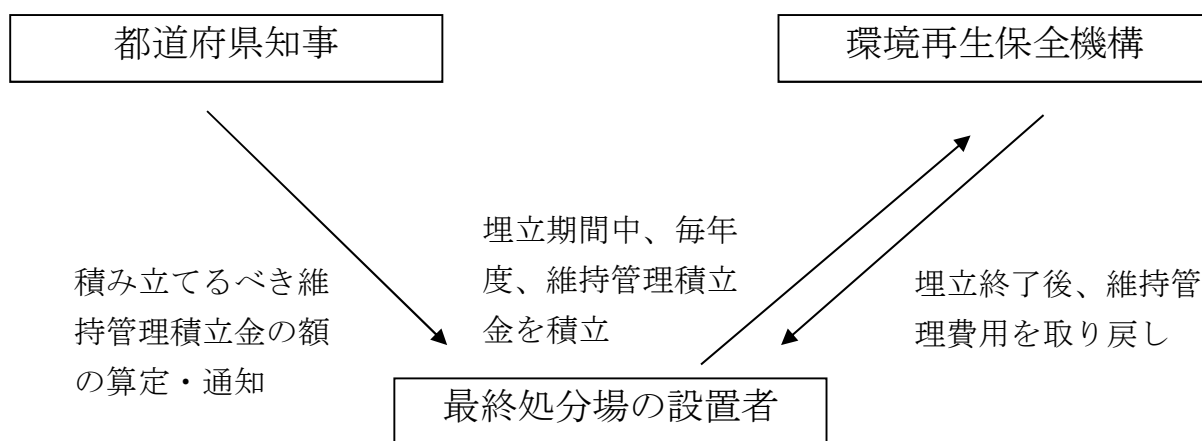
(2) 積立金の管理

維持管理積立金は、環境再生保全機構が管理するものとする。

(3) 積立金の取り戻し

特定最終処分場の設置者は、埋立終了後、最終処分場に係る維持管理を行う場合は当該処分場に係る維持管理積立金を取り戻すことができるものとする。

3. 維持管理積立金のスキーム



平成 25 年度広報実施計画（概要）

1. 広報活動の目的

石綿健康被害救済制度の対象者に、この事業が存在すること、ためらわずに機構に相談してほしいことなどを周知するとともに、申請の手続きを容易に進めることができるように支援する。

【基本的考え方】

広報の対象

- ・石綿健康被害救済制度について、一般への幅広い広報に加え、患者、家族等に対する広報を併せて行うことにより、救済制度対象者への情報到達効果を高める。その際、患者、家族等に対しては、医師等医療関係者を通じた情報の提供が効率的であり、また、その支援も期待できることから、医師等医療関係者に対する広報に力を注ぐ。
- ・石綿健康被害救済制度の対象者の居住地は、石綿製品を製造していた工場の周辺等地域的な偏りがあると想定されるが、過去の石綿の使用実態を踏まえれば全国に広く存在すると考えられることから、広報対象地域としては、全国を対象にしつつ、さらに特定の地域に対してはより丁寧な広報を行う。
- ・石綿健康被害救済制度の対象者として、石綿製品の使用等が多かった業種の関係者に留意することが重要と考えられることから、特定の業種に対する広報を併せて行う。
- ・石綿健康被害救済制度の受付窓口の一つとして重要な役割を担っている保健所等に対しては、手続き上の詳細事項を含めた確実な情報提供を行うとともに、患者等への周知に関しても、保健所等の特性を踏まえた支援を求める。

広報の手段

- ・広報の対象者ごとに、情報が最も到達しやすいと考えられる媒体を選択し、効果的な広報を図る。

【25年度の広報内容についての基本方針】

- ・広報の内容
石綿健康被害救済制度に関する一般的な広報を実施する。
- ・広報の対象
医師等医療関係者、患者、特定の地域の住民、特定業種の関係者、一般、保健所等を対象に広報を行う。
- ・広報の手段
24年度までの実績及び予算を踏まえ、広報の効果が見込める媒体を適切に選定する。
26年度の広報手段を選定する際の参考とするため、広報の効果測定・申請者へのアンケートを実施する。
- ・本年度は、大阪支部が6月28日に廃止することから、大阪支部周辺のエリアに対して、新聞広告による大阪支部の廃止の案内とともに制度の周知を丁寧に行う。

2. 広報対象と媒体

正確かつ迅速な情報伝達のために広報対象ごとに媒体を選択。

広報対象	広報目的	媒体等	媒体等選定理由
医師等医療関係者 (医師、看護師等)	患者への制度の周知の依頼	専門誌	医師・医療関係者への到達率が高い
	診断技術に係る最新情報の提供	学会でのセミナー開催及びパンフレット等配布	石綿関連疾患に関する医師・医療関係者に対して直接情報を提供できる
患者、家族	制度の周知	一般向け医療雑誌、待合室でのちらし等の配布	患者及び家族に到達率が高い
地域の住民 (工場周辺及び周知事業等に基づき広報強化が必要と考えられた地域の住民)	制度の周知	自治体広報誌 ポスターの配布 自治体が行う環境関連、健康関連のイベントへの出展等	地域の住民への情報の到達率が高い
特定の業種の関係者 (石綿製品の使用等が多かった業種)	制度の周知	関連分野の専門誌、業界団体機関紙	石綿ばく露の可能性のある労働者等への情報到達率が高い
一般	制度の周知	地方紙、WEB、交通広告	全国を対象とした効果的な広報ができる
		住民相談会、自治体が行う環境イベント等	患者等に対して直接説明ができる
保健所等	患者等への制度の周知の依頼	自治体広報誌への情報掲載、自治体HPとのリンク	保健所等を通じて自治体の広報手段の活用を図る
	窓口業務に必要な情報の提供	保健所担当者説明会	担当者に対して直接説明ができる
その他	効果測定 of 正確な把握	フリーダイヤルを利用するきっかけになった媒体等の正確な把握	具体的な媒体をきちんと把握する

平成 25 年度 広報実績一覧

<p>1. 申請受付窓口等の関係機関に対する広報</p>	<p>肺がんの認定基準の改正等に伴うリーフレット及びちらしを作成し、関係機関に配布</p> <table border="1" data-bbox="563 544 1323 1084"> <thead> <tr> <th>配布先</th> <th>個所</th> <th>リーフレット</th> <th>ちらし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健所</td> <td>528</td> <td>10,560 部</td> <td>10,560 部</td> </tr> <tr> <td>自治体</td> <td>110</td> <td>2,370 部</td> <td>2,370 部</td> </tr> <tr> <td>地方環境事務所</td> <td>10</td> <td>110 部</td> <td>110 部</td> </tr> <tr> <td>実績のある医療機関</td> <td>1,459</td> <td>29,180 部</td> <td>29,180 部</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,107</td> <td>42,220 部</td> <td>42,220 部</td> </tr> </tbody> </table>	配布先	個所	リーフレット	ちらし	保健所	528	10,560 部	10,560 部	自治体	110	2,370 部	2,370 部	地方環境事務所	10	110 部	110 部	実績のある医療機関	1,459	29,180 部	29,180 部	合計	2,107	42,220 部	42,220 部
配布先	個所	リーフレット	ちらし																						
保健所	528	10,560 部	10,560 部																						
自治体	110	2,370 部	2,370 部																						
地方環境事務所	10	110 部	110 部																						
実績のある医療機関	1,459	29,180 部	29,180 部																						
合計	2,107	42,220 部	42,220 部																						
<p>2. 広報の実施 (1)一般を対象とした広報</p>	<p>① 新聞による広報</p> <p>ア. 全国紙 読売新聞、朝日新聞、毎日新聞</p> <p>イ. 地方紙 (平成 24 年度末時点で認定者数 200 件以上の都道府県の地方紙) 北海道新聞、埼玉新聞、千葉新聞、東京新聞、神奈川新聞、静岡新聞、中日新聞、神戸新聞、産経新聞大阪本社、中国新聞、西日本新聞</p> <p>* このうち、読売新聞、朝日新聞、毎日新聞、北海道新聞、東京新聞、静岡新聞、中日新聞、神戸新聞、産経新聞大阪本社版、中国新聞、西日本新聞において、読者アンケートによる効果測定を行った。 (資料編_石綿 3 広報の効果測定について)</p> <p>② 交通広告による広報</p> <p>ア. 首都圏の JR へのポスター掲載 (まど上) (25 年 11 月)</p> <p>イ. 関西私鉄(京阪電車)へのポスター掲載(ドア横) (25 年 11 月)</p>																								

<p>(2) 患者、家族を対象とした広報</p>	<p>③ インターネットを活用した広報</p> <p>ア. ホームページでの情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受付・認定等状況、住民相談会のお知らせ 等 <p>「アスベスト（石綿）健康被害（救済給付）」のアクセス数 69,642 件</p> <p>（前年度 86,197 件、前々年度 73,258 件）（* 月別の詳細については、資料_石綿 4 参照）</p> <p>イ. リスティング広告の実施</p> <p>検索ワードを活用し機構石綿トップページへのアクセスを促す</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Yahoo! : 25 年 9 月～12 月 <p>ウ. EIC ネットを活用したバナー広告の実施（26 年 2 月～3 月）</p> <p>一般向け医療雑誌へ広告を掲載</p> <p>「ケアマネジメント」、「がんサポート」、「訪問看護と介護」、「きょうの健康」</p>																												
<p>(3) 医師等医療関係者を対象とした広報</p>	<p>① 学会セミナーの開催（11 箇所）</p> <table border="1" data-bbox="491 1227 1358 2038"> <thead> <tr> <th>学会名</th> <th>開催日</th> <th>場所</th> <th>参加者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 54 回日本臨床細胞学会</td> <td>6/1(土)</td> <td>グランドプリンスホテル 高輪</td> <td>378 名</td> </tr> <tr> <td>第 102 回日本病理学会総会</td> <td>6/6(木)</td> <td>ロイトン札幌/さっぽろ芸 文館</td> <td>63 名</td> </tr> <tr> <td>第 54 回日本婦人科腫瘍学会学 術講演会</td> <td>7/20(土)</td> <td>ホテルグランパシフィック LE DAIBA</td> <td>58 名</td> </tr> <tr> <td>第 20 回石綿・中皮腫研究会</td> <td>9/28(土)</td> <td>(公財)がん研究会がん研 究所 吉田講堂</td> <td>70 名</td> </tr> <tr> <td>第 71 回日本呼吸器学会・日本 結核病学会 九州支部 秋季学術講演会</td> <td>10/11(金)</td> <td>パピヨン 24</td> <td>45 名</td> </tr> <tr> <td>第 67 回国立病院総合医学会</td> <td>11/8(金)</td> <td>石川県立音楽堂/ホテル日 航金沢 他</td> <td>79 名</td> </tr> </tbody> </table>	学会名	開催日	場所	参加者	第 54 回日本臨床細胞学会	6/1(土)	グランドプリンスホテル 高輪	378 名	第 102 回日本病理学会総会	6/6(木)	ロイトン札幌/さっぽろ芸 文館	63 名	第 54 回日本婦人科腫瘍学会学 術講演会	7/20(土)	ホテルグランパシフィック LE DAIBA	58 名	第 20 回石綿・中皮腫研究会	9/28(土)	(公財)がん研究会がん研 究所 吉田講堂	70 名	第 71 回日本呼吸器学会・日本 結核病学会 九州支部 秋季学術講演会	10/11(金)	パピヨン 24	45 名	第 67 回国立病院総合医学会	11/8(金)	石川県立音楽堂/ホテル日 航金沢 他	79 名
学会名	開催日	場所	参加者																										
第 54 回日本臨床細胞学会	6/1(土)	グランドプリンスホテル 高輪	378 名																										
第 102 回日本病理学会総会	6/6(木)	ロイトン札幌/さっぽろ芸 文館	63 名																										
第 54 回日本婦人科腫瘍学会学 術講演会	7/20(土)	ホテルグランパシフィック LE DAIBA	58 名																										
第 20 回石綿・中皮腫研究会	9/28(土)	(公財)がん研究会がん研 究所 吉田講堂	70 名																										
第 71 回日本呼吸器学会・日本 結核病学会 九州支部 秋季学術講演会	10/11(金)	パピヨン 24	45 名																										
第 67 回国立病院総合医学会	11/8(金)	石川県立音楽堂/ホテル日 航金沢 他	79 名																										

	第 61 回日本職業・災害医学会 学術大会	12/1(日)	学術総合センター	97 名
	第 82 回日本呼吸器学会近畿地 方会/第 112 回日本結核病学会 近畿地方会	12/7(土)	千里ライフサイエンスセ ンター	91 名
	第 28 回日本がん看護学会学術 集会	2/8 (土)	朱鷺メッセ等	82 名
	第 21 回日本 C T 検診学会学術 集会	2/14 (金)	京葉銀行プラザ	108 名
	第 54 回日本呼吸器学会九州支 部学術集会/第 37 回日本呼吸 器内視鏡学会九州支部総会	2/28 (金)	ホルトホール大分	32 名
	合計			1,103 名
(4) 特定業種に向けた 広報	<p>② 医療関係者向け雑誌へ広告を掲載 「医学のあゆみ 1 月 18 日号」、「週刊日本医事新報 2 月 1 日号」、「臨床 画像 2 月号」、「画像診断 2 月号」、「病理と臨床 2 月号」、「日本胸部臨床 2 月号」</p> <p>特定業種向け雑誌・専門新聞への広告の掲載 「建通新聞 2 月 4 日号」(建設業) 「ボイラ・ニュース 2 月号」(電気設備業)</p>			
3. 申請者等への相談 の実施	本部、大阪支部において窓口相談、フリーダイヤル受付を行った。			
(1) 窓口相談、フリー ダイヤル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 窓口相談 : 31 件 (前年度 53 件) ・ フリーダイヤル : 7,553 件 (前年度 9,624 件) <p>(* 月別の詳細については、資料_石綿 5 参照)</p>			
(2) 住民相談会に代 わる取り組みの 実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「第 13 回あきたエコ&リサイクルフェスティバル」 ・ 「琉球新報社が地域住民に対して行う健康に関する講演会」 			

<p>(3) 保健所説明会の実施</p>	<p>保健所等窓口担当者向け説明会を9ブロック及び自治体単独5か所で開催した。説明会では、改訂した手引・パンフレット等の配布と新しい判定基準の説明を丁寧に行うとともに、各労働局による労災保険制度、顧問医師等による医学的情報の説明を行った。</p>																																		
	<p><ブロック別開催></p>																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施地区</th> <th>平成25年度</th> <th>平成24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道</td> <td>38名</td> <td>46名</td> </tr> <tr> <td>東北</td> <td>16名</td> <td>16名</td> </tr> <tr> <td>関東</td> <td>95名</td> <td>71名</td> </tr> <tr> <td>中部</td> <td>33名</td> <td>27名</td> </tr> <tr> <td>北陸</td> <td>9名</td> <td>8名</td> </tr> <tr> <td>近畿</td> <td>56名</td> <td>56名</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>12名</td> <td>15名</td> </tr> <tr> <td>四国</td> <td>9名</td> <td>11名</td> </tr> <tr> <td>九州</td> <td>33名</td> <td>31名</td> </tr> <tr> <td>合計人数</td> <td>301名</td> <td>281名</td> </tr> </tbody> </table>	実施地区	平成25年度	平成24年度	北海道	38名	46名	東北	16名	16名	関東	95名	71名	中部	33名	27名	北陸	9名	8名	近畿	56名	56名	中国	12名	15名	四国	9名	11名	九州	33名	31名	合計人数	301名	281名		
実施地区	平成25年度	平成24年度																																	
北海道	38名	46名																																	
東北	16名	16名																																	
関東	95名	71名																																	
中部	33名	27名																																	
北陸	9名	8名																																	
近畿	56名	56名																																	
中国	12名	15名																																	
四国	9名	11名																																	
九州	33名	31名																																	
合計人数	301名	281名																																	
<p><自治体単独開催></p>		<table border="1"> <thead> <tr> <th>自治体名</th> <th>平成25年度</th> <th>平成24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮城県</td> <td>15名</td> <td>13名</td> </tr> <tr> <td>静岡県</td> <td>12名</td> <td>11名</td> </tr> <tr> <td>山口県</td> <td>15名</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>鹿児島県</td> <td>12名</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>沖縄県</td> <td>12名</td> <td>20名</td> </tr> <tr> <td>合計人数</td> <td>66名</td> <td>44名</td> </tr> </tbody> </table>	自治体名	平成25年度	平成24年度	宮城県	15名	13名	静岡県	12名	11名	山口県	15名	-	鹿児島県	12名	-	沖縄県	12名	20名	合計人数	66名	44名												
自治体名	平成25年度	平成24年度																																	
宮城県	15名	13名																																	
静岡県	12名	11名																																	
山口県	15名	-																																	
鹿児島県	12名	-																																	
沖縄県	12名	20名																																	
合計人数	66名	44名																																	

(4)自治体主催の石綿健康被害救済制度担当者研修会への講師派遣	自治体名	平成 25 年度	平成 24 年度
	千葉県	51 名	155 名
	埼玉県	21 名	29 名
	群馬県	39 名	61 名
	栃木県	-	7 名
	大阪市	26 名	-
	神戸市	17 名	-
	香川県	31 名	53 名
	合計人数	185 名	305 名

広報の効果測定について（平成 25 年度）

1. 新聞による効果測定

3 全国紙及び 11 地方紙（認定者数 200 件以上の都道府県の地方紙）への広告（1 月中）を実施した。3 全国紙及び 8 地方紙においてアンケートによる効果測定を実施した。

(1) 広告を見る前から環境再生保全機構の事業内容まで知っている、名前は知っている

新聞	割合	新聞	割合
読売新聞	22.1%	中日新聞	16.6% (15.4%)
朝日新聞	17.8%	神戸新聞	28.3% (19.3%)
毎日新聞	24.1%	産経新聞（大阪版）	22.8%
北海道新聞	16.5%	中国新聞	24.9%
東京新聞	17.4%	西日本新聞	16.8%
静岡新聞	22.1%		

※（ ）は昨年度実績

(2) 広告を見た後、フリーダイヤルをかけた、ホームページにアクセスした、制度について家族や友人と話した

新聞	割合	新聞	割合
読売新聞	7.8%	中日新聞	9.4% (10.8%)
朝日新聞	8.9%	神戸新聞	8.8% (11.0%)
毎日新聞	11.6%	産経新聞（大阪版）	13.1%
北海道新聞	9.9%	中国新聞	24.9%
東京新聞	9.8%	西日本新聞	14.5%
静岡新聞	13.9%		

※（ ）は昨年度実績

(3) 周囲に被害者がいたら、この広告の内容を伝えたい

新聞	割合	新聞	割合
読売新聞	93.3%	神戸新聞	94.4% (90.3%)
朝日新聞	94.4%	産経新聞（大阪版）	99.2%
毎日新聞	96.9%		

※（ ）は昨年度実績

2. インターネット広告から機構ホームページ「石綿健康被害」のページへの誘導件数

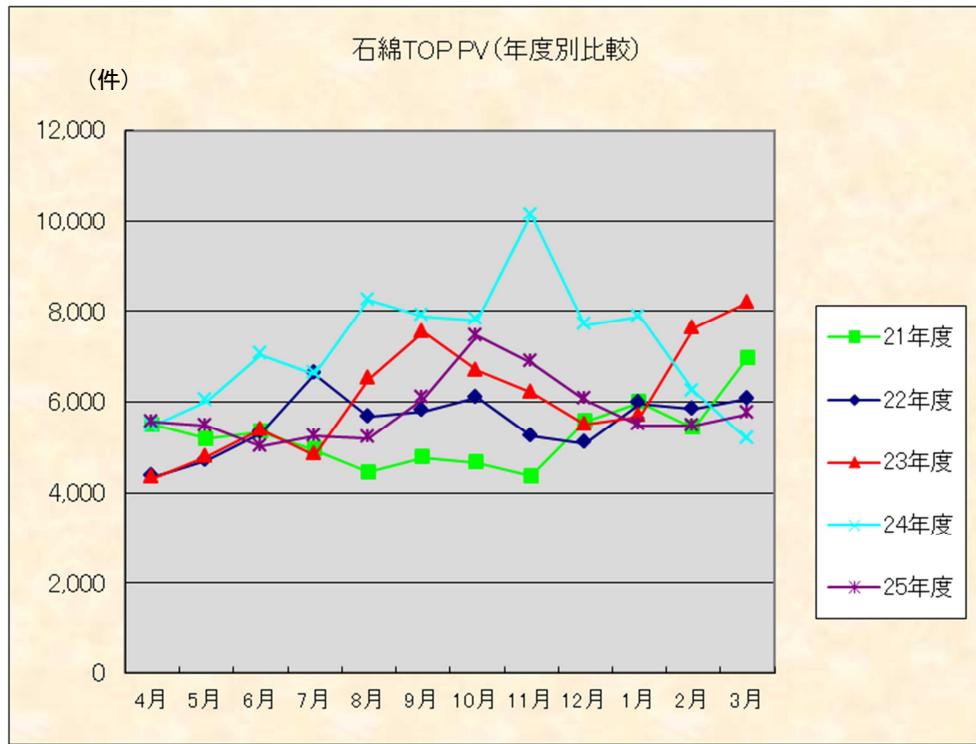
(1) Yahoo! によるリスティング広告 (25年9月18日~12月17日)

	クリック数 (a)	全件数 (b)	シェア率 (a) / (b) * 100
9月	719	6,083	11.8%
10月	1,939	7,458	26.0%
11月	1,946	6,867	28.3%
12月	1,166	6,056	19.3%

(2) EIC ネットを活用したバナー広告 (26年2月~26年3月)

	クリック数 (a)	全件数 (b)	シェア率 (a) / (b) * 100
2月	301	5,648	5.5%
3月	151	5,740	2.6%

機構ホームページ中「アスベスト（石綿）健康被害」の
ページアクセス数の推移



(単位：件)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
4月	5,502	4,345	4,327	5,474	5,557
5月	5,194	4,704	4,787	6,022	5,467
6月	5,337	5,310	5,383	7,037	5,011
7月	4,953	6,619	4,830	6,614	5,248
8月	4,450	5,664	6,498	8,249	5,196
9月	4,771	5,795	7,536	7,884	6,083
10月	4,657	6,090	6,681	7,800	7,458
11月	4,361	5,240	6,212	10,140	6,867
12月	5,564	5,089	5,505	7,697	6,056
1月	5,987	5,962	5,689	7,873	5,491
2月	5,428	5,832	7,621	6,239	5,468
3月	6,976	6,058	8,189	5,168	5,740
累計	63,180	66,708	73,258	86,197	69,642

平成25年度 窓口相談・フリーダイヤル件数 集計結果

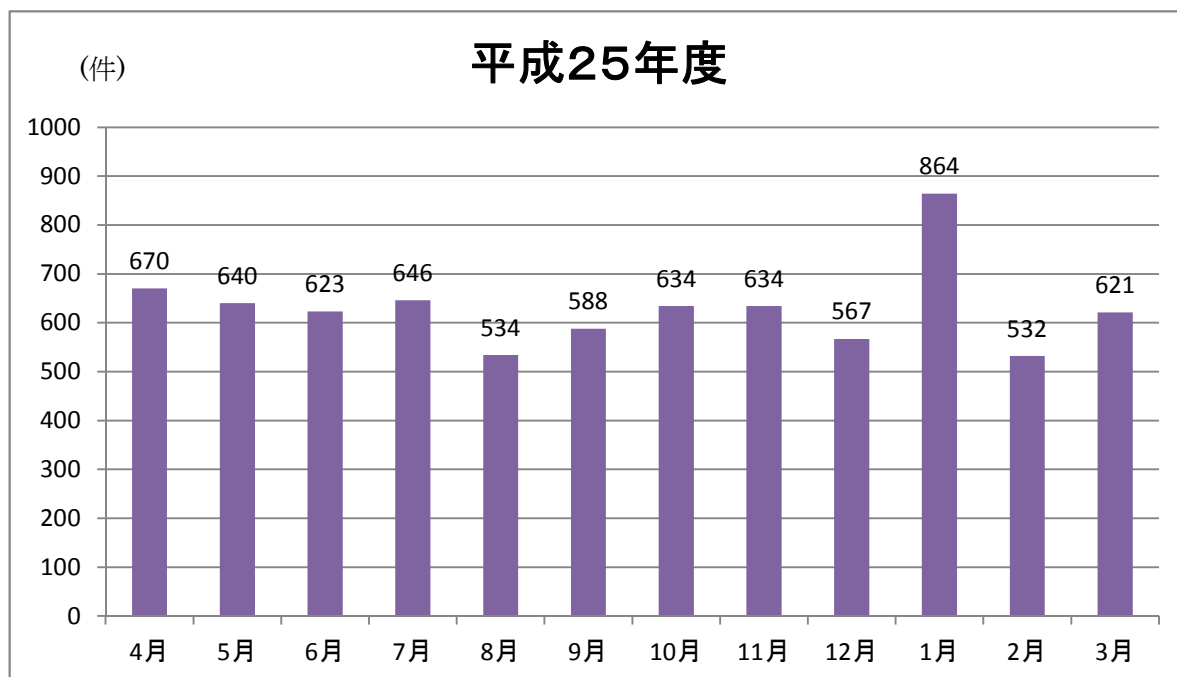
1. 窓口相談 31件

相談内容内訳

(単位：件)

制度について	手続について	健康不安	その他	計
7	20	1	3	31

2. フリーダイヤル件数 (0120-389-931、0120-373-922、0120-303-727)



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
件数	670	640	623	646	534	588	634	634	567	864	532	621	7,553

3. 窓口相談・フリーダイヤルのきっかけとなった媒体等

(問い合わせ時の聞き取り調査 平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月)

媒体	件数	割合
医療機関	366 (339)	29.4% (18.8%)
新聞広告	247 (261)	19.9% (14.4%)
インターネット	179 (228)	14.4% (12.6%)
労働基準監督署	87 (111)	7.0% (6.1%)
ちらし	66 (105)	5.3% (5.8%)
ポスター	59 (131)	4.7% (7.2%)
家族・友人・知人	48 (47)	3.9% (2.6%)
保健所	38 (24)	3.1% (1.3%)
自治体の検診	29 (61)	2.3% (3.4%)
役所(市役所等)	27 (43)	2.2% (2.4%)
厚労省周知事業	10 (209)	0.8% (11.6%)
他の患者さんから	8 (2)	0.6% (0.1%)
テレビ・ラジオ	6 (11)	0.5% (0.6%)
郵便局の封筒	4 (1)	0.3% (0.1%)
雑誌	3 (92)	0.3% (5.1%)
新聞記事	0 (12)	0.0% (0.7%)
厚労省のポスター	0 (1)	0.0% (0.1%)
その他	66 (130)	5.3% (7.2%)
計	1,243 (1,808)	100.0% (100.0%)

※ () は昨年度実績

被認定者及びその遺族に対するアンケート調査結果概要

被認定者及びその遺族に対するアンケート

アンケート対象者	回収件数	主な回答結果
制度利用者アンケート 石綿健康被害救済手帳交付者（5月、現況届と同時に実施）	766	<p>○石綿健康被害医療手帳についての認知度について 手帳について病院の人が知っていた 71.7%</p> <p>○制度の満足度については、60.0%が満足</p> <p>○認定の有効期間（5年）であるが、認定更新の手続きがあることを知っていた 53.0%</p>
被認定者アンケート 被認定者（療養者） （認定通知送付時に実施）	471	<p>○救済制度を知った経緯 病院等医師 73.0%、家族・知人 15.2%、機構ホームページ 10.6%、保健所・地方環境事務所 10.4%</p> <p>○申請・請求手続きがスムーズでなかった理由 様式の記入方法が分かりにくい 45.4%、医学的資料の収集 27.2%、医師・病院スタッフの知識不足 36.4%</p> <p>○要望等 ・申請を出してから認定の通知が来るまで非常に長さを感じました。期間の短縮を願っております。 ・申請以降審議等がどのように進んでいるのか進捗状況が分からないので今、どのような状況なのか等を教えていただくと安心できます。 ・機構（ERCA）の存在を全く知りませんでした。救済制度のPRが必要だろうと考えます。</p>
施行前死亡者遺族アンケート 認定された施行前死亡者の遺族 （認定通知送付時に実施）	22	<p>○救済制度を知った経緯 厚生労働省の周知事業 40.9%、労働基準監督署で教えてもらって 31.8%、新聞広告 9.1%、保健所・地方環境事務所で教えてもらって 13.6%</p> <p>○請求から認定・支給までの長さが「とても早い」「早い」との回答が 76.2%</p> <p>○要望等 ・労災の場合との差（支給額）が違いすぎる。 ・申請書の内容が少しわかりにくく、理解できるまでに時間を要しました。戸籍の提出は仕方ないのですが、死亡から7年も経っており少々苦労しました。</p>

<p>未申請死亡者遺族アンケート</p> <p>認定された未申請死亡者の遺族 (認定通知送付時に実施)</p>	<p>95</p>	<p>○救済制度を知った経緯</p> <p>病院の先生・スタッフ 57.8%、家族・知人 26.3%、新聞広告 8.4%、保健所・地方環境事務所 8.4%、機構ホームページ 9.5%</p> <p>○申請から認定までの手続がスムーズに行えたとの回答が 76.8%</p> <p>○申請・請求手続がスムーズでなかった理由</p> <p>様式の記入方法が分かりにくい 8.8%、医学的資料の収集 29.4%、医師・病院スタッフの知識不足 29.4%</p> <p>○要望等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救済法があることを、もっと国民に知らせてほしい。 ・今後共、病院等で苦しんでいる患者は増えることと思います。救済制度について、病院にはもっと指導をし、病院から機構を照会してもらえるようにしていただければと思います。
---	-----------	--

医療関係者に対するアンケート調査結果概要

1. 学会セミナー

医療関係者の救済制度認知度、ニーズ等を把握するため、学会セミナーで参加者にアンケート調査を実施。11学会で延べ419件アンケートを回収した。

(開催学会については資料_石綿2 広報実績一覧参照)

＜学会セミナー出席者の主なアンケート結果＞

○制度の認知度について

・救済制度の内容まで知っている	29.1%	(32.7%)
・制度があることは知っている	52.7%	(54.5%)
・知らなかった	17.2%	(12.4%)
・無回答	1.0%	(0.6%)

○機構の認知度について

・業務内容まで知っている	21.0%	(21.9%)
・名前は知っている	33.4%	(38.8%)
・知らなかった	44.4%	(38.8%)
・無回答	1.2%	(0.5%)

○制度の広告を見たことがあるか

・パンフレットを見たことがある	46.0%	(50.9%)
・DVDを見たことがある	3.5%	(4.2%)
・いずれも見なかった	49.1%	(43.3%)
・無回答	1.4%	(0.5%)

※ () は昨年度実績

2. 中皮腫細胞診実習研修会

医療関係者の救済制度認知度や細胞診結果で中皮腫診断が可能なことの認知度等を把握するため、中皮腫細胞診実習研修会（2回実施）で参加者にアンケート調査を実施し、82件のアンケートを回収した。

（中皮腫細胞診研修会については資料_石綿8参照）

＜研修会出席者の主なアンケート結果＞

制度を知ったきっかけ	東京開催	神戸開催	全体
・学会や研修会	50.0%	50.0%	50.0%
・新聞記事・新聞広告	11.1%	15.9%	13.8%
・その他（テレビ他）	38.9%	34.1%	36.2%

細胞診における中皮腫確定診断が可能なことへの認知度	東京開催	神戸開催	全体
・診断経験があり知っていた	14.0%	17.9%	15.9%
・診断経験はないが知っていた	37.2%	33.3%	35.4%
・知らなかった。	48.8%	43.6%	46.3%
・未回答	-	5.1%	2.4%

○主なコメント

- ・たくさんの症例を見せていただいて、今後の日常業務に役立てたいと思います。ありがとうございました。
- ・多くの症例数を一度に見ることができて、背景や細胞形態の様々なパターンを知ることができました。また、このような機会があったらぜひ参加したいと思います。

制度運営の円滑化に係る事業・調査（平成 25 年度）

1. 認定業務の迅速化、正確性確保のための事業

(1) 中皮腫細胞診実習研修会

細胞診による中皮腫の早期確定診断、引いては石綿健康被害者の迅速かつ的確な救済に資するため、昨年度に引き続き研修会を実施した。

研修会においては、細胞診での中皮腫診断例について情報提供するほか、石綿健康被害救済制度とその認定基準等について周知を行った。

第4回研修会を25年5月19日（土）日本医科大学において、第5回研修会を11月17日（土）神戸大学において開催した。（細胞検査士等85名参加）

(2) 石綿小体計測精度管理事業

労災病院等、一定の石綿小体計測技術能力をもつ医療機関における計測制度の確保・向上を図るため、昨年度に引き続き管理事業を実施し、12の医療機関が参画した。

今年度は、一層の計測精度の均てん化を図るため、参画機関で石綿小体計測を行う全ての検査技師の参画を得て実施。昨年度回付・計測し判断が分かれた標本1検体と新しく作成した標本1検体の計2検体を検査技師全員に回付し、各医療機関で計測した。計測結果を集計し検討委員会において評価を行い、判断基準について協議を行った。

<参加医療機関一覧>

- ・北海道中央労災病院
- ・東北労災病院
- ・横浜労災病院
- ・旭労災病院
- ・神戸労災病院
- ・和歌山労災病院
- ・山陰労災病院
- ・岡山労災病院
- ・九州労災病院
- ・長崎労災病院
- ・独立行政法人国立病院機構 山口宇部医療センター
- ・神奈川県立循環器呼吸病センター

(参考) 石綿小体計測の平均計測日数の推移

年度	計測依頼件数	平均計測日数 *	備 考
H21	62	31.6	
H22	55	40.2	第2次石綿小体計測精度管理事業実施。(7~3月)
H23	52	34.3	第3次石綿小体計測精度管理事業実施。(6~3月)
H24	57	34.3	第4次石綿小体計測精度管理事業実施。(12~3月)
H25	40	29.7	第5次石綿小体計測精度管理事業実施。(8~3月)

*計測依頼日から計測結果受理日までの日数の平均。

(3) 石綿繊維計測機関育成事業

審査の迅速化を図るため、肺内石綿繊維の計測を行う民間の計測機関の育成を目的として、民間2社の参画を得て実施している。

平成25年度は、より効果的に計測等技術の向上を図るため、民間2社が計測施設を訪問し、計測技術を効果的に習得させるとともに、試料作製の実践とトレーニング結果をフィードバックする作業部会を開催した。2月13日に検討員会を開催し、民間2社の試料計測結果と専門家の試料計測結果とを比較し、誤差の範囲内で同様の結果が導き出されていることが評価された。また、計測に係る手引き「肺内石綿繊維計測ガイドライン」の作成の準備を行った。

2. 広報対象地域・業種等の絞込みに活用するための調査の実施

・ 被認定者に関するばく露状況調査

制度発足から平成23年度末までのデータをまとめた報告書を作成し、ホームページ等で公表するとともに、全国の保健所(528箇所)、関係自治体(143箇所)及び地方環境事務所(11箇所)に配布した。

ホームページ公表・報道発表概要

(1) 概要

以下について、ホームページ上での公表・報道発表を行った。

①認定状況等の公表

- ・毎月の認定等決定の都度、各月末現在の受付及び認定件数を公表
- ・平成24年度までの制度運用状況についての統計資料を報道発表・公表
- ・平成23年度までの救済制度における被認定者の居住歴・職歴等について分析したばく露調査報告書を報道発表・公表

②各種情報の公表

- ・石綿健康被害救済法の一部改正に伴うパンフレット等の改訂の情報
- ・保健所や地方環境事務所の連絡先を随時最新版に更新
- ・公害健康被害補償不服審査会における裁決について公表

(2) ホームページ公表の内容

(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

内 容	回 数
受付・認定等状況累計	12
申請・請求受付状況（都道府県別）	12
申請・請求認定状況（都道府県別）	12
認定申請に係る認定状況（都道府県別）	12
施行前死亡者に係る特別遺族弔慰金等の請求に係る認定状況（都道府県別）	12
未申請死亡者に係る特別遺族弔慰金等の請求に係る認定状況（都道府県別）	12
認定申請及び特別遺族弔慰金等の請求に係る認定状況（累計：都道府県別）	12
石綿による健康被害の救済に関する法律における指定疾病に係る医学的判定に関する考え方等の改正について	1
平成24年度石綿健康被害救済制度運用に関する統計資料	1
第20回石綿・中皮腫研究会との共催ランチョンセミナーのご案内	1
石綿健康被害救済制度における平成18～23年度被認定者に関するばく露状況調査の報告について	1
計	88

(3) 報道発表内容

内 容	回 数
平成24年度石綿健康被害救済制度運用に関する統計資料	1
石綿健康被害救済制度における平成18～23年度被認定者に関するばく露状況調査の報告について	1
計	2

申請書等の受付状況と認定等状況

(1) 療養者の方からの認定申請

(ア) 受付状況

項目		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	その他	計
前年度 までの 受付	医学的判定中	109 (178)	70 (87)	3 (9)	5 (12)		187 (286)
	医学的判定の 準備中	38 (24)	7 (17)	1 (6)	2 (4)	1 (0)	49 (51)
25年度受付		586 (603)	129 (141)	28 (30)	33 (29)	12 (8)	788 (811)
新資料の提出による 審査再開件数*2		1 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (0)		2 (1)
計							1,026 (1,149)

注：()は前年度の実績。以下同様。

*1は、医学的判定にて追加補足資料を求められたものを含む。以下同様。

*2は、条件付不認定となった後に、新資料の提出があり、審査を再開した件数。

(イ) 認定等の状況

項目	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	その他	計	割合	
認定	516 (584)	111 (98)	3 (7)	9 (14)		639 (703)	62.3% (61.2%)	76.7% (79.5%)
不認定	49 (47)	28 (61)	17 (33)	27 (24)	0 (3)	121 (168)	11.8% (14.6%)	
取下げ	16 (25)	8 (12)	0 (3)	1 (2)	2 (0)	27 (42)	2.6% (3.7%)	
医学的判定中	112 (109)	49 (70)	3 (3)	4 (5)		168 (187)	16.4% (16.3%)	
計	693 (764)	196 (241)	23 (46)	41 (45)	2 (3)	955 (1,100)	93.1% (95.7%)	
医学的判定の 準備中	43 (38)	14 (7)	8 (1)	6 (2)	0 (1)	71 (49)	6.9% (4.3%)	

注：認定のうち1件は公害健康被害補償不服審査会にて原処分取消の裁決を受けて認定となったもの。

(2) 施行前死亡者の遺族からの請求

(ア) 受付状況

項目		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	その他	計
前年度 までの 受付	医学的判定中	1 (3)	6 (7)	0 (1)	0 (3)		7 (14)
	医学的判定の 準備中	9 (124)	2 (5)	1 (5)	0 (0)	0 (1)	12 (135)
25年度受付		27 (203)	6 (16)	1 (7)	0 (0)	1 (5)	35 (231)
計							54 (380)

(イ) 認定等の状況

項目	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	その他	計	割合	
認定	32 (308)	2 (2)	1 (6)	0 (1)		35 (317)	63.6% (83.4%)	80.0% (95.0%)
不認定	0 (2)	4 (15)	2 (6)	0 (1)	0 (0)	6 (24)	10.9% (6.3%)	
取下げ	2 (15)	1 (3)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	3 (20)	5.5% (5.3%)	
医学的判定中	1 (1)	5 (6)	0 (0)	0 (0)		6 (7)	10.9% (1.8%)	
計	35 (326)	12 (26)	3 (13)	0 (3)	0 (0)	50 (368)	90.9% (96.8%)	
医学的判定の 準備中	3 (9)	2 (2)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	5 (12)	9.1% (3.2%)	

注：認定のうち1件は公害健康被害補償不服審査会にて原処分取消の裁決を受けて認定となったもの。

(3) 未申請死亡者の遺族からの請求

(ア) 受付状況

項目		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	その他	計
前年度 までの 受付	医学的判定中	35 (38)	11 (14)	2 (0)	3 (3)		51 (55)
	医学的判定の 準備中	16 (6)	5 (4)	0 (1)	1 (3)	0 (1)	22 (15)
25年度受付		122 (134)	53 (38)	8 (9)	6 (7)	6 (4)	195 (192)
計							268 (262)

(イ) 認定等の状況

項目	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	その他	計	割合	
認定	104 (100)	42 (16)	1 (1)	3 (1)		150 (118)	56.0% (45.0%)	81.0% (72.1%)
不認定	34 (27)	10 (22)	7 (7)	8 (8)	0 (0)	59 (64)	22.0% (24.4%)	
取下げ	3 (1)	5 (4)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	8 (7)	3.0% (2.7%)	
医学的判定中	23 (35)	9 (11)	0 (2)	0 (3)		32 (51)	11.9% (19.5%)	
計	164 (163)	66 (53)	8 (10)	11 (13)	0 (1)	249 (240)	92.9% (91.6%)	
医学的判定の 準備中	12 (16)	5 (5)	2 (0)	0 (1)	0 (0)	19 (22)	7.1% (8.4%)	

認定等に係る処理日数

中皮腫、肺がん、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺、及び著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚の認定等に係る処理日数は次のとおりである。

1. 療養中の方からの申請

(単位：日、件)

区 分	認定等決定までの平均処理日数		申請から医学的判定申出までの平均日数		件 数
	1回の医学的判定	115 (130)	61 (79)	24 (37)	
追加資料が必要とされたもの	197 (202)		27 (38)		300 (356)

() 書きは前年度の実績。計数は取り下げ、再審査、及び原処分取消後の処分を除く(以下同じ。)

2. 施行前死亡者の遺族からの請求

(単位：日、件)

区 分	認定等決定までの平均処理日数		請求から医学的判定申出までの平均日数		件 数
	1回の医学的判定	351 (289)	138 (209)	73 (151)	
追加資料が必要とされたもの	479 (339)		58 (166)		5 (16)
医学的判定を経ないで機構で認定したもの	57 (61)		—		32 (315)

3. 未申請死亡者の遺族からの請求

(単位：日、件)

区 分	認定等決定までの平均処理日数		請求から医学的判定申出までの平均日数		件 数
	1回の医学的判定	120 (160)	67 (90)	31 (45)	
追加資料が必要とされたもの	183 (215)		32 (49)		95 (102)

(参考 1) 中皮腫及び肺がんに係る療養中の方からの申請

(単位：日、件)

区 分	認定等決定までの 平均処理日数		申請から医学的判定 申出までの平均日数		件 数
1回の医学的判定	115 (128)	58 (76)	23 (35)	21 (34)	411 (448)
追加資料が必要と されたもの		197 (197)		27 (37)	291 (337)

() 書きは前年度の実績。計数は取り下げ、再審査、及び原処分取消後の処分を除く。

(参考 2) 中皮腫及び肺がんに係る判定が1回で済んだケースでの処理日数の分布状況

認定等決定までの日数	件数	件数累計	累計の比率	前年度
21～60日	227件	227件	55.2%	31.5%
61～90日	133件	360件	87.6%	74.8%
91～120日	46件	406件	98.8%	91.5%
121～150日	2件	408件	99.3%	97.8%
151日以上	3件	411件	100.0%	100.0%
総 計	411件			

* 前年度の中皮腫及び肺がんについて認定等決定までにかかった日数。

審査中の案件に係る状況（平成 25 年度）

(1) 療養中の方

	申請受付年度	審査中件数	前年度	
追加・補足資料依頼中 (115 件)	19 年度	1	19 年度	1
	21 年度	1		
	22 年度	7		
	23 年度	7		
	24 年度	9		
	25 年度	90		
医学的判定中 (53 件)	25 年度	53	24 年度	209
その他機構において 審査中 (71 件)	25 年度	71		
計		239		237

(2) 施行前死亡者の遺族

	請求受付年度	審査中件数	前年度	
追加・補足資料依頼中 (6 件)	20 年度	1	20 年度	1
	22 年度	1	22 年度	1
	24 年度	1	23 年度	1
	25 年度	3	24 年度	16
その他機構において 審査中 (5 件)	25 年度	5		
計		11		19

(3) 未申請死亡者の遺族

	請求受付年度	審査中件数	前年度	
追加・補足資料依頼中 (18 件)	23 年度	1	23 年度	2
	24 年度	2		
	25 年度	15		
医学的判定中 (14 件)	25 年度	14	24 年度	71
その他機構において 審査中 (19 件)	25 年度	19		
		51		73

認定申請書及び特別遺族弔慰金等請求書の受付状況（平成25年度）

(申請者及び請求者の住所を基に、都道府県別に集計したもの)
(平成26年3月31日現在における機構本部受付分、単位：人)

都道府県名	認定申請					小計	特別遺族弔慰金等請求 (施行前死亡者)					小計	特別遺族弔慰金等請求 (未申請死亡者)					小計	総計
	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	不明		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	不明		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	不明		
北海道	27	6	1	0	0	34	1	1	0	0	0	2	7	1	0	1	0	9	45
青森県	2	1	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
岩手県	1	0	0	1	0	2	1	0	0	0	0	1	3	0	0	0	0	3	6
宮城県	9	4	1	2	0	16	3	0	0	0	1	4	4	2	0	0	1	7	27
秋田県	3	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
山形県	4	1	0	0	0	5	0	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	1	7
福島県	4	1	0	0	0	5	3	0	0	0	0	3	2	0	0	0	0	2	10
茨城県	5	2	1	2	0	10	1	0	0	0	0	1	2	1	1	0	0	4	15
栃木県	6	0	0	3	1	10	1	0	0	0	0	1	2	1	0	1	0	4	15
群馬県	3	0	0	1	0	4	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2	6
埼玉県	30	5	3	2	3	43	1	0	0	0	0	1	4	2	1	1	0	8	52
千葉県	24	12	2	0	0	38	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	3	41
東京都	43	12	3	3	1	62	3	0	0	0	0	3	16	2	1	0	0	19	84
神奈川県	39	9	6	3	1	58	2	0	0	0	0	2	9	5	0	1	1	16	76
新潟県	6	2	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	3	11
富山県	8	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
石川県	2	2	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	3	7
福井県	4	0	0	1	0	5	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	2	7
山梨県	5	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
長野県	5	1	0	2	0	8	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	3	11
岐阜県	5	7	0	0	0	12	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	3	15
静岡県	10	1	0	0	0	11	1	0	0	0	0	1	2	1	0	0	0	3	15
愛知県	50	9	2	1	0	62	2	0	0	0	0	2	8	0	1	1	0	10	74
三重県	7	0	0	0	0	7	1	0	0	0	0	1	1	3	0	0	0	4	12
滋賀県	7	3	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	2	12
京都府	8	5	0	0	0	13	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	14
大阪府	91	6	6	3	0	106	3	2	0	0	0	5	13	7	1	0	2	23	134
兵庫県	67	7	2	4	0	80	1	2	0	0	0	3	7	6	0	0	0	13	96
奈良県	11	3	0	0	0	14	1	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	2	17
和歌山県	7	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	2	9
鳥取県	4	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
島根県	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	2
岡山県	5	3	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	1	5	0	0	0	6	14
広島県	7	1	0	0	2	10	0	0	0	0	0	0	3	2	0	0	0	5	15
山口県	8	10	0	0	1	19	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	21
徳島県	2	2	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	3	7
香川県	4	2	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
愛媛県	3	2	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	5	1	0	0	0	6	11
高知県	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
福岡県	27	3	0	0	3	33	0	1	0	0	0	1	4	4	0	0	0	8	42
佐賀県	1	2	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	4
長崎県	4	0	0	3	0	7	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	2	9
熊本県	8	2	1	2	0	13	1	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	2	16
大分県	4	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	2	6
宮崎県	4	0	0	0	0	4	1	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	2	7
鹿児島県	4	2	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	3	9
沖縄県	4	1	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
海外在住者	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
総計	586	129	28	33	12	788	27	6	1	0	1	35	122	53	8	6	6	195	1,018

認定申請書及び特別遺族弔慰金等請求書の受付状況（法施行日から平成26年3月31日までの累計）

(申請者及び請求者の住所を基に、都道府県別に集計したもの)
(平成26年3月31日現在における機構本部受付分、単位：人)

都道府県名	認定申請					小計	特別遺族弔慰金等請求 (施行前死亡者)					小計	特別遺族弔慰金等請求 (未申請死亡者)					小計	総計
	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	不明		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	不明		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	不明		
北海道	203	66	5	2	6	282	152	25	1	0	1	179	36	12	1	1	0	50	511
青森県	26	8	0	0	0	34	26	7	0	0	0	33	5	0	0	0	0	5	72
岩手県	22	3	0	1	0	26	28	3	0	0	0	31	8	1	0	1	0	10	67
宮城県	128	55	2	3	4	192	64	10	0	0	2	76	11	2	0	0	1	14	282
秋田県	22	2	0	0	0	24	37	3	0	0	1	41	0	0	0	0	0	0	65
山形県	33	11	1	0	3	48	19	7	1	0	1	28	8	4	0	0	0	12	88
福島県	60	11	0	2	2	75	45	3	0	0	0	48	12	7	0	0	1	20	143
茨城県	95	30	3	3	3	134	59	6	1	0	3	69	15	7	1	1	1	25	228
栃木県	43	17	1	5	6	72	42	6	1	0	0	49	12	4	0	1	1	18	139
群馬県	61	17	2	3	1	84	59	8	0	0	2	69	10	4	0	0	1	15	168
埼玉県	314	101	7	11	11	444	196	42	4	3	5	250	31	17	3	4	0	55	749
千葉県	202	108	4	4	5	323	129	27	0	3	0	159	21	12	3	1	0	37	519
東京都	467	131	16	10	12	636	307	50	6	0	8	371	62	19	2	1	0	84	1,091
神奈川県	370	134	13	8	18	543	240	44	4	0	7	295	54	17	2	5	1	79	917
新潟県	94	33	1	1	3	132	60	11	0	0	0	71	10	2	0	0	0	12	215
富山県	65	9	0	1	0	75	54	9	0	0	1	64	9	2	0	0	0	11	150
石川県	33	13	1	1	2	50	32	2	0	0	1	35	4	1	0	2	1	8	93
福井県	31	15	0	1	2	49	18	1	0	0	0	19	3	0	1	0	1	5	73
山梨県	29	6	1	1	2	39	20	1	0	0	0	21	6	0	0	0	0	6	66
長野県	56	23	2	3	1	85	34	4	0	1	1	40	15	0	1	0	0	16	141
岐阜県	71	25	2	0	1	99	59	9	0	0	2	70	14	4	1	0	2	21	190
静岡県	121	40	2	2	2	167	107	12	2	1	0	122	19	9	0	0	0	28	317
愛知県	309	68	3	6	5	391	136	24	2	0	2	164	35	7	1	1	1	45	600
三重県	53	22	0	0	4	79	33	10	0	0	0	43	6	4	0	1	0	11	133
滋賀県	63	24	0	2	1	90	39	4	0	0	0	43	6	1	0	0	1	8	141
京都府	85	35	1	1	0	122	76	8	2	1	1	88	6	0	0	0	0	6	216
大阪府	658	200	19	13	25	915	350	80	10	1	5	446	72	27	2	2	2	105	1,466
兵庫県	665	176	10	5	23	879	348	93	2	1	8	452	41	19	0	1	0	61	1,392
奈良県	104	38	2	6	1	151	59	10	1	1	3	74	12	2	2	0	0	16	241
和歌山県	33	18	1	2	0	54	34	3	0	0	0	37	10	1	0	0	0	11	102
鳥取県	24	0	0	0	0	24	21	2	0	0	0	23	1	0	1	0	0	2	49
島根県	22	14	2	1	1	40	12	3	0	0	0	15	4	1	0	0	0	5	60
岡山県	90	50	0	1	3	144	87	4	2	0	3	96	11	8	0	0	0	19	259
広島県	127	60	2	1	8	198	111	22	1	0	2	136	20	9	1	1	1	32	366
山口県	76	37	4	1	2	120	42	13	1	1	0	57	6	2	0	0	0	8	185
徳島県	32	9	0	0	0	41	21	3	0	0	0	24	3	3	0	0	0	6	71
香川県	37	20	0	0	0	57	32	3	2	0	0	37	9	3	0	0	0	12	106
愛媛県	34	17	4	0	1	56	33	3	3	0	0	39	10	2	1	0	0	13	108
高知県	21	10	0	0	0	31	27	5	0	0	0	32	3	2	0	0	0	5	68
福岡県	256	93	10	7	13	379	133	23	1	1	4	162	33	10	1	1	1	46	587
佐賀県	26	10	1	0	0	37	29	1	2	0	2	34	3	1	0	0	0	4	75
長崎県	71	30	3	4	2	110	45	9	0	1	2	57	6	3	1	0	1	11	178
熊本県	57	23	4	4	0	88	40	5	0	0	0	45	8	4	0	0	2	14	147
大分県	36	6	3	1	2	48	23	5	0	1	0	29	2	4	0	0	0	6	83
宮崎県	38	13	1	0	1	53	37	3	0	0	1	41	4	2	1	0	1	8	102
鹿児島県	75	11	4	5	2	97	42	7	1	0	2	52	6	3	0	0	0	9	158
沖縄県	15	6	0	0	1	22	35	5	1	0	2	43	5	3	0	0	0	8	73
海外在住者	2	1	0	0	0	3	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	4
総計	5,555	1,849	137	122	179	7,842	3,633	638	51	16	72	4,410	687	245	26	24	20	1,002	13,254

医療費及び特別遺族弔慰金等の支給に係る認定状況（平成25年度）

（申請者及び請求者の住所を基に、都道府県別に集計したもの）
平成26年3月31日現在（単位：人）

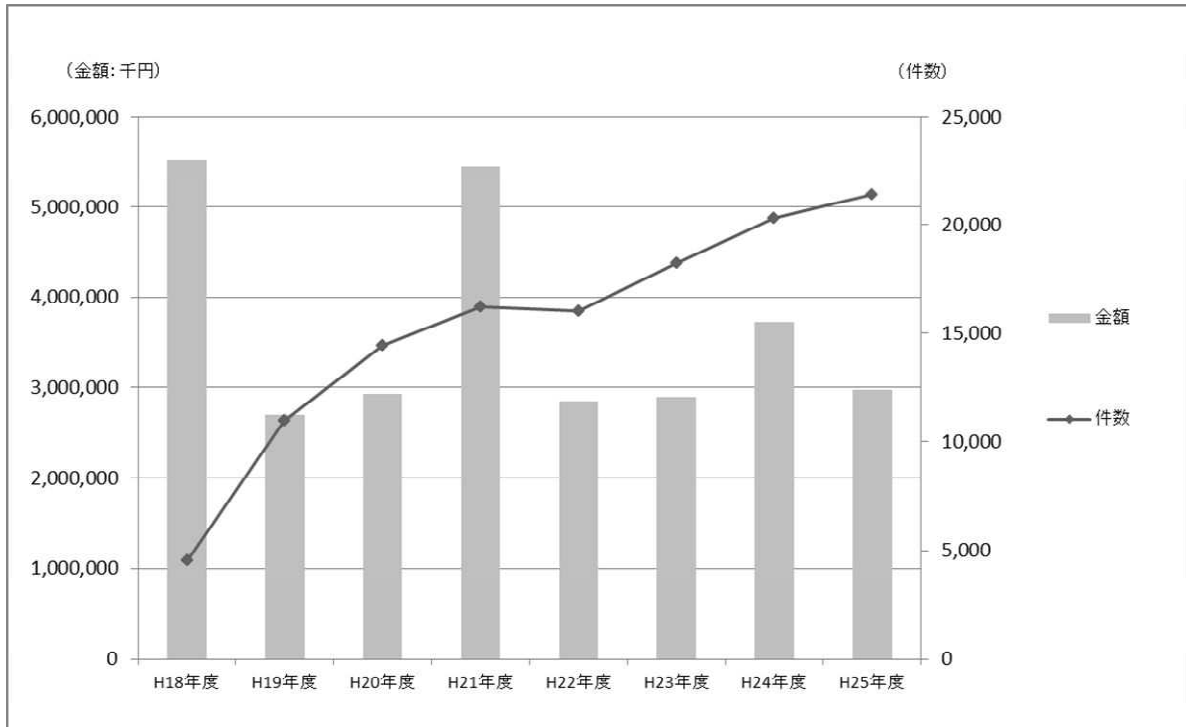
都道府県名	認定申請				小計	特別遺族弔慰金等請求 (施行前死亡者)				小計	特別遺族弔慰金等請求 (未申請死亡者)				小計	総計
	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚		
北海道	29	5	0	0	34	1	0	0	0	1	4	1	0	1	6	41
青森県	1	2	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
岩手県	2	0	0	1	3	2	0	0	0	2	3	0	0	0	3	8
宮城県	10	3	0	1	14	5	0	0	0	5	4	0	0	0	4	23
秋田県	2	0	0	0	2	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	3
山形県	3	1	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
福島県	5	0	0	0	5	5	0	0	0	5	0	0	0	0	0	10
茨城県	6	3	0	1	10	1	0	0	0	1	0	1	0	0	1	12
栃木県	7	0	0	0	7	1	0	0	0	1	4	1	0	0	5	13
群馬県	2	1	0	0	3	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	4
埼玉県	30	6	1	0	37	2	0	0	0	2	4	2	0	1	7	46
千葉県	22	12	0	0	34	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	36
東京都	41	11	0	2	54	3	0	0	0	3	10	1	0	0	11	68
神奈川県	28	9	0	1	38	2	0	0	0	2	7	4	0	0	11	51
新潟県	5	2	0	0	7	0	0	0	0	0	2	1	0	0	3	10
富山県	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	3
石川県	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
福井県	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	4
山梨県	6	0	0	0	6	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	7
長野県	5	1	0	0	6	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3	9
岐阜県	6	6	0	0	12	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	14
静岡県	11	2	0	0	13	1	0	0	0	1	3	1	0	0	4	18
愛知県	40	9	0	0	49	2	0	1	0	3	4	0	0	1	5	57
三重県	7	0	0	0	7	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	8
滋賀県	7	0	0	0	7	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	8
京都府	5	3	0	0	8	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	9
大阪府	68	1	1	1	71	2	1	0	0	3	12	7	1	0	20	94
兵庫県	59	3	1	1	64	1	0	0	0	1	5	4	0	0	9	74
奈良県	7	2	0	0	9	1	0	0	0	1	0	1	0	0	1	11
和歌山県	4	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	5
鳥取県	5	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
島根県	1	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
岡山県	4	3	0	0	7	0	0	0	0	0	2	4	0	0	6	13
広島県	8	1	0	0	9	0	0	0	0	0	5	2	0	0	7	16
山口県	6	7	0	0	13	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	14
徳島県	2	2	0	0	4	0	0	0	0	0	2	1	0	0	3	7
香川県	5	3	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
愛媛県	3	2	0	0	5	0	0	0	0	0	2	1	0	0	3	8
高知県	1	0	0	0	1	0	1	0	0	1	2	0	0	0	2	4
福岡県	28	4	0	0	32	0	0	0	0	0	6	4	0	0	10	42
佐賀県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	2	2
長崎県	3	1	0	0	4	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	5
熊本県	6	3	0	0	9	1	0	0	0	1	3	0	0	0	3	13
大分県	5	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	6
宮崎県	4	0	0	0	4	1	0	0	0	1	1	0	0	0	1	6
鹿児島県	4	1	0	1	6	0	0	0	0	0	2	1	0	0	3	9
沖縄県	4	1	0	0	5	0	0	0	0	0	1	1	0	0	2	7
海外在住者	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
総計	516	111	3	9	639	32	2	1	0	35	104	42	1	3	150	824

医療費及び特別遺族弔慰金等の支給に係る認定状況（法施行日から平成26年3月31日までの累計）

（申請者及び請求者の住所を基に、都道府県別に集計したもの）
平成26年3月31日現在（単位：人）

都道府県名	認定申請				小計	特別遺族弔慰金等請求 (施行前死亡者)				小計	特別遺族弔慰金等請求 (未申請死亡者)				小計	総計
	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚		中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚		
北海道	169	43	1	0	213	139	4	0	0	143	25	5	0	1	31	387
青森県	19	5	0	0	24	24	1	0	0	25	3	0	0	0	3	52
岩手県	17	0	0	1	18	27	1	0	0	28	4	2	0	0	6	52
宮城県	95	33	0	1	129	58	1	0	0	59	7	0	0	0	7	195
秋田県	13	0	0	0	13	36	0	0	0	36	0	0	0	0	0	49
山形県	27	5	1	0	33	17	2	0	0	19	5	3	0	0	8	60
福島県	47	7	0	1	55	43	2	0	0	45	5	2	0	0	7	107
茨城県	75	18	0	1	94	56	1	1	0	58	6	5	0	0	11	163
栃木県	34	9	0	2	45	39	2	1	0	42	11	2	0	0	13	100
群馬県	40	12	0	1	53	55	1	0	0	56	6	3	0	0	9	118
埼玉県	260	54	1	2	317	183	17	2	1	203	22	6	0	1	29	549
千葉県	169	56	1	2	228	124	7	1	2	134	15	5	0	0	20	382
東京都	373	70	1	6	450	286	6	5	0	297	46	9	0	0	55	802
神奈川県	278	54	0	4	336	228	14	4	0	246	38	5	0	0	43	625
新潟県	65	16	0	0	81	55	2	0	0	57	8	1	0	0	9	147
富山県	50	1	0	1	52	50	5	0	0	55	6	1	0	0	7	114
石川県	27	5	0	1	33	31	0	0	0	31	2	1	0	0	3	67
福井県	21	6	0	0	27	15	0	0	0	15	1	0	0	0	1	43
山梨県	22	3	1	0	26	17	1	0	0	18	5	0	0	0	5	49
長野県	43	13	0	0	56	31	1	0	1	33	8	1	0	0	9	98
岐阜県	55	14	0	0	69	55	0	0	0	55	9	1	1	0	11	135
静岡県	100	24	0	0	124	103	2	2	0	107	15	2	0	0	17	248
愛知県	254	33	0	4	291	120	4	1	0	125	23	4	0	1	28	444
三重県	44	5	0	0	49	28	1	0	0	29	4	0	0	0	4	82
滋賀県	52	13	0	0	65	37	1	0	0	38	4	0	0	0	4	107
京都府	66	13	0	0	79	72	1	1	1	75	5	0	0	0	5	159
大阪府	481	100	5	3	589	317	27	6	3	353	49	18	1	0	68	1,010
兵庫県	524	89	4	1	618	325	14	1	0	340	25	7	0	1	33	991
奈良県	77	16	2	3	98	54	3	1	0	58	5	2	0	0	7	163
和歌山県	24	11	0	0	35	30	0	0	0	30	7	1	0	0	8	73
鳥取県	17	0	0	0	17	19	2	0	0	21	1	0	0	0	1	39
島根県	17	4	0	0	21	11	1	0	0	12	3	0	0	0	3	36
岡山県	71	25	0	1	97	78	1	1	0	80	7	8	0	0	15	192
広島県	85	29	1	0	115	99	5	1	0	105	11	7	0	0	18	238
山口県	68	25	0	1	94	37	3	0	1	41	3	1	0	0	4	139
徳島県	25	4	0	0	29	19	0	0	0	19	3	2	0	0	5	53
香川県	27	16	0	0	43	28	0	2	0	30	7	2	0	0	9	82
愛媛県	28	5	1	0	34	33	2	3	0	38	6	1	0	0	7	79
高知県	16	4	0	0	20	26	1	0	0	27	3	1	0	0	4	51
福岡県	198	48	0	7	253	122	4	1	0	127	25	8	0	0	33	413
佐賀県	21	4	0	0	25	28	0	1	0	29	3	1	0	0	4	58
長崎県	49	19	0	0	68	45	2	0	0	47	5	3	0	0	8	123
熊本県	40	16	0	2	58	34	0	0	0	34	7	5	0	0	12	104
大分県	31	2	0	0	33	21	1	0	1	23	0	2	0	0	2	58
宮崎県	27	6	0	1	34	35	1	0	0	36	4	0	0	0	4	74
鹿児島県	59	4	0	2	65	39	0	0	0	39	4	2	0	0	6	110
沖縄県	9	2	0	0	11	34	1	1	0	36	1	1	0	0	2	49
海外在住者	1	0	0	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2
総計	4,310	941	19	48	5,318	3,364	145	36	10	3,555	462	130	2	4	598	9,471

救済給付の支給件数・金額（経年変化）
（平成18年度～平成25年度）



重要リスク点検表

部 課 名	部名	課名	係名

確認日: _____

点検日: _____

1. リスクの洗い出し			
No.	所掌業務	想定リスク	現在の状況
	リスクの評価	リスクの分類	
		コンプライアンスに関するリスク	事務リスク 経営リスク
		資金の管理運用に関するリスク	事件、事故、災害・緊急、業務継続リスク
		情報・システムに関するリスク	その他外部リスク等

2. 具体的な対応状況、検討状況		3. 点検結果	
対応状況	現状・検討内容の詳細	管理職(課長)による点検	実施期限
リスクに対する対応状況について、該当するものを選択してください。 (変更箇所は赤字) 対応済…○、追加対応検討中…※ 未対応…▲、該当なし…(空欄)	対応済のものについては現在の状況を、追加で対応を検討しているものについてはその状況を記載してください。また、未対応の場合には、今後の予定等を記載してください。	対応状況等の点検結果について、記載してください。	実施期限の見込みを記載してください。(※又は▲の場合)
1. 規程規則等の整備			
2. マニュアル等の整備			
3. 研修等の実施			
4. 会議等の実施			
5. 相互チェック体制			
6. チェックリスト等の作成			
7. 引継書の作成			
8. 情報システム化			
9. 上司へのホウレンソウ			
10. その他			

4. 確認・指示等 [管理職(部長)による確認・指示等]

リスク分類ごとの件数と重要リスク項目の事例

1. リスク分類ごとの件数

(単位：件)

リスク分類	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
コンプライアンスに関するリスク	37	34	37	31
資金の管理運用に関するリスク	30	28	23	30
情報・システムに関するリスク	98	106	101	92
事務に関するリスク	402	418	389	402
事故災害等、業務継続に関するリスク	33	34	37	35
経営に関するリスク	25	34	30	31
その他外部リスク等	106	114	107	125
合計	731	768	724	746

※1つのリスク項目に対して複数の分類を付しているものもあるため、合計値（746件）とリスク項目数（602項目）は一致しない。

2. 重要リスク項目（69項目）の事例

リスク項目	リスク分類	リスク評価		対応状況
銀行の倒産等による 機構資産の毀損	○資金の管理運用に関するリスク ○経営に関するリスク ○その他外部リスク等	影響度 5	頻度 1	○財務調査の徹底 ○外部情報の活用 ○資金管理委員会の実施
個人情報等の情報漏えい	○情報・システムに関するリスク ○事務リスク	影響度 4	頻度 1	○規定類・マニュアル等の制定・整備 ○定例会議の実施 ○研修の実施 ○チェックリストによる点検 ○最高情報セキュリティアドバイザー（外部委託）によるチェック
職員の規律違反行為	○コンプライアンスに関するリスク	影響度 4	頻度 1	○規定類・マニュアル等の制定・整備 ○研修の実施 ○チェックリストによる点検

※69項目は、影響度4以上のリスク項目（33項目）と影響度3のうち優先順位の高いリスク項目（各部によるリストアップの合計36項目）の合計値

機構内に設置した委員会一覧

<外部委員により構成する委員会>

(敬称略)

名称・開催状況	委員会の役割	委員構成
コンプライアンス推進委員会 (年1回:2月)	役員及び職員の法令等の遵守及び業務の適正な執行等の推進を図ることを目的としている。	委員長 福井 光彦 環境再生保全機構 理事長 委員 後藤 彌彦 法政大学人間環境学部教授 委員 堀 裕 堀総合法律事務所 弁護士 委員 山下 康彦 新日本有限責任監査法人 公認会計士 委員 武川 明夫 環境再生保全機構 理事 委員 今井 辰三 環境再生保全機構 理事 委員 栗山 俊勝 環境再生保全機構 理事 任期:2年
契約監視委員会 (年1回:4月)	独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて(平成21年11月17日閣議決定)の趣旨を踏まえ、機構における随意契約等の適正化の推進を図ることを目的としている。	委員長 堀 裕 堀総合法律事務所 弁護士 委員 六車 明 慶應義塾大学法科大学院教授 委員 山下 康彦 新日本有限責任監査法人 公認会計士 委員 野口 貴雄 環境再生保全機構常勤監事 委員 沼野 伸生 環境再生保全機構 非常勤監事 任期:2年
公害健康被害補償予防業務評議会 (年1回:7月)	公害健康被害補償業務及び公害健康被害予防事業について、実施状況の報告を受け、公害健康被害補償予防業務に関する重要事項を審議することにより、本制度の円滑な運営に資することを目的としている。	ばい煙発生施設等設置者、特定施設等設置者の加入している団体又はその連合団体の役員及び業務の適正な運営に必要な学識を有する者 構成:それぞれ10人以内 議長 渡辺 修 (財)厚生年金事業振興団理事長 委員 人見 敏和 四日市市環境部環境保全課長 委員 伊藤 一枝 全国人権擁護委員連合会総務委員会副委員長 委員 梅本 吉彦 専修大学名誉教授 委員 大橋 忠晴 日本商工会議所環境・エネルギー委員会委員長 委員 久米 雄二 電気事業連合会専務理事 委員 梶原 泰裕 (一社)日本化学工業協会環境安全委員会委員長 委員 坂根 正弘 (一社)日本経済団体連合会環境安全委員会委員長 委員 進藤 孝生 (一社)日本鉄鋼連盟環境・エネルギー政策委員会委員長 委員 岡田 智典 石油連盟環境安全委員会委員長 委員 永井 克昌 (一社)日本自動車工業会環境委員会副委員長 委員 野村 瞭 (財)復光会専務理事 委員 浜中 裕徳 (財)地球環境戦略研究機関理事長 委員 横山 裕道 淑徳大学国際コミュニケーション学部客員教授 任期:2年

名称・開催状況	委員会の役割	委員構成																																																															
<p>公害健康被害予防事業調査研究評価委員会</p> <p>環境保健分野： 評価委員会 (年1回： 3月23日)</p> <p>環境改善分野： 評価委員会 (年1回： 3月19日)</p>	<p>公害健康被害予防事業で実施する環境保健分野、大気環境の改善分野のそれぞれの調査研究について、専門分野の学識経験者からなる評価委員会において評価を行うことを目的としている。</p> <p>なお、評価結果は、調査研究の構成、研究計画の見直し及び調査研究費の配分の見直しなどに反映させる。</p>	<p>環境保健分野、大気環境の改善分野それぞれの専門分野の学識経験者 構成：それぞれ10名以内</p> <p>(環境保健調査研究評価委員)</p> <table border="1" data-bbox="722 506 1401 1099"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>氏名</th> <th>所属等</th> <th>専門分野</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委員長</td> <td>宮本 昭正</td> <td>東京大学名誉教授</td> <td>臨床医学(物理療法内科)</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>秋山 一男</td> <td>国立病院機構相模原病院院長</td> <td>臨床医学(アレルギー科)</td> </tr> <tr> <td>同</td> <td>内山 巖雄</td> <td>京都大学名誉教授</td> <td>公衆衛生学</td> </tr> <tr> <td>同</td> <td>西牟田敏之</td> <td>国立病院機構下志津病院名誉院長</td> <td>臨床医学(小児科)</td> </tr> <tr> <td>同</td> <td>福地義之助</td> <td>順天堂大学客員教授</td> <td>臨床医学(呼吸器内科)</td> </tr> <tr> <td>同</td> <td>眞野 健次</td> <td>帝京科学大学理事</td> <td>臨床医学(呼吸器内科)</td> </tr> <tr> <td>同</td> <td>森川 昭廣</td> <td>群馬大学名誉教授</td> <td>臨床医学(小児科)</td> </tr> </tbody> </table> <p>任期：3年</p> <p>(環境改善調査研究評価委員)</p> <table border="1" data-bbox="722 1252 1401 1845"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>氏名</th> <th>所属等</th> <th>専門分野</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委員長</td> <td>猿田 勝美</td> <td>神奈川大学名誉教授</td> <td>衛生工学(環境工学)</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>太田 勝敏</td> <td>東京大学名誉教授</td> <td>都市工学</td> </tr> <tr> <td>同</td> <td>鹿島 茂</td> <td>中央大学理工学部教授</td> <td>都市工学(交通計画)</td> </tr> <tr> <td>同</td> <td>大聖 泰弘</td> <td>早稲田大学理工学術院教授</td> <td>機械工学(自動車対策)</td> </tr> <tr> <td>同</td> <td>吉田 徳久</td> <td>早稲田大学大学院環境・エネルギー研究科教授</td> <td>環境政策</td> </tr> <tr> <td>同</td> <td>若松 伸司</td> <td>愛媛大学農学部教授</td> <td>衛生工学</td> </tr> </tbody> </table> <p>任期：3年</p>				区分	氏名	所属等	専門分野	委員長	宮本 昭正	東京大学名誉教授	臨床医学(物理療法内科)	委員	秋山 一男	国立病院機構相模原病院院長	臨床医学(アレルギー科)	同	内山 巖雄	京都大学名誉教授	公衆衛生学	同	西牟田敏之	国立病院機構下志津病院名誉院長	臨床医学(小児科)	同	福地義之助	順天堂大学客員教授	臨床医学(呼吸器内科)	同	眞野 健次	帝京科学大学理事	臨床医学(呼吸器内科)	同	森川 昭廣	群馬大学名誉教授	臨床医学(小児科)	区分	氏名	所属等	専門分野	委員長	猿田 勝美	神奈川大学名誉教授	衛生工学(環境工学)	委員	太田 勝敏	東京大学名誉教授	都市工学	同	鹿島 茂	中央大学理工学部教授	都市工学(交通計画)	同	大聖 泰弘	早稲田大学理工学術院教授	機械工学(自動車対策)	同	吉田 徳久	早稲田大学大学院環境・エネルギー研究科教授	環境政策	同	若松 伸司	愛媛大学農学部教授	衛生工学
区分	氏名	所属等	専門分野																																																														
委員長	宮本 昭正	東京大学名誉教授	臨床医学(物理療法内科)																																																														
委員	秋山 一男	国立病院機構相模原病院院長	臨床医学(アレルギー科)																																																														
同	内山 巖雄	京都大学名誉教授	公衆衛生学																																																														
同	西牟田敏之	国立病院機構下志津病院名誉院長	臨床医学(小児科)																																																														
同	福地義之助	順天堂大学客員教授	臨床医学(呼吸器内科)																																																														
同	眞野 健次	帝京科学大学理事	臨床医学(呼吸器内科)																																																														
同	森川 昭廣	群馬大学名誉教授	臨床医学(小児科)																																																														
区分	氏名	所属等	専門分野																																																														
委員長	猿田 勝美	神奈川大学名誉教授	衛生工学(環境工学)																																																														
委員	太田 勝敏	東京大学名誉教授	都市工学																																																														
同	鹿島 茂	中央大学理工学部教授	都市工学(交通計画)																																																														
同	大聖 泰弘	早稲田大学理工学術院教授	機械工学(自動車対策)																																																														
同	吉田 徳久	早稲田大学大学院環境・エネルギー研究科教授	環境政策																																																														
同	若松 伸司	愛媛大学農学部教授	衛生工学																																																														

名称・開催状況	委員会の役割	委員構成
<p>地球環境基金 運営委員会 (年1回： 4月4日)</p> <p>地球環境基金 運営委員会 のもと下表の 専門委員会を 設置</p>	<p>民間環境保全活動 の助成の実施に關する 重要事項、民間環境 保全活動の振興の ための調査研究等の 実施に關する重要事 項及びその他地球環 境基金に係る業務運 営に關する重要事項 を調査審議し、本事業 の円滑な運営を圖 ることを目的として いる。</p>	<p>外部有識者 構成：20人以内</p> <p>委員長 森嶋 昭夫 (公財)日本環境協会代表理事 委員 浅野万里子 (公社)ガールスカウト日本連 盟会長 委員 今井 通子 地球環境・女性連絡会代表 委員 大橋 正明 (特非)国際協力NGOセンター 理事長 委員 小澤紀美子 国立大学法人東京学芸大学名 誉教授 委員 佐藤 正敏 日本経団連自然保護協議会会長 委員 徳川 恒孝 (公財)世界自然保護基金ジャパ ン会長 委員 鳥原 光憲 東京商工会議所環境委員会委員 長 委員 長島 徹 経済同友会環境委員会委員長 委員 長辻 象平 産経新聞社論説委員 委員 廣野 良吉 成蹊大学名誉教授 委員 福川 伸次 (一財)地球産業文化研究所顧 問 委員 松下 和夫 国立大学法人京都大学名誉教授</p> <p>任期：2年</p>

名称・開催状況	委員会の役割	委員構成
地球環境基金 助成専門委員会 (年2回： 11月8日、 3月25日)	民間環境保全活動 の助成対象につい て、専門的立場から 調査審議する。	構成：15名以内 主査 廣野 良吉 成蹊大学名誉教授 委員 小堀 洋美 東京都市大学大学院環境情報学 部教授 委員 坂本 弘道 (一社)日本水道工業団体連合 会専務理事 委員 進士五十八 東京農業大学名誉教授 委員 西川 孝一 井関農機(株)顧問 委員 萩原 喜之 (特非)中部リサイクル運動市民 の会理事 委員 原 剛 早稲田大学特命教授・名誉教授 委員 藤井 絢子 (特非)菜の花プロジェクトネッ トワーク代表 委員 椋田 哲史 (一社)日本経済団体連合会常 務理事 委員 和里田義雄 (一財)経済調査会顧問 任期：2年
地球環境基金 評価専門委員会 (年3回： 8月2日、 11月6日、 3月24日)	民間環境保全活動 の助成対象活動の評 価について、専門的 立場から調査審議す る。	構成：15名以内 主査 松下 和夫 国立大学法人京都大学名誉教授 委員 久保田 学 (公財)北海道環境財団事務 局次長 委員 西出 優子 国立大学法人東北大学大学院 経済学研究科准教授 委員 平原 隆史 千葉商科大学政策情報学部教 授 委員 山崎 唯司 元(独)国際協力機構広尾セ ンター市民参加協力アドバイザー 委員 若林千賀子 若林環境教育事務所代表 任期：2年

(特非)：特定非営利活動法人

＜内部委員等により構成する委員会＞

名称	委員会の役割
理事会	機構の業務運営の基本となる規程等の制定・改廃、中期計画、年度計画その他重要事項を審議する。
部課長会議	各部の所管に係る業務の重要事項に関する審議及び各部相互間の連絡調整を行う。
リスク管理委員会	内部統制の推進を図ることを目的に、機構内外のリスクについてトップレベルでの情報交換、分析及び評価等を行う。
資金管理委員会	資金の管理及び運用について、関係各部との意見交換等情報の共有化を図り、資金の安全かつ効率的な運営に資する。
衛生委員会 (労働安全衛生法)	機構における衛生管理に関し、①職員の健康障害の防止、②職員の健康の保持増進、③労働災害の原因及び再発防止対策等に関する事項等について調査審議する。
情報セキュリティ委員会	最高情報セキュリティアドバイザー（外部委嘱委員）も参加し、機構の情報セキュリティに対する基本方針を明らかにするとともに、情報セキュリティ対策の基準を定め、情報セキュリティの確保を図る。情報システムの整備及び運用方針の決定並びに重大な問題が生じた場合における対応方針を決定するとともに、情報資産の適正な管理を行う。
債権管理委員会	債権の管理及び回収の適正な執行を図るため、債権の管理及び回収に係る基本方針の策定、未収債権及び償還猶予の処理方針の策定等を行う。
環境委員会	機構の業務運営における環境配慮に関する事項等について調査審議する。
広報委員会	機構の業務及び活動を各種媒体を通じて広く周知し効果的な広報を推進する。
契約手続審査委員会 (分科会有)	契約に関する重要事項を審査する。

年平均給与額の推移

(単位：千円)

区分	平成20年度 (A)	平成25年度 (B)	低減額 (C)=(A)-(B)	低減率(%) (D)=(C)/(A)
機構	8,840	6,084	▲2,756	▲31.2
国	7,446	5,716	▲1,730	▲23.2
国との差額	1,394	368	▲1,026	▲73.6

予算・決算の概況

(単位:百万円)

区分	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	差額理由
収入											
運営費交付金	2,114	2,114	1,990	1,990	1,929	1,929	1,781	1,781	1,505	1,505	
補助金等	27,854	27,478	27,399	26,893	24,722	24,513	21,055	20,941	21,166	20,786	
債券・借入金	21,400	10,999	11,400	7,000	7,800	5,000	2,800	2,800	3,500	-	(注1)
業務収入	59,769	60,071	56,041	56,852	52,681	54,570	53,572	52,147	48,835	50,471	
その他収入	1,664	2,340	1,709	2,297	1,629	1,911	1,474	1,757	1,549	1,776	
支出											
業務経費等	69,414	59,113	68,150	55,986	65,633	54,884	63,780	54,589	62,507	52,289	(注2)
借入金償還	33,304	33,304	25,907	25,907	21,096	21,096	19,246	19,246	13,662	13,662	
支払利息	1,953	1,647	1,476	1,188	1,105	819	571	497	328	308	
一般管理費	884	771	849	733	853	736	831	727	766	694	
人件費	395	318	(375)	(290)	(394)	(322)	(351)	(285)	(335)	(303)	(注3)
その他支出	5,035	2,147	-	-	-	-	-	-	-	-	

(注1) 業務収入の増加により資金調達が不要となったことによる減等

(注2) 公害健康被害補償予防業務における認定患者の減少、石綿健康被害救済業務の被認定者数の見込みに対する減少及びびろり塩化ビフェニル廃棄物処理助成事業費の減等

(注3) 平成22年度より一般管理費に含まれる人件費の内数を記載

経費削減及び効率化目標との関係

(単位:百万円、%)

区分	平成20年度	当 中 期 目 標 期 間									
	金額	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
		金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
一般管理費	506	453	△10.6	443	△12.5	414	△18.2	442	△12.6	390	△22.9
事業費	1,790	1,396	△22.0	1,305	△27.1	1,276	△28.7	1,364	△23.8	1,269	△29.1

(注) 削減目標は予算ベースで設定しているため、損益計算書上の科目整理とは異なる。

平成 25 年度契約の現状

契約の状況

(単位：件、百万円)

区分	24 年度		25 年度		件数増減	25 年度 平均落札率
	件数	金額	件数	金額		
競争性のある契約	108	886	61	1,274	△47	—
(競争入札)	(74)	(574)	(60)	(1,258)	(△14)	(82.7%)
(企画競争)	(34)	(312)	(1)	(16)	(△33)	(100.0%)
(公募)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	()
競争性のない随意契約	5	35	2	5	△3	—
合計	113	921	63	1,278	△50	—

随意契約等見直し計画の実施状況

(単位：百万円)

区分		20 年度実績	見直し後	見直し後の割合	25 年度実績	実績の割合
競争性のある契約	件数	128 件	148 件	96.7%	61 件	96.8%
	金額	1,732	1,880	98.5%	1,274	99.6%
うち 企画競争、公募	件数	47 件	51 件	(33.3%)	1 件	(1.6%)
	金額	402	428	(22.4%)	16	(1.2%)
競争性のない随意契約	件数	25 件	5 件	3.3%	2 件	3.2%
	金額	176	28	1.5%	5	0.4%
合計	件数	153 件	153 件	100.0%	63 件	100.0%
	金額	1,908	1,908	100.0%	1,278	100.0%

1者応札・1者応募への対応

年度	区分	一般競争入札	企画競争・公募	計
20年度実績	契約件数	81件	47件	128件
	うち一者応札等	13件	15件	28件
	割合	16.0%	31.9%	21.9%
24年度実績	契約件数	74件	34件	108件
	うち一者応札等	6件	1件	7件
	割合	8.1%	2.9%	6.5%
25年度実績	契約件数	60件	1件	61件
	うち一者応札等	1件	0件	1件
	割合	1.7%	-%	1.6%
対24年度 増▲減	契約件数	▲14件	▲33件	▲47件
	うち一者応札等	▲5件	▲1件	▲6件
	割合	▲6.4%	-%	▲4.9%

- 一者応札・一者応募となった案件については、平成24年度7件から平成25年度1件と▲6件減少しており、競争性のある契約件数に占める一者応札等となった件数の比率についても6.5%から1.6%に減少している。

平成 25 年度契約に関する取組状況

1. 競争性のない随意契約関係

競争性のない随意契約となった2件の案件については、『「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」におけるフォローアップについて』（平成24年9月7日 総務省行政管理局事務連絡）（以下、「契約状況フォローアップ」という。）に基づき、事前に契約監視委員会に意見を聴取し、特に意見はないとされている。

- 大阪支部廃止に伴う原状回復工事
- 機構契約宿舎規程に基づく借上宿舎

2. 一者応札・一者応募関係

(1) 一者応札・一者応募の契約種別状況

(単位：件)

	23年度	24年度	25年度	対前年度増▲減
一者応札等	11	7	1	▲6
(内訳)				
一般競争	0	2	0	皆減
総合評価	5	4	1	▲3
企画競争	4	1	0	皆減
公 募	2	0	0	-

契約種別で見ると24年度に比べ、一般競争(総合評価)・企画競争・公募計で計▲6件減少。25年度に実施した一般競争のうち一者応札、一者応募となった案件は、以下のとおり(案件については別紙3参照)。

- ぜん息予防のための食物アレルギーに関するパンフレット制作業務

(2) 一者応札等への対応としては、平成24年3月の第4回契約監視委員会に諮問うえ決定した「一者応札(応募)改善方策」に基づいて、削減の方策に取り組んでいる。

(3) なお、「契約状況フォローアップ」において、四半期毎に報告・事後点検を受けることとされている、2か年連続一者応札となった案件は該当がなかった。

3. その他

(1) 契約に係る審査体制

① 契約手続審査委員会の設置

調達等に係る公正を確保し、契約手続の厳格な運営を図るため、機構内の事前審査体制を充実させることとし、平成 25 年 4 月 1 日から契約手続審査委員会を設置した。

本年度は、少額随契以外の支出の原因となるすべての契約について、委員会 41 回、分科会 1 回を開催し、73 案件（平成 26 年 4 月の調達案件等を含む。）の審査及び契約手続等の統一的なルール等について審査を実施した。

② 少額随契案件の審査

契約手続審査委員会で対象としていない少額随契等については、経理部において全件審査を行った。

③ その他

- ・ 一般競争入札（総合評価方式）の業者選定の際には、透明性の確保・相互牽制の観点から契約担当部以外の者を加えて選定を実施。
- ・ 予定価格の設定に当たっては、適正な価格設定の観点から 1000 万円以上について、経理担当理事の審査を実施した。

また、100 万円以上の契約については毎月理事会に報告して点検を実施するとともにホームページで公表している。

(2) 助言・指導等

経理部経理課では、上記 1 委員会の事務局機能を有していることから、各部からの契約に関する問い合わせ等に対し、助言・指導等を行い適正な契約の履行に努めた。

(3) 関係法人等との取引

「契約状況フォローアップ」等において、点検することとされている当機構との取引額が当該法人の事業収入に占める額が 1/3 以上で、かつ、当機構の役職員経験者が役員等に再就職しているなどの「関係法人等」との取引については該当がなかった。

● 契約監視委員会等の概要について

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて（平成 21 年 11 月 21 日閣議決定）」において、競争性のない随意契約の見直しを更に徹底しておこなうとともに、一般競争入札等についても真に競争性が確保されているか、監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」において、点検、見直しを行うこととされたことから、平成 21 年 11 月 27 日に契約監視委員会を設置した。

当委員会では、競争性のない随意契約や一般競争入札等で一者応札・一者応募となった契約等についての点検を行い、その点検結果を踏まえた新たな「随意契約等見直し計画」を策定（平成 22 年 4 月公表）した。

【独立行政法人環境再生機構 契約監視委員会】 (敬称略)

	氏 名	所 属 ・ 職 名
委員長	堀 裕	堀総合法律事務所 弁護士
委 員	六車 明	慶應義塾大学法科大学院 教授
委 員	山下 康彦	新日本有限責任監査法人 公認会計士
委 員	野口 貴雄	環境再生保全機構 常勤監事
委 員	沼野 伸生	環境再生保全機構 非常勤監事

【契約監視委員会における審議等は、以下のとおり。】

1. 開催状況

第 1 回 平成 22 年 1 月 22 日(金)	第 4 回 平成 24 年 3 月 27 日(火)
第 2 回 平成 22 年 3 月 29 日(月)	第 5 回 平成 25 年 4 月 10 日(水)
第 3 回 平成 23 年 3 月 30 日(水)	第 6 回 平成 26 年 4 月 8 日(火)

2. 平成 25 年度契約案件に係る審議概要

「独立行政法人の契約状況の契約の見直しについて」（平成 21 年 11 月 17 日閣議決定）及び「独立行政法人の契約の見直しについて」（総務省 平成 22 年 5 月 26 日）により、環境再生保全機構に設置した契約監視委員会を平成 26 年 4 月 8 日に開催し、平成 25 年度の随意契約及び一者応札・応募案件の点検・確認を行った。

(1) 25 年度随意契約等の点検等

① 審議案件

○平成 25 年度に締結した契約 63 件のうち、

競争性のない随意契約	2 件
一者応札・応募となった契約	1 件

② 審議の結果

事務局から審議案件における契約手続きとその内容について説明を行った後、委員による点検・確認を行った。

点検・確認の結果、全ての契約について特段の指摘はなかった。

③ 今後の課題等

一者応札・応募の更なる改善として、下記に掲げる方策について引き続き取り組む。

また、調達等にかかる公正を確保し、契約手続きのより厳格な運営を図るため、機構内の事前審査体制として、平成25年4月から「契約手続審査委員会」を設置。

本年度は、少額随契以外の支出の原因となるすべての契約について審査を実施。今後とも引き続き適切な契約手続きの確保を図る。

➤ 一者応札（応募）改善方策

ア. 適正な準備期間等の確保

イ. 情報提供（発注予定情報等）拡充

ウ. 公告方法等の改善

エ. 魅力ある契約規模の検討

オ. 機構自らが競争参加者の発掘に努める

カ. 一者応札（応募）となった理由の把握

(2) 環境省を通じ要請のあった『「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」における改善状況のフォローアップについて』（総務省行政管理局長 平成24年9月7日事務連絡)による意見聴取等について。

① 主な内容

ア. 新規の競争性のない随意契約については、原則として事前に契約監視委員会の意見を聴取。

イ. 前年度に引き続き2か年度連続して一者応札・応募となった案件については、原則、四半期ごとに契約監視委員会に報告し、点検を受ける。

② 25年度における意見聴取等について

ア. 新規の競争性のない随意契約2件について事前に意見を聴取し、特に指摘はなかった。

イ. 2か年度連続一者応札・応募案件は、該当なし。

平成 24 年 9 月 25 日
経 理 部 長

運用方針について

資金の管理及び運用に関する規程第 4 条第 2 項に基づき運用方針を策定する。

記

1. 共通の基本方針

- (1) 運用資金の安全性の確保を最重要視し、安全な金融商品により運用を行い、債券は発行体の信用力について、預金は金融機関の経営の健全性について十分留意すること。
- (2) 支払い等に支障をきたさないよう、必要となる資金を確保するとともに、想定外の資金ニーズに備えた運用を行うこと。
- (3) 上記の安全性及び流動性を確保した上で、各資金の性格を踏まえ、普通預金に必要以上の資金を残さないよう効率的な運用を行うこと。

2. 各資金の運用方針

- (1) 公害健康被害予防基金
長期的かつ安定的な収入を得るように、基本的に債券を主とした中・長期的な運用を行うこと
- (2) 石綿健康被害救済基金
概ね 1 年以内の預金を中心とした運用を行うこと
- (3) 地球環境基金
長期的かつ安定的な収入を得るように、基本的に債券を主とした中・長期的な運用を行うこと
- (4) ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法により廃棄物の処分期間が定められていることから、運用は預金を中心としたものとし、資金の支払日に即した満期日の設定に留意すること
- (5) 維持管理積立金
 - ① 長期の資金収支計画等を踏まえ、短期、中期及び長期の期間毎の資金需要見込みに応じて、効率的な運用を行うこと
 - ② 想定外の積立者からの取戻し請求に対応した方策を講じること

以上

随意契約等見直し計画

平成 22 年 4 月

独立行政法人環境再生保全機構

1. 随意契約等の見直し計画

(1) 随意契約の見直し

平成 20 年度に締結した随意契約について、点検・見直しを行い、以下のとおり、新たな随意契約等の見直し計画を策定する。

今後、本計画に基づき、真にやむを得ないものを除き、原則として競争（企画競争・公募を含む）に付すこととする。

	平成 20 年度実績		見直し後	
	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）
競争性のある契約	(83.7%) 128	(90.8%) 1,732,687	(96.7%) 148	(98.5%) 1,880,369
競争入札	(52.9%) 81	(69.7%) 1,330,635	(63.4%) 97	(76.1%) 1,452,615
企画競争、公募等	(30.8%) 47	(21.1%) 402,052	(33.3%) 51	(22.4%) 427,754
競争性のない随意契約	(16.3%) 25	(9.2%) 175,782	(3.3%) 5	(1.5%) 28,100
合 計	(100%) 153	(100%) 1,908,469	(100%) 153	(100%) 1,908,469

(注 1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの。

(注 2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

(2) 一者応札・一者応募の見直し

平成20年度に締結した競争性のある契約のうち、一者応札・一者応募となった契約について点検・見直しを行い、以下のとおり改善を図ることとする。

今後、この改善を図りつつ契約手続きを進めることにより、一層の競争性の確保に努める。

(平成20年度実績)

実績	件数	金額(千円)
競争性のある契約	128	1,732,687
うち一者応札・一者応募	(21.9%) 28	(10.0%) 173,140

(注) 上段()は競争性のある契約に対する割合を示す。

(一者応札・一者応募案件の見直し状況)

見直し方法等	件数	金額(千円)
契約方式を変更せず、条件等の見直しを実施(注1)	(35.7%) 10	(57.0%) 98,682
仕様書の変更	0	0
参加条件の変更	2	7,252
公告期間の見直し	10	98,682
その他	2	25,410
契約方式の見直し	(0%) 0	(0%) 0
その他の見直し	(3.6%) 1	(2.2%) 3,843
点検の結果、指摘事項がなかったもの	(60.7%) 17	(40.8%) 70,615

(注1) 内訳については、重複して見直しの可能性があるため一致しない場合がある。

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

(注3) 上段()は平成20年度の一者応札・一者応募となった案件に対する割合を示す。

2. 随意契約等見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み

(1) 契約監視委員会等による定期的な契約の点検の実施

契約監視委員会等により、競争性のない随意契約及び一者応札・一者応募になった案件を中心に点検を実施。

(2) 随意契約等の見直し

① 公募（参加意思確認型）の活用

情報システムの改修及び調査研究等の実施に当たっては、公募（参加意思確認型）の活用を図り、競争性及び透明性を確保する。

② 総合評価方式の活用

情報システムの構築業務に加え、調査研究及び広報等についても、総合評価方式の活用を検討する。

③ 上記①及び②の推進に資するとともに、適正な契約手続きを実施する観点から、契約マニュアルを平成22年3月に策定し、更なる競争的契約の推進を図る。

(3) 一者応札・一者応募の見直し

① 公告期間の見直し

説明会への参加を資格要件としている場合は、公告から説明会まで10日間確保するとともに、説明会から入札日又は企画書提出までの期間も十分に確保することとする。

② 適正な履行期間の確保

事業者が十分な時間的余裕を持って業務を実施できるよう、契約の適正な履行期間の確保を図ることとする。

③ 事後点検体制の整備

一者応札・一者応募となった案件について、契約担当部において自己点検を実施する。

(4) 電子入札システムの導入

一般競争入札の拡大に伴う業務量の増加及び一者応札の改善状況等を勘案し、電子入札システムの導入を検討する。

一者応札（応募）改善方策

（１）適正な準備期間等の確保

- ・ 公告等の時期については、業務の特殊性等も考慮し、競争参加者が入札に参加するための十分な準備期間が確保できるよう、より適切な時期の設定に努める。
 - ① 土、日、祝日を除く通常営業日で、見積期間を 10 日間にする。
 - ② 十分な履行期間を確保するためにも早期の事務執行に努める。
(年度開始後の迅速な事務執行、入札参加希望者からの質問に随時対応するなど)
 - ③ 4 月から開始する業務については、1~2 カ月前に入札・開札日を設定することにより、業務開始までの準備期間を確保するよう発注時期の前倒しに努める。

（２）情報提供の拡充

- ・ 発注予定情報の公表を定期的及び事業年度開始後速やかに実施するとともに、詳細な入札情報等については、ホームページの発注サイトに随時公表を行うなど早期の発表に努める。
 - ① 発注予定情報等をできるだけ早く、広く、詳細に行う。
 - ② 調達予定情報を半期毎に公表する。
 - ③ 契約件名については、前年度の業務との継続性や他の業務と関連があるとの誤解を生む恐れがないように名称に留意するとともに、業務の概要が理解できるわかりやすい件名にするなど調達内容が業者に対してわかりやすく伝わるよう工夫する。

（３）公告方法等の改善

- ① 仕様書等の送付依頼などが簡便にできるよう、ホームページの調達情報サイトに契約担当部の担当とメールアドレスを記載する。
- ② 公告等と同時に調達内容の詳細が把握できるようにする。

(4) 過去に契約実績のある者及び特殊な技術、特定の情報を有する者に有利となっているものへの対応

- ① 情報システムの運用・保守など長期的な企業判断を可能とするため、(第二期中期計画期間の範囲内で)複数年度契約を促進する。
- ② 業務内容に配慮して、複数業者が応札しやすい契約単位となっているか検討を行い、一括調達または区分調達への移行について、発注コストを含めて検討する。
- ③ 業務の性質上可能と判断されるものは、賃貸借契約と保守契約を一体で調達することを検討する。

(5) 調達対象に地域性があるなど対応可能な者が限定的(少数)と予想される場合には、周知の徹底や地域の実情を活用した開催方法を導入するなど機構自らが競争参加者の発掘に努める。

(6) 引き続き、一者応札(応募)となった理由の把握に努める。

平成 25 年度環境配慮のための実行計画

平成 25 年 4 月

独立行政法人環境再生保全機構は、「環境配慮に関する基本方針」に基づき平成 25 年度の業務活動がエネルギー及び資源の有効利用を図るものとなるよう、「環境物品等の調達を推進を図るための方針」とともに、この実行計画を定め積極的に取り組むこととする。

I エネルギー(電気使用量の削減)

	項 目	役職員 で取組 むもの	各部で 取組む もの	総務部 で取組 むもの
1	執務室内の照明は、必要な部分のみ点灯することとし、昼休みには原則、消灯する。	○	○	
2	残業時には、照明・電気機器等の集約的な使用に努める。	○	○	○
3	ロッカー室や倉庫等の照明は、普段は消灯し、使用時にのみ点灯する。	○		
4	離席時や着席していても長時間使用しない場合は、机上パソコンのモニター電源を切る。	○		
5	夜間・休日は、パソコン、FAX機能のないプリンター等の主電源を切り、待機時消費電力を削減する。	○	○	
6	コピー機等の OA 機器は、使用後には省電力モードに切り替える。	○		
7	電化製品（テレビ、冷蔵庫等）は、極力台数を整理し、必要最低限の使用にとどめるように努める。		○	○
8	近隣階への移動にはエレベーターの使用を控え、できるだけ階段を使用する。	○		
9	冷暖房の設定温度は、冷房 28℃以上、暖房 20℃以下を基本とする。			○
10	ブラインドの利用等により、熱の出入りを調節する。	○	○	
11	夏期における軽装（クールビズ）、冬期における重ね着等服装（ウォームビズ）を徹底し、冷暖房の使用を抑える。	○		○
12	電気使用量を定期的に職員へ周知する。			○

II 省資源（用紙類の使用量削減）

	項 目	役職員 で取組 むもの	各部で 取組む もの	総務部 で取組 むもの
1	機構の内部向け資料等は、LAN上の文書管理システム等を活用し、極力印刷又はコピーによる用紙の使用を少なくする。	○		
2	外部等に公表する資料等については、ホームページに掲載する等して、印刷物の作成は必要最小限の量とする。	○	○	
3	研修・講習会、説明会等では、プロジェクターの使用や資料のコンパクト化を行う等、配付資料を少なくする工夫をする。	○	○	
4	要綱等は、LAN上の文書管理システム等に登録・管理し、極力、紙の使用量を少なくする。	○	○	
5	外部の機関等から印刷物で入手した資料等については、電子化して閲覧するようにする。	○	○	
6	電子化された資料は、パソコン画面上での閲覧を原則とし、印刷は最小限に止める。	○		
7	コピー機は、枚数や拡大・縮小の誤り等のミスコピーを防止するため、使用前に各自設定を確認するとともに、次に使用する人に配慮し、使用後は必ず設定をリセットする。	○		
8	プリンターやコピー機で複数頁の印刷をする場合は、原則として両面印刷として、可能な限り縮小・集約印刷を活用する。	○		
9	プリンターやコピー機で印刷する際は、トレイを使い分ける等して、可能な限り裏紙（片面使用済みのコピー用紙）を使用する。	○		
10	印刷を行う場合は、その頁数や部数が必要最小限の量となるように考慮し、極力、残部が発生しないように配慮する。	○		
11	印刷物等は、可能な限り軽量の紙を使用する。		○	○
12	資料等は、各人がそれぞれ保有することを控え、共有化を図る。	○	○	
13	ポスター、カレンダー等の裏面が活用できる紙は、メモ用紙等に利用するよう可能な限り工夫する。	○		
14	使用済み封筒の再利用に努める。	○	○	
15	使用用紙量を定期的に職員へ周知する。			○

III 節水

	項 目	役職員 で取組 むもの	各部署 で取組 むもの	総務部 で取組 むもの
1	手洗い時、トイレ使用时、洗い物においては、日常的に節水を励行する。	○		

IV 廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理

	項 目	役職員 で取組 むもの	各部署 で取組 むもの	総務部 で取組 むもの
1	使い捨て製品（紙コップ、使い捨て容器入りの弁当等）の使用や購入を抑制する。	○	○	
2	再使用又はリサイクルしやすい製品を優先的に購入・使用する。	○	○	○
3	詰め替え可能な製品の利用や備品の修理等により製品等の長期使用を進める。		○	○
4	コピー機、パソコン、プリンター等について、リサイクルしやすい素材を使用している製品を購入する。		○	
5	包装・梱包（段ボール等）の削減、再使用に取り組む。		○	
6	店で物を購入する際は、袋を持参するなどしてレジ袋を受け取らないように努める。	○		
7	紙、金属缶、ガラスびん、ペットボトル、プラスチック、電池等のリサイクル可能なものについて、分別回収ボックスを適正に配置する等により、ごみの分別を徹底する。	○		○
8	保存年限を過ぎた文書類は、機密文書等を扱う専門のリサイクル業者に処理を委託する等、機密の保持とリサイクルに取り組む。		○	○
9	ごみの排出状況をチェックし、結果を定期的に職員に周知する。			○

V イベント等の実施における環境配慮

	項 目	役職員 で取組 むもの	各部で 取組む もの	総務部 で取組 むもの
1	主催イベント等において包括的に環境配慮を行う。	○	○	
2	機構が発注する事業等については、適切な環境保全の取組みがなされるように、入札時及び発注時に必要な事項を盛り込む。		○	

VI グリーン購入の推進

	項 目	役職員 で取組 むもの	各部で 取組む もの	総務部 で取組 むもの
1	コピー用紙、印刷物・パンフレット等、名刺、その他の紙について、再生紙又は未利用繊維への転換を図る。		○	
2	再生パルプの使用率や白色度を考慮した再生紙利用を行う。		○	
3	再生パルプ使用率を印刷物等に明記する。		○	
4	エコマーク商品を優先的に購入する。		○	
5	再生材料から作られた製品を優先的に購入、使用する。		○	
6	間伐材、未利用資源等を利用した製品を積極的に購入、使用する。		○	
7	修理や部品交換が可能で、部品の再使用、素材の再生利用が容易な設計の製品を優先的に購入、使用する。		○	
8	環境に配慮した物品等の調達に係る方針に基づき物品リストを作成し、リストに基づく購入を行う。		○	
9	グリーン購入の状況について、年1回集計して公表する。		○	○

VII 温室効果ガス排出量の把握

	項 目	役職員 で取組 むもの	各部で 取組む もの	総務部 で取組 むもの
1	機構が自ら行う事務・事業により排出する温室効果ガス排出量を把握し、年1回公表する。		○	○

VIII 役職員に対する啓発及び社会貢献

	項 目	役職員 で取組 むもの	各部で 取組む もの	総務部 で取組 むもの
1	役職員に対して、環境配慮に関する啓発を行う。 具体的には、 ① 環境配慮や環境保全に関する研修を実施する。 ② 役職員が日常の業務の中で環境配慮活動を実践するために取り組むべき項目（チェックリスト）の点検を7月及び1月に行い、その意識向上を図る。 ③ 国等が主唱する環境関係の諸行事やNGOが行う環境保全活動等へ役職員が参加しやすいよう必要な情報提供を行う。			○
2	役職員は国等が主唱する環境関係の諸行事やNGOが行う環境保全活動等へ参加するよう努める。	○		

IX 削減目標（電気使用量、用紙使用量、ごみ排出量）

平成25年度の電気使用量、用紙使用量、及びごみ排出量の削減目標については、過去3カ年度（平成22～24年度）でそれぞれ最も低い排出量を達成した年度の値を目標とし、さらなる削減に努めるものとする。

<参考値>

○電気使用量：平成24年度 115,796kWh（対象：OA機器及び照明）

○用紙使用量：平成23年度 1,351,000枚（用紙購入量）

○ごみ排出量：平成22年度 12,325kg

簡潔に要約された財務諸表（法人全体）

①貸借対照表

(単位:百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産		流動負債	
現金及び預金等	198,692	債券・借入金等	8,700
割賦譲渡元金	36,433	その他	2,535
貸付金	2,796	固定負債	
その他	1,142	石綿健康被害救済基金預り金	76,175
固定資産		ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金預り金	40,200
有形固定資産	93	債券・借入金等	14,185
投資有価証券等	71,935	預り維持管理積立金	79,239
破産更生債権等	674	引当金	644
その他	255	資産見返負債	118
		長期リース債務	5
		法令に基づく引当金等	10,769
		負債合計	232,570
		純資産の部	
		資本金(政府出資金)	15,955
		資本剰余金	43,583
		利益剰余金	19,912
		純資産合計	79,450
資産合計	312,020	負債純資産合計	312,020

②損益計算書

(単位:百万円)

	金額
経常費用(A)	64,692
業務費	
人件費	608
その他	62,997
一般管理費	
人件費	428
その他	345
財務費用	276
その他	36
経常収益(B)	68,583
補助金等収益等	18,000
自己収入等	50,583
臨時損益(C)	128
前中期目標期間繰越積立金取崩額(D)	21
当期総利益(B-A+C+D)	4,039

③キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

	金額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー(A)	27,447
人件費支出	△1,209
補助金等収入	22,334
自己収入等	59,594
その他支出	△53,272
II 投資活動によるキャッシュ・フロー(B)	△14,657
III 財務活動によるキャッシュ・フロー(C)	△13,685
IV 資金増加額(△資金減少額)(D=A+B+C)	△895
V 資金期首残高(E)	3,931
VI 資金期末残高(F=D+E)	3,036

④行政サービス実施コスト計算書

(単位:百万円)

	金額
I 業務費用	14,111
損益計算書上の費用	64,694
(控除)自己収入等	△50,583
II 損益外減価償却相当額	0
III 引当外賞与見積額	6
IV 引当外退職給付増加見積額	△19
V 機会費用	102
VI 行政サービス実施コスト	14,200

財務情報 財務諸表の概況

表 主要な財務データの経年比較

(単位:百万円)

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
経常費用	73,225	69,221	68,276	66,616	64,692
経常収益	74,293	70,565	68,657	69,439	68,583
当期総利益	1,687	1,597	1,513	3,400	4,039
資産	306,227	307,404	308,716	309,873	312,020
負債	237,201	236,731	236,502	234,331	232,570
利益剰余金	9,511	11,077	12,575	15,894	19,912
業務活動によるキャッシュ・フロー	33,273	35,162	35,615	27,790	27,447
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 12,663	△ 32,441	△ 22,846	△ 28,806	△ 14,657
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 22,235	△ 18,839	△ 16,067	△ 16,439	△ 13,685
資金期末残高	40,801	24,684	21,385	3,931	3,036

表 事業損益の経年比較 (区分経理によるセグメント情報)

(単位:百万円)

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
公害健康被害補償予防業務勘定	△ 597	△ 199	△ 1,157	△ 645	81
(うち公害健康被害補償業務)	(△ 640)	(△ 279)	(△ 1,189)	(△ 561)	(98)
(うち公害健康被害予防業務)	(42)	(80)	(31)	(△ 84)	(△ 17)
石綿健康被害救済業務勘定	—	—	—	—	—
基金勘定	—	—	—	—	460
(うち地球環境基金業務)	(-)	(-)	(-)	(-)	(272)
(うちポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金業務)	(-)	(-)	(-)	(-)	(151)
(うち維持管理積立金業務)	(-)	(-)	(-)	(-)	(36)
承継勘定	1,635	1,543	1,538	3,468	3,349
合計	1,037	1,344	381	2,823	3,891

表 総資産の経年比較（区分経理によるセグメント情報）

（単位：百万円）

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
公害健康被害補償予防業務勘定	60,095	60,049	58,878	58,210	57,932
（うち公害健康被害補償業務）	(13,300)	(13,007)	(11,895)	(11,312)	(11,057)
（うち公害健康被害予防業務）	(46,795)	(47,042)	(46,983)	(46,897)	(46,875)
石綿健康被害救済業務勘定	49,341	57,150	64,009	69,877	76,670
基金勘定	98,956	109,558	119,462	128,186	135,397
（うち地球環境基金業務）	(14,286)	(14,508)	(14,562)	(14,614)	(14,610)
（うちホリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金業務）	(35,501)	(38,131)	(39,649)	(40,381)	(40,993)
（うち維持管理積立金業務）	(49,169)	(56,918)	(65,250)	(73,191)	(79,794)
承継勘定	97,834	80,648	66,367	53,600	42,020
合計	306,227	307,404	308,716	309,873	312,020

表 行政サービス実施コストの経年比較

（単位：百万円）

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
業務費用	18,643	13,981	14,164	14,295	14,111
うち損益計算書上の費用	73,256	68,397	66,824	66,623	64,694
うち自己収入等	△54,613	△54,416	△52,660	△52,327	△50,583
損益外減価償却等相当額	0	0	0	0	0
引当外賞与見積額	△7	4	△9	△1	6
引当外退職給付増加見積額	△34	40	45	△6	△19
機会費用	224	201	158	90	102
行政サービス実施コスト	18,826	14,226	14,359	14,378	14,200

事業の説明 財源構造

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位:百万円、%)

区 分	公害健康被害補償業務		公害健康被害予防業務		公害健康被害補償 予防業務勘定計	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率
運営費交付金収益	527	1.2%	—	—	527	1.2%
賦課金収益	35,254	79.4%	—	—	35,254	77.4%
補助金等収益	8,583	19.3%	200	17.5%	8,783	19.3%
財務収益	12	0.0%	941	82.4%	953	2.1%
その他	17	0.0%	1	0.1%	18	0.0%
計	44,393	100%	1,142	100%	45,535	100%

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位:百万円、%)

区 分	石綿健康被害 救済業務勘定	
	金額	比率
石綿健康被害救済基金預り金取崩益	3,100	81.8%
補助金等収益	663	17.5%
その他	27	0.7%
計	3,790	100%

(基金勘定)

(単位:百万円、%)

区 分	地球環境基金業務		ポリ塩化ビフェニル廃棄物 処理基金業務		維持管理積立金業務		基金勘定計	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
運営費交付金収益	959	81.1%	192	7.6%	53	15.9%	1,205	29.7%
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金預り金取崩益	—	—	2,351	92.4%	—	—	2,351	57.9%
維持管理積立金運用収益	—	—	—	—	276	82.4%	276	6.8%
財務収益	221	18.7%	—	—	—	—	221	5.4%
その他	2	0.2%	0	0.0%	6	1.7%	8	0.2%
計	1,182	100%	2,544	100%	335	100%	4,061	100%

(承継勘定)

(単位:百万円、%)

区 分	承継勘定	
	金額	比率
運営費交付金収益	1,641	10.8%
事業資産譲渡高	11,169	73.5%
財務収益	1,225	8.1%
その他	1,162	7.6%
計	15,197	100%

承継勘定においては、独立行政法人環境再生保全機構法附則第 8 条に基づき、承継業務に必要な費用に充てるため、環境大臣の認可を受けて長期借入を行っている（平成 25 年度期末残高：7,885 百万円）。なお、平成 23 年度までは環境再生保全機構債券を発行していたが、平成 24 年度及び平成 25 年度の発行実績はなかった（平成 25 年度期末残高：15,000 百万円）。

平成 25 年度職員研修実績

全研修実績	51 講座	660 名
-------	-------	-------

内訳

1. 外部研修

研修名	研修日程	受講者数
[環境調査研修所関係]		
廃棄物リサイクル研修	6/4-6/7	1 名
大気環境研修	7/9-7/12	1 名
地球温暖化対策研修	7/29-8/2	1 名
環境教育研修	9/3-9/6	1 名
野生生物研修	9/10-9/13	1 名
環境パートナーシップ研修	9/30-10/4	1 名
環境影響評価研修	10/7-11	1 名
自然環境研修	10/15-18	1 名
日中韓三カ国合同研修	11/18-22	1 名
[管理部門関係]		
制度設計から見た監事監査等の概要	5/8	1 名
公文書管理研修	6/19	1 名
第 120 回内部監査基礎講座	6/24-25	1 名
2013 COSO 内部統制フレームワーク改訂セミナー等	7/19, 9/6	3 名
評価・監査中央セミナー	7/20-21	1 名
財務会計研修	9/18-20	1 名
会計事務職員研修	9/30-11/15	2 名
メンタルヘルスセミナー	10/4	1 名
予算編成支援システム研修	10/9, 11	3 名
中小企業BCP作成セミナー	10/16	1 名
苦情相談実務研修会	11/15	1 名
新入社員研修企画セミナー	11/19	1 名
消費税中央セミナー	11/20	2 名
パワハラ対策講演会	12/9	1 名
衛生管理者受験準備講習会	1/9	1 名
母性保護・育児休業研修会	1/24	1 名
給与実務の実例研修会	2/21	1 名
公務員倫理法・倫理規程実務研修会	3/7	1 名
トーマツリスクマネジメントセミナー	3/20	1 名

[その他]		
情報システム統一研修	5/30、7/29-8/1、 9/25-9/27	3名
低炭素協会実務研修	7/1-3/31	1名
統計研修（PCを用いた統計入門）	8/5-8/9、10/21-25、 12/9-13、1/27-31	4名
新人職員フォローアップ研修	9/5	7名
人権研修（前期）	9/10	8名
コミュニケーションスキル講座	1/8	1名
統計研修（一般職員課程）	1/14-17	1名
統計研修（統計調査基礎課程）	1/10-31	1名
人権研修（後期）	2/13	8名
西淀川研修	2/26、27	2名
計	38講座	70名

2. 内部研修

研修名	研修日程	受講者数
新入職員研修	4/3-4/4	7名
人事評価者研修	5/10	5名
新任課長研修	6/12	5名
メンタルヘルス研修	7/17	11名
Eラーニング（簿記）	9/16-	2名
文書管理研修	9/20	10名
新人半年研修	10/18	7名
情報セキュリティ研修	12/13, 16	158名
防災研修	1/29	22名
コンプライアンス研修	1/29	144名
パワハラ防止研修	2/6	42名
産業医講演会	2/14、26	160名
課長 PDCA 研修	通年	17名
計	13講座	590名